

TUC

高崎商科大学教職課程年報

(『TUC教職課程授業づくり省察集』合併号)

2022

高崎商科大学
Takasaki University of Commerce

まえがき

3年に及ぶ世界的規模の「新型コロナウイルス感染症」は、ようやく終息段階にさしかかっていますが、ヨーロッパではロシアによるウクライナ侵攻もこの2月で1年を経過、またトルコ・シリア大地震が発生し甚大な被害に見舞われています。

自然災害や過酷な人災を予防し、あるいはその被害を最小限度に抑え込むには何が大切なのかと問えば、おそらくそれは学校教育、とくに「人間教育」の重要性ではないでしょうか。どんなに科学技術が発達しても、運用する人間次第で悲劇を招いてしまいます。

「人は人によって人になる」とは、どこかで聞いたことのあるフレーズ。この言葉は、それこそ人によってさまざまに受けとめられるでしょう。ここでは「人間は教育によって成長する」と理解しますと、学校教師の役割はとてつもなく大きいと言えます。ある人が敬老の日や母の日・こどもの日などはあるが、「残念なるかな先生の日がない」と嘆いているのも分かります。

いまや「人生100年時代」、何が起こるか予測もできない100年、キャリアパスは起伏に富んだものとなり、誰しもたびたび重大な岐路に立たされるでしょう。「より良い社会」をつくり「幸福な人生」を送るうえで、しっかりした判断が求められます。

ここに『TUC 高崎商科大学教職課程年報（『TUC 教職課程授業づくり省察集』合併号）2022』が刊行されました。教職課程生のみなさんがコロナ禍の中で感染予防に努めながら教育実習を行った貴重な体験記録として後世に残ることでしょう。

教生のみなさんの今後のご活躍に期待しています。

結びに、お世話になりました実習校の校長先生はじめ諸先生方、教職課程履修生たちを温かく導かれた菅原亮芳先生、下山寿子先生、関係の教職員のみなさまへ心から感謝を申し上げます。

令和5年2月1日

高崎商科大学学長 渕上 勇次郎

目 次

まえがき	上 勇次郎 (i)
I 論文	
未来の高校教員を育てる高崎商科大学教職課程のケーススタディに向けての一試論	菅 原 亮 芳 1
学習と発達における「診断」の意味と役割ー医学的視点を手がかりとしてー	下 山 寿 子 29
II 「履修生の学びの記録」(教育実習を基盤とした学びの集大成=教職実践演習)	35
1. 教育実習及び教職実践演習の現況	
2. 「履修生の学びの記録」	
石橋功基 大淵由菜 北爪颯 古田島遥子 中山仁人 樋下田琉里	
III 授業研究会における先輩教員たちのコメント	61
遠藤真美 夏目智明 二瓶雅季 福田彩乃	
IV 2022年度活動報告	67
1. 教員養成に係る授業科目及び担当教員	
2. 教員養成の理念と目標(各段階における到達目標)	
3. 教員養成に係る組織図及び免許一覧	
4. 教員養成に係る専任教員の学位及び業績	
5. 卒業者の教育免許状取得の状況	
6. 卒業生の教員への就職状況	
7. 教員養成の教育の質向上に関わる取り組みの概要	
8. 介護等体験指導の現況	
9. 「教職課程に関するFD・SD」の実施	
10. 教職課程インターンシップの実施	
11. 2022年度の高崎商科大学教職課程の歩み	
V 高崎商科大学教職課程自己点検・評価書の作成への覚書	
ー「令和3年5月7日、ガイドラインの『教職課程の自己点検・評価の観点』を踏襲してー	
.....	79
VI 教職指導に係る学内組織等の体制	83
謝辞	

I 論文

未来の高校教員を育てる高崎商科大学教職課程の ケーススタディに向けての一試論

菅原亮芳

1. はじめに

ここに一つの論文と一つの「報告書」がある。

学術論文は、南山大学教職センターの五島敦子先生の手になる「教職課程の自己点検・評価の義務化に向けての課題－教職課程の教育と運営に関する歴史と現状－」（『南山大学教職センター紀要』第8号、2021年 https://researchmap.jp/agoshima/published_papers/36190143 2022年6月1日アクセス 最終検索確認日）である。

「報告書」は、「尚絅学院大学 2021（令和3）年度教職課程の全学的な組織体制の整備及び自己点検・評価（教育職員免許法施行規則第22条の7、8による規定）」（<https://www.shokei.jp/institution/ttc/pdf/evaluation/evaluation2021.pdf> 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日）である。

なぜ、この論文と「報告書」に着目したか。

それは、2000年代における日本の教師教育制度改革、就中2022年・令和4年3月25日付「教育職員免許法施行規則」改正（「第二十二條の八」）に伴い、同年4月からの「教職課程の自己点検・評価」義務化にむけて本学の取組を考えている最中に、この2つの研究論文に出会うことができ、かつ本学の教職課程をセルフ・スタディをする上での不可欠なテキストとなると予感したからである。「他大学は教職課程の自己点検・評価のためどのように取り組んでいるのだろうか」という問いに対する回答を、五島論文と尚絅学院大学の「報告書」は運んできてくれたのである。筆者は、2つの研究論文を拝読し、大変勉強になり、刺激を受け、感謝した。

そこで、ここでは上述した五島論文と尚絅学院大学の「報告書」の筆の跡に多くを学びながら、本学の「教職課程の自己点検・評価」活動に向けて、「教職課程の質保証のガイドライン会議」「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（案）」（https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20210118-mxt_kyoikujinzai02-000012184_02.pdf 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日）と「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日、以後、「ガイドライン」という）『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（令和5年度開設用）＜別冊＞』（文部科学省総合教育政策局教育人材政策課所収、95-105頁 https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kyoikujinzai01-000003171_36.pdf 2023年1月22日アクセス 最終検索確認日）と「尚絅学院大学 2021（令和3）年度教職課程の全学的な組織体制の整備及び自己点検・評価（教育職員免許法施行規則第22条の7、8による規定）」（<https://www.shokei.jp/institution/ttc/pdf/evaluation/evaluation2021.pdf> 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日）が提示する「自己点検・評価の観点」を素材に、本学の教職課程は何ができていて（現状）、何ができていないのか（特徴・問題・課題）、どういう方向性で改善（研究と改革改善）していくべきなのかを検討したい。本稿の目的も、またここにある。なお、本稿には、今後の教職課程研究や

「FD/SD」研究などのための参考文献も必要に応じて付しておくことにした。参照されたい。

ところで、筆者は、2022年6月8日に、高崎商科大学「教職課程に関するFD・SD」研修会において「2000年代における教師教育制度改革の基本的特質と本学の取組課題－『教職課程の自己点検・評価』義務化過程を中心に」と題する発表をした。ここでは、その時に作成した資料を一部補筆し、修正し、上記の問題意識のもと、多くの行政文書や先行研究等を素材に追加し、第1には、2000年代の教師教育改革の動向を素描し、第2には、文科省の教職課程自己点検・評価に関するガイドラインを概説し、そして第3には、本学教職課程の現状・特徴・課題について整理し、検討したい。

このような作業を通して、未来の高校教員を育てる高崎商科大学教職課程のセルフスタディに向けて、一つの試論を加えてみたい。

ただし、ここに掲載する現状・特徴・問題・研究・改革改善は、本学教職課程が、これから本格的に教職課程自己点検・評価活動を実施する上での試行的研究に過ぎないことをお断りしておきたい。筆者は、約20年間、高崎商科大学教職課程の教育研究、授業、教職指導、教育課程編成等に携わってきた。筆者は、長らく「教員養成カリキュラム検討委員会」と「教育実習委員会」それぞれの委員長を歴任した。しかし、本稿はその20年間の教職課程組織運営と教育・学修成果を素材としてしたためたが、あくまで筆者の個人的な見解の一文であり、公式の見解を示した文書ではない。

さらに、筆者はガイドラインの「2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示」を疑問形に要約・抜粋した一覧を作成した。ここでは、その疑問に答える形で叙述した次第である。

また同書には、根拠資料を提示した「V 高崎商科大学教職課程自己点検・評価書の作成への覚書」（本書79～82頁参照）を作成し掲載している。そちらも参考されたい。

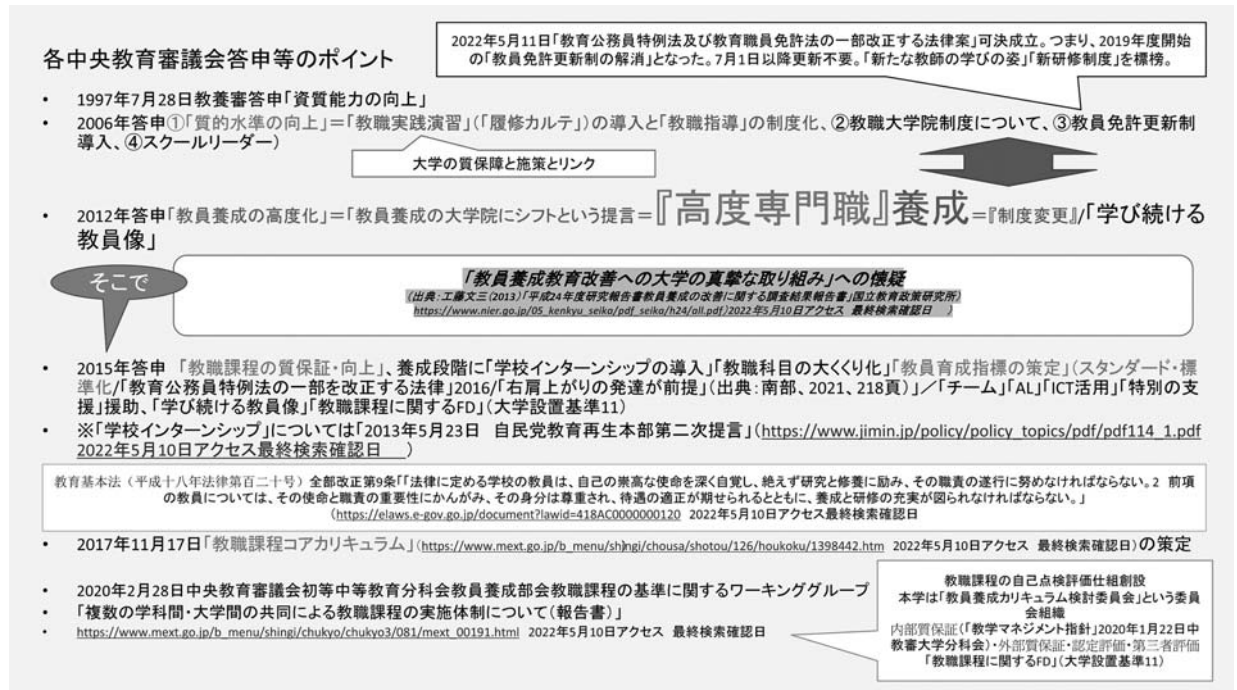
2. 素描：2000年代における教師教育制度改革の基本的特質

2000年代における教師教育制度改革の基本的特質はいかなるものなのだろうか。

図1は、それを多くの先行研究に学び、筆者なりに、図式化したものである。

この図1からわかることは、多くの研究者が指摘しているように、教職課程の質保証・向上がトピックになっていることである。それは大学の質保証・向上ともリンクしていることは、言うに及ばない。

図1 素描：一部改正 2000 年代における教師教育制度改革の基本的特質 (2022 年 6 月 8 日資料の修正補筆)



(出典：1997年7月28日教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について 第一次答申」製本版/2006年7月11日・中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/12127 2022年5月10日アクセス最終検索確認日/中央教育審議会答申・2012年8月28日・中央教育審議会答申・「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/13250 2022年5月10日アクセス最終検索確認日/2015年12月21日・中央教育審議会答申・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile・2022年5月10日アクセス最終検索確認日/2017年11月17日教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm 2022年5月10日アクセス最終検索確認日/2020年2月28日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/081/mext_00191.html 2022年5月10日アクセス最終検索確認日/工藤文三(2013)「平成23～24年度プロジェクト研究調査研究報告書 教員養成の改善に関する調査結果 教員養成等の在り方に関する調査研究(教員養成改善班)報告書 平成25(2013)年3月」研究代表者 工藤文三(国立教育政策研究所初等中等教育研究部長 https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h24/all.pdf 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日/南部広孝編著(2021)『検証日本の教育改革』学事出版(この本から様々な関連文献をご教示頂いた。感謝する。)/八田幸恵「21世紀の日本の教師教育改革について」(南部広孝他編(2012)『東アジア新時代の教育』京都大学学術出版会、219頁)/佐藤学編(2016)『学びの専門家としての教師』岩波書店/油布佐和子(2013)「教師教育の改革の課題」『教育学研究』80-4/油布佐和子(2015)『現代日本の教師』放送大学教育振興会/独立行政法人教職員支援機構(2019)『平成30年度「育成協議会の設置と育成指標・研修計画に関する調査プロジェクト」報告書」https://www.nits.go.jp/research/report/files/2019_report_001.pdf 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 27頁、/石川一郎(2017)『2020年代の教師問題』KKベストセラーズ/高見茂(2017)『教職教育論』協同出版/吉田武男(2019)『教職論』ミネルヴァ書房/アンディ・ハーグリーブス 木村優他訳(2016)『知識社会の学校と教師』金子書房/木村優他訳(2022)『専門職としての教師の資本』金子書房、/徳永保編著(2019)『現代の教育改革』ミネルヴァ書房/日本教師教育学会編(2014)『日本教師教育学会年報』第23号「教師教育の高度化を考える」/菅原亮芳(2019)『教職論』高崎商科大学/森山賢一(2020)「教育課程における質保証・向上と実施体制」『玉川大学教師教育リサーチセンター年報』第10号 <https://tamagawa.repo.nii.ac.jp/index.php?action=page> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日/20211201「評価者からみた教職課程の自己点検・評価のまとめと注意点」「大学アドミニストレーターを目指す大学職員ブログ」<https://www.daigaku23.com/> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日/五島敦子(2021)「教職課程の自己点検・評価の義務化に向けた課題」『南山大学教職センター紀要』第8号 <https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日/『大東文化大学内部質保証(自己点検・評価活動)』<https://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日/日本教師教育学会編(2017)『教師教育研究ハンドブック』学文社を参照して作成した。)

図1からわかるように、ここには①各大学の教員養成のシステムと内実の改善要求、②それを基盤とした「教職課程の質保証・向上」をセットにした改革であることがわかる。具体的には2006年答申における教職指導のシステム化と「履修カルテ」の導入、2012年答申の「教員養成の高度化」、2015年答申の「学校インターンシップ」、「教員育成指標の策定」、「教職課程に関するFD」などである。

これらの施策は、2013年の工藤文三を研究代表とする「教員養成改善の調査研究」（工藤、2013）の果実を下地にしていることが判明する。そして2017年の文科省の「教職課程コアカリキュラム」の作成は、何を教えれば、「〇〇」（例えば、「教育原理」）を教えたことになるのかという指針を示した。必ずしもこれらの施策は、準専門職としての教員の専門職化過程を指し示したものではなく、上述の工藤の言う「教員養成改善」が主であったことがわかる。教員の専門職化過程を示したものであれば、教師の自律性を前面に出す改革になっていたはずである。

このような一連の改革（1997年から2021年）から産出された「教職課程自己点検・評価」のためのガイドラインは、2021年5月7日付けで「教職課程の質保証のためのガイドライン検討委員会」（文科省、2023、95-105頁）から出されることになった。もちろん2022年・令和4年3月25日「教育職員免許法施行規則」改正があつてのことである。

3. 概説：2023「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日、以後、「ガイドライン」と略記する）『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（令和5年度開設用）〈別冊〉』（文部科学省総合教育政策局教育人材政策課所収、95-105頁 https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kyoikujinzai01-000003171_36.pdf 2023年1月22日アクセス 最終検索確認日）を素材に、そこに所載された内容の概要整理を行う（以後、この『手引き』に所収された「ガイドライン」を主資料とする）。

では、いかなる目次から成り立っているのだろうか。以下に抜粋して、列挙する。

「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン

令和3年5月7日

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議

I. 策定の背景

II. 教職課程の自己点検・評価

1. 基本的考え

- ①教職課程の自己点検・評価の基本的手順
- ②教職課程の自己点検・評価の実施間隔
- ③教職課程の自己点検・評価の実施単位
- ④教職課程の自己点検・評価の実施体制

2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示

- ①教育理念・学修目標
- ②授業科目・教育課程の編成実施
- ③学修成果の把握・可視化
- ④教職員組織

⑤情報公開

⑥教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

⑦関係機関等との連携

Ⅲ. 全学的に教職課程を実施する組織体制について

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制の必要性について

2. 全学的に教職課程を実施する組織体制の果たす役割・機能

3. 中核組織の形態

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（概要）

以上が目次構成である。A4版・全約10頁から成り立っている。以下には、誤読を懼れず、当該ガイドラインの概要を概説したい。

まず「Ⅰ. 策定の背景」である。ここでは教職課程自己点検・評価が「義務化」されたことの法的根拠を示し、その結果と研究・改革・改善の「情報公表」と「内部質保証体制」を求める。その一方で、教職課程「自己点検・評価の観点」を明示し、組織体制について問うている（「ガイドライン」、2023、95-96頁）。

つまり、システムとしての取り組みが大切であると記しているのである。教職課程の自己点検・評価活動は、実施すること自体が目的ではなく、最終的にはシステムとして機能し、各大学で学修成果の可視化などを含めた教職課程の改善に繋げてこそ意味があるということなのであろう。

このため、例えば、教職課程の改善に向けた「アクションプラン」の策定や「FD（ファカルティ・ディベロップメント）」・「SD（スタッフ・ディベロップメント）」の実施など、教職課程の自己点検・評価活動の結果を教職課程の改革・改善に実際に結び付けていくための方策については、各大学において検討し、具体化を図って、所管を明示することが重要であると主張するのである。

続けて、ガイドラインは、「Ⅰ」を踏まえ「Ⅱ-1-① 基本的な手順」を記す。ここでは、「教職員や教職課程の学生、さらには所在する地域の学校（中略）等に対するアンケートやヒアリング、定量的なデータの収集等を通じて、各教職課程の状況を正確に把握」、「法令等により求められている事項の遵守状況、積極的に評価することができる点、改善を要する点等を分析」、「最終的には、根拠となる資料やデータ等を示しつつ、評価をとりまとめ、公表」、「公表に当たっては、（中略）大学は、教職課程の自己点検・評価に特化した報告書を別途とりまとめることも考へられるが、大学の状況に応じて適切に判断することが期待」、「この結果を基に第三者評価を実施することなども期待」（「ガイドライン」、2023、97頁より抜粋）される、とそれぞれ述べられているのである。

この文言からもわかるように「定量的データ」の公表、「法令遵守」の有無、「つよみ（特色・長所）と弱み（短所）の改善方策」の表明、「根拠（エビデンス）資料の提示」、外部の「認定評価」の実施が不可欠、というのである。また、「評価項目」に関して言えば、例えば、「令和2年度 文部科学省委託研究「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」 運営の責任体制と自己点検・評価を核とした教職課程質保証評価に関する研究」（令和3年3月22日 一般社団法人 全国私立大学教職課程協会 教職課程質保証に関する特別委員会 <http://www.zenshikyo.org/topics/2021/06/08/bea6240de325ee498d460b4e4a89f6aed6369c29.pdf> 2023年1月27日アクセス 最終検索確認日）などのガイドラインを参考することも奨励していることは注目される。

次に、「Ⅱ-1-②」すなわち「実施間隔」についてである。ガイドラインは、「（前略）どのような間隔で自己点検・評価を行うかは各大学の判断に委ねられている」といい、「いたずらに実施間隔が長期化することは望ましくなく」と戒め、「なお書きになっているが、「日常的に教職課程の自己点検・評価の実施に備えたデータの収集等を行っておくことが必要である。」と記すのであ

る（「ガイドライン」、2023、97 頁）。

しかし、報告書を「毎年」度作成するのか、「3 年？（註：筆者）に一度」なのかは、教職課程組織運営の在り方と密接な関係があるが故に、軽々に各大学が即断できないとしていることを、筆者は理解できる。

「Ⅱ-1-③」は、「実施単位」である。ガイドラインは、「複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。」（「ガイドライン」、2023、98 頁）としている。

この指導・助言は教員養成目的大学ではない、一般大学、しかも、例えば 1 学部 2 学科を置く多くの大学などでは「複数の学科等を束ね」た報告書を作成というように柔軟な対応でよいと指導・助言しているのは、多いに助かることである。

さて「2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示」に移ろう。

ここでは「学校教育法」第 172 条の第 2 項および「教育職員免許法施行規則」第 22 条第 6 項の評価観点を包摂し、教職課程運営上「最低限必要と考えられるものを想定した例示」（「ガイドライン」、2023、98 頁）したと記している。

上記の「目次」に示したように、全 7 項目が「評価観点例示」として示されている。図 2 は「評価観点例示」を図式化したものである。【図 2】からわかることは観点レベルが「大学」（大学単位での策定）五島、2021、12 頁注 5 の要約）「学科」「授業」というように区分されていることである。

これは所管と責任主体を明確化したものと考えられる。具体的には、大学レベルでは、大学の建学の精神や「3 つのポリシー」などに立脚し、教員養成の理念や構想・目的を、加えて学部での教員養成の目的、目処とする教師像を、学科では、大学や学部での教員養成の理念等に照らし、各学科の教育目標に照らして教師教育で育成する教師像を明確にすることが求められていると解することができる。そして授業レベルでは、大学・学部・学科が「目処としての教師像」に照らし、それぞれの科目担当者が責任をもって、その理念と目標を具現化すべく実践し、その結果のセルフ・スタディを行い、第三者にも評価してもらうように努めよということであろうか。

図 2

観点	大学全体レベル	学科等レベル	授業科目レベル	何年毎実施？
I 教育理念・学修目標 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」	①「教員養成の目標及び当該目標を達成のための「計画策定」状況と「計画の見直し」状況」	左に同じ	文科省は「キヤップ制」とは「1年間等に登録できる単位の上限を設置可能なシステム」という。 (出典:「学士課程教育の構築に向けて」平成20年12月24日、中教審、「用語解説」より要約)	何年毎実施？
II 授業科目・教育課程の編成実施 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」	②「教育課程の編成」状況 ③「必要な施設・設備の整備状況」	④「キヤップ制の設定状況」 ⑤「ICTの活用指導力」の修得状況 ⑥「教育課程の見直し状況」	⑦「教職コアカリ・学習指導要領への対応と目標設定状況」 ⑧「シラバスの作成状況」 ⑨「AL」「ICT」の導入状況 ⑩「科目の見直し状況」 ⑪「教職実践演習・教育実習の実施状況」	何年毎実施？
III 学修成果の把握・可視化	⑫「成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況」	☆「同一科目複数教員における成績評価のスタンダード化」 ⑬「教員養成の達成状況・履修カルテ」の適切な活用化・教員育成指標や教学マネジメント指針」の設定	⑭「成績評価の状況」 「評語」とは点数を附した理由文。	何年毎実施？

出典
①五島敏子、2021、3頁「図表」を参考に作成。
https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/ndex.php?action=pages_2021年5月9日アクセス_最終検査確認日
②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（案）」より作成。
https://www.met.go.jp/ai/since/content/20210118-mst_kyoikuinza02-000012184_02.pdf
2022年5月9日アクセス 最終検査確認日
改行・番号・色づけは菅原

観点	大学全体レベル	学科等レベル	授業科目レベル
IV 教職員組織	⑮「教員配置の状況」(法令「教職課程設置基準」2001年) ⑯「教員の業績等」 ⑰「職員の配置状況」 ⑱「FD-SDの実施状況」	左に同じ	⑲「授業アンケートの実施状況」
V 情報公表	⑳「学校教育法施行規則172-2」及び「教育職員免許法施行規則」22-6 ㉑「学修成果の情報公表」 ㉒「教職課程自己点検・報告書」の「評価書」の公表	左に同じ	
VI 教職指導 (学生の受け入れ・学生支援)	㉓「学生確保の取り組み状況」 ㉔「履修指導の実施状況」 ㉕「進路指導の実施状況」	左に同じ	
VII 関係機関等との連携	㉖「教育委員会や学校法人との連携・交流状況」 ㉗「教育実習協定校との連携・協力状況」 ㉘「学外の多様な人材の活用状況」		

出典

①五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成。
<https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2021年5月9日アクセス 最終検索確認日

②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」より作成。
https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/content/20210118-met_kyoikujinzai02-000012184_02.pdf

2022年5月9日アクセス 最終検索確認日
 改訂・番号・色づけは菅原

(出典：・五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成 (<https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日)。「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」(以後、「ガイドライン」という)『教職課程認定申請の手引き(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き)(令和3年5月7日 令和5年度開設用)〈別冊〉』文部科学省総合教育政策局教育人材政策課所収、95-105頁 https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kyoikujinzai01-000003171_36.pdf 2023年1月22日アクセス 最終検索確認日)と「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」5-9頁より作成 (https://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/content/20210118-met_kyoikujinzai02-000012184_02.pdf 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日から作成)。

読み進めると、誤読が多いことを懼れるが、特に「②授業科目・教育課程の編成実施」「大学レベル」「複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況」「複数の教職課程間における授業科目の共通開設は、開設に責任を負う学科等の強み・特色を生かしつつ適切に行われているか 等」という文言をどのように理解したらよいかに苦しんだ。

この点を、資料を別のものにして、「教職課程質保証に関する特別委員会」(2021)「令和2年度文部科学省委託研究「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」運営の責任体制と自己点検・評価を核とした教職課程質保証評価に関する研究」(令和3年3月22日 一般社団法人 全国私立大学教職課程協会 <http://www.zenshikyo.org/topics/2021/06/08/bea6240de325ee498d460b4e4a89f6aed6369c29.pdf> 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日)で示された『「教育課程 自己点検・評価基準」(改定版)』、「基準項目3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施」に照らすことにした。もし「②学科等の目的を踏まえ、『教科専門』『教科指導』『教職専門』の各科目・領域間の系統性の確保を図っているか」(前掲書、114頁)に匹敵と仮定して、例えば、本学の例で言うならば、全学の「カリキュラムマップ」・「スキル別科目担当表」・「授業科目一覧」、他方、教職課程の「教科および教の指導法に関する科目」・「教育の基礎的理解に関する科目」・「大学が独自に設定する科目」各一覧などを根拠資料とすることが求められていると考えるが、心許ない、というのが正直なところである。

続けて「Ⅲ. 全学的に教職課程を実施する組織体制について」に移ろう。

この組織がなぜ必要なのか、という問いに対してガイドラインは、その理由として、教職課程認定大学は、それぞれが責任母体である「中核組織」(「センター組織」あるいは「委員会組織」/学部長・学科長・教科あるいは教職専門教員・事務職員等)を軸(「リーダーシップ」として「自主的に教職課程の水準を維持・向上」させていく責任母体を確立する必要があるからと指導・助言するのである(「ガイドライン」、2023、103~104頁)。

では、「中核組織」の「役割・機能」とは何か。ガイドラインには、10項目が掲げられている。要約して以下に記す（「ガイドライン」、2023、103-104頁より要約・抜粋）。

1. 全学の教育理念・学修目標と学科のそれとの計画整合性と調整
2. 教育課程の編成と教職員整備の調整
3. 授業科目・教育課程の実施状況をシラバス等で確認
4. 学修成果の把握・可視化＝学修成果の情報分析研究（含む「履修カルテ」の作成・管理）
5. 「教職課程に関するFD・SD」の実施
6. 情報公表
7. 教職課程を履修する学生の獲得戦略と実施
8. 教職指導と教職支援
9. 関係機関等との連携・交流・調整
10. 内部質保証
＝「教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応」

4. 本学の現状・問題・研究・改善方向展望

（1）例示「評価の観点」

さて、本学の教職課程の現状・問題・研究・改革改善方向の展望を「評価観点」に照らし、整理してみよう。

図3は、2022年12月25日に筆者が「2. 教職課程の自己点検・評価の観点の例示」を疑問形として要約・抜粋して作成した一覧を修正したものである。また、図3は、図2の具体的な内容を背景として、疑問文にして「評価観点」ごとに分類し、現状・問題・研究・改革・改善という角度から、筆者なりに整理したものである。

図3 疑問形にした自己点検・評価の観点

No.	項目	評価の観点
1	教育理念・学修目標	①目標は、「3つ方針」と中央教育審議会の答申で示された理想の教員像を踏襲して設定されているか。 ②所在する県の「教員育成指標」等を考慮に入れているか。 ③各種教職課程関係委員会の機能は円滑に行われ、「組織計画」は規則に基づき適切に運営されているか。 ④各種教職課程関係委員会は、年度ごとに業務内容や課題の見直し作業が行われているか。
2	授業科目・教育課程の編成実施	①各学科の特色等を生かした教育課程編成が全学的な形で行われているか。 ②教職課程関係施設・設備の整備状況。 ③教育課程の体系性は保持されているか。 ④ICT指導力は身に付いているか。 ⑤キャップ制の設定はなされているか。 ⑥教育課程の適切な見直しは行われているか。 ⑦個々の授業科目の到達目標は設定されているか。 ⑧シラバスは作成しているか。 ⑨AL等新しい授業改善方法に対応しているか。 ⑩個々の授業改善の見直しは行われているか。

		⑪教育実習は適切に実施されているか。 ⑫教育実践演習は適切に実施されているか。
3	学修成果の把握・可視化	①成績評価、単位認定は適切に実施されているか。 ②目標の達成状況達成情報としての「履修カルテ」等を活用して状況を把握しているか。 ③教員採用選考試験応募者と合格者を把握し、その分析の上に学生指導を行っているか。 ④成績評価の配点基準は示されているか。
4	教職員組織	①教員の配置状況は「教職課程認定基準」に準拠しているか。 ②教員の業績等の状況は把握しているか。 ③職員の配置状況は適切か。 ④FD・SDは実施されているか。 ⑤授業評価アンケートは実施され活用されているか。
5	情報公表	①「学校教育法施行規則」172-2、「教育職員免許法施行規則」22-6に依る情報公開はしているか。 ②学修成果（単位取得状況）の情報公表は行っているか。 ③「教職課程自己点検・評価」に関する情報公表を行っているか。
6	教職指導（学生の受け入れ・学生支援）	①4月と9月教職課程ガイダンスは行っているか。 ②「履修カルテ」の記入法の説明はしているか。 ③学生への適切な指導・支援・相談は行っているか（面接指導）。 ④教職入職情報やキャリア支援体制は整っているか。
7	関係機関等との連携	①教育委員会や各学校法人との連携・交流は行っているか。 ②教育実習校との連携・交流は行っているか。 ③学外の多様な人材の活用は行っているか。
8	内部質保証	①担当教員の専門性向上に関する手立ては講じているか。 ②教員相互の情報交換は行われているか。 ③「教職課程に関するFD・SD」への参加を促進しているか。 ④外部の研究会への参加を促しているか。 ⑤研究活動を促進しているか。 ⑥学会活動への積極的取り組みを促しているか。 ⑦第三者評価を受けているか。

（出典：「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日、以後、「ガイドライン」という）『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（令和5年度開設用）＜別冊＞』文部科学省総合教育政策局教育人材政策課所収、95-105頁 https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kyoikujinzai01-000003171.36.pdf 2023年1月22日アクセス 最終検索確認日）より作成、今回は根拠資料を割愛し要約・抜粋した形で提示した）

この図3を基に、大要を解説したい。本学では、何ができているのか、何が足りないのだろうか。

（2）教育理念・学修目標

さて、図4である。これは「1 教育理念・学修目標」すなわち教員養成の目標及び当該目標達成のための「計画策定」状況と「計画の見直しの状況」についてである。

図 4

I 教育理念・学修目標 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」			
大学・学科等レベル	現状	課題	改革・改善
①の達成のための「計画策定」状況と「計画の見直しの状況」	2022年度より教科「情報」の教育職員免許状が取得できるようにした。	教員養成カリキュラム検討委員会で、いかに策定・見直をするか。	運用の状況を注力する。
	教員養成の目標及び当該達成目標は「教員育成指標」や「3つの方針」を関係性を踏まえ策定している。	教員養成カリキュラム検討委員会で、いかに策定・見直をするか。	必要に応じて委員会等で本学教員養成教育プログラムの確認と修正が求められる。
	策定した内容を「履修の手引き」に掲載し、またそれを素材に改訂を繰り返す、計画を策定・見直しを図っている。	教員養成カリキュラム検討委員会で、いかに策定・見直をするか。	「履修の手引き」の修正に注力する。

出典：①五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成。https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages... 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日

②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」により作成。https://www.mext.go.jp/kajisiryō/content/20210118-mxt_kyoikuinza02-000012184_02.pdf

2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 改行・番号は省略

これを疑問形にすると以下のようなになる（要約・抜粋）。

- 1-① 目標は、「3つ方針」と中央教育審議会の答申で示された理想の教員像を踏襲して設定されているか。
- 1-② 所在する県の「教員育成指標」等を考慮に入れているか。
- 1-③ 各種教職課程関係委員会の機能は円滑に行われ、「組織計画」は規則に基づき適切に運営されているか。
- 1-④ 各種教職課程関係委員会は、年度ごとに業務内容や課題の見直し作業が行われているか。

まず1-①と②である。

また、2022年度入学生から、本学では「商業」（経営学科・会計学科）に加え、教科「情報」（経営学科）のそれぞれの教育職員免許状を取得できるようになったことに鑑み、「3つの方針」、所在する県等の「教員育成指標」や中央教育審議会の各答申内容と社会の変化に照合し、教員養成の理念・目標を「見直す」作業をとおして修正した。

今後、さらなる「見直し」作業にあたっては、近畿大学（2008年（平成20）3月）『平成19年度文部科学省『教育改革モデル事業』近畿大学最終報告書 教員養成学部を有しない総合大学における教員養成カリキュラムの改善モデル構築』（https://www.kindai.ac.jp/files/academics/teacher-training/overview/report/model-zenhan.pdf 2023年2月1日アクセス 最終検索確認日）が大変参考になる。

近畿大学では、「近畿大学における教員養成の理念と目的」を掲げ、各学部が「目指す教師像」を明確にし、その上で「教員養成カリキュラムの改善」＝各学部の「教員養成改善」に取り組んでいる（同書6-7頁、57-125頁）。2008年段階のものではあるが、2023年においても大いに学ぶべき点が多く、参考となる。感謝したい。

近畿大学のご研究に学ぶと、今後は本学の『履修の手引き』等に「高崎商科大学教員養成の理念と目的」とともに「商学部で育成したい教員像」を明記していく必要もあろうかと考えている。

次に1-③と④である。

本学では、主に本学（「商学部」）の「建学の精神」、「3つの方針（ポリシー）」、所在する県等の「教員育成指標」や中央教育審議会の各答申内容に照合し、教員養成の理念・目標を作成し、その上で、「中核組織」すなわち「教職支援センター」的役割を担っている「教員養成カリキュラム検

討委員会」(副学長・学科長・教科専門教員・教職専門教員・事務職員等で組織化されている。原則2ヶ月に1回開催し審議し、教授会で了承を得るという策定プロセスを踏んで、全学的に理解してもらい、共有していただいた事柄を教職協働・協力・指導・支援体制で臨んでいる。そこで承認をいただき、各年度の『教職課程履修の手引き』(以後『履修の手引き』と記す)や大学 home page (<https://www.tuc.ac.jp/>)に掲載し、周知すると同時に教職課程「ガイダンス」(4月と9月)で説明している。

ところで、工藤文三(2013)「平成23~24年度プロジェクト研究調査研究報告書 教員養成の改善に関する調査結果 教員養成等の在り方に関する調査研究(教員養成改善班)報告書 平成25(2013)年3月」研究代表者 工藤 文三(国立教育政策研究所初等中等教育研究部長 (https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h24/all.pdf 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日)に学ぶと、工藤は、本格的な教員養成教育改善を志向している大学における資質・能力の策定は、「明確で簡潔」で「三つの領域に集約される」(同書44頁)と記している。「三つの領域」とは、キーワードのみ引用するならば①「高度の専門性」、②「人間関係力」、③「成長力」(同書44-45頁)である。

この「三つの領域」に倣うならば、本学の場合は、現段階では、「教員養成カリキュラム検討委員会細則」を制定し、そこで「組織計画」を行い教員養成の理念を「教育力・マネジメント力」・「教育実践力」・「人間力」の三領域から構成している。

しかし、今後は、21世紀の社会、未来社会に目指される教師像としては「専門性・専門職性」・「人間理解支援力」・『学び』力を教師教育の理念に更新してゆく必要があるのではないかと個人的感想ながら記しておきたい。さらに、ここで言う「専門性・専門職性」とは、AI時代におけるテクノロジー(直近では「Chat GPT」が注目されている)を駆使した、教職の専門職としての「地位表示」(天野郁夫)の維持と教職のための専門的知識・技術と応用力を指し、「人間理解支援力」とは「命」の大切さを語り、支援できる包容力、『学び』力とは「専門性」とも連動するが、「ブーカ」の時代を切り抜く、教育学者・故上田薫の指摘する「問題解決学習」能力を指すと考える^(註1)。

課題としては、①と②に関しては、本学の教員養成の目標と目指すべき教師像と学部・学科で目指すべき教師像との整合性をとりつつ、『履修の手引き』、「履修カルテ」、ガイダンス等で広報してゆく必要がある。③と④に関しては本学の教員養成の目標と目指すべき教師像と学部・学科で目処としての教師像と教職指導、教職支援の計画を見直してゆく作業が必要がある。また、地球・社会・日本の状況と変化を見極め、他方、文科省や行政の通知を踏まえ、さらに「授業評価アンケート」を素材としながら本学の教員養成の目標と目指すべき教師像と学部・学科で目指すべき教師像とその具体的方策を見直してゆく必要があろう。

この点に関しては、尚絅学院大学の「報告書」に記載されている「尚絅学院大学が育成をめざす『教師像』」のマップなどが大いに参考となる(尚絅学院大学、2021)。

(3)「授業科目・教育課程の編成」

図5、「2 授業科目・教育課程の編成実施」である。

図 5

Ⅱ 授業科目・教育課程の編成実施 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」			
大学レベル	現状	課題	改革・改善
②「教育課程の編成」状況	検討中	検討中	検討中
③「必要な施設・設備の整備状況」	ICT環境・学内ポータルサイト整備・Zoom授業ができる環境、223教室模擬授業用教室、教職指導室と教職支援室の完備。関連図書等(教科用図書を含む)を配置している。	教職指導室と教職支援室の利用率を高める。223教室黒板の横付け設置。電子黒板の導入。	教職課程専用の事務局と事務職員配置。
学科等レベル	現状	課題	改革・改善
④「教育課程の体系化」	授業のスコープとシーケンス等はシラバスの検討を通して教職科目同士、また教職課程科目以外との関連性を適切に確保することは自覚的に実施していない。	左の件を速やかに実施する必要がある。	教職課程に関するFDなどで授業のスコープとシーケンス等はシラバスの検討を通して教職科目同士、また教職課程科目以外との関連性を適切に検討することが肝要である。
⑤ICTの活用指導力	各授業科目においてICTの活用指導を実施している。また「シラバス」にその点について明記している。	各授業科目間の役割の自覚化の必要性。	各授業科目間の役割のさらなる自覚化方策の改革。
⑥「いわゆるキャップ制の設定状況」	キャップ制を設定している。	「キャップ制の見直し」の部分的修正。	「キャップ制の見直し」の継続。
⑦「教育課程の充実・見直しの状況」	教員養成カリキュラム検討委員会で実施。	卒業研究を行う「教職ゼミ」の導入。	検討中。

授業レベル	現状	課題	改革・改善
⑧「個々の授業科目の到達目標の設定状況」	学習指導要領や「教職課程コアカリキュラム」の対応がなされている。	学習指導要領や「教職課程コアカリキュラム」の内容の更なる理解。	学習指導要領や「教職課程コアカリキュラム」の検討が必要である。
⑨「シラバスの作成状況」	「シラバス」を作成している。	「シラバス」を履修生の学修成果などを点検・評価しながら見直してゆく。	「シラバス」を履修生の学修成果などを点検・評価しながら見直してゆく検討が必要となる。
⑩「AL」やICT活用などの導入状況	少人数教育を実施。授業時に学内Portalサイトを活用しつつ、AI型の授業を導入し、Reflection sheetも活用している。	「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びの創意工夫が必要である。	研究会の実施が必要となる。
⑪「個々の授業の見直し」	授業のスコープとシーケンス等はシラバスの検討を通して教職科目同士、また教職課程科目以外との関連性を適切に確保することは自覚的に実施していない。	左の件を速やかに実施する必要がある。	教職課程に関するFDなどで授業のスコープとシーケンス等はシラバスの検討を通して教職科目同士、また教職課程科目以外との関連性を適切に検討することが肝要である。
⑫「教職実践演習及び教育実習等の実施状況」	教職実践演習は「履修カルテ」を電子化しそれを活用し教職課程での学びを点検させている。教育実習は多くの時間を「事前・事後指導」に費やしている。また「教育実習」に関しては教育実習協力校と連絡を取り、大学からは研究授業訪問指導を行っている。	学校インターンシップの導入をどうするか。	学校インターンシップの単位化。

出典:①五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成。https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages... 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日

②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」により作成。https://www.mext.go.jp/kaijisiryo/content/20210118-mxt_kyoikujinza02-000012184_02.pdf

2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 改訂・番号は首原

レベルを度外視して疑問形にすると以下のようなになる(要約・抜粋)。

- 2-① 各学科の特色等を生かした教育課程編成が全学的な形で行われているか。
- 2-② 教職課程関係施設・設備の整備状況。
- 2-③ 教育課程の体系性は保持されているか。
- 2-④ ICT指導力は身に付いているか。
- 2-⑤ キャップ制の設定はなされているか。
- 2-⑥ 教育課程の適切な見直しは行われているか。
- 2-⑦ 個々の授業科目の到達目標は設定されているか。
- 2-⑧ シラバスは作成しているか。
- 2-⑨ AL等新しい授業改善方法に対応しているか。
- 2-⑩ 個々の授業改善の見直しは行われているか。

- 2-⑪ 教育実習は適切に実施されているか。
2-⑫ 教育実践演習は適切に実施されているか。

2-①と③に関しては、本学の教育理念を基盤に、各学科の「基礎教育科目」「専門教育科目」ごとの「カリキュラムマップ」・「スキル別科目表」・「履修モデル」・「授業学科目一覧」を、また「学科・コースについて」と題する各学科で目標とする学生像や人間像を、他方、教職課程に関しては、「授業科目一覧」「高崎商科大学教員免許課程履修規程」に「別表」として、「教職課程カリキュラム表」をそれぞれ『学生便覧』に掲載し、周知している。

他方、教職課程『履修の手引き』には、取得できる高校教員免許状別の教職課程カリキュラム表、すなわち「教科及び教科の指導法に関する科目」（教科専門科目）と「教育の基礎的理解に関する科目」（教職専門科目）との「履修モデル」・「目標達成のための計画」等を掲載し、2つの学科の授業科目の共通開設を行うことを周知している。

『授業科目・教育課程の編成』状況については、2-⑥に関して本学では、くり返しになるが、「教員養成カリキュラム検討委員会」を原則2ヶ月に1回の割合で開催している。そこでは委員会の定められた「細則」に基づき、「教育課程の編成」と「カリキュラムの検証と改善」等に取り組んでいる。

2-②「教職課程関係施設・設備の整備状況。」についてである。学内 portal の整備、リモート特に Zoom での授業ができる ICT 学修環境、模擬授業用教室、教職指導室と教職支援室の完備。加えて関連図書等（教科用図書を含む）を配置している。しかし、教職指導室と教職支援室の利用率を高めることや黒板の横付け設置、電子黒板の導入が課題として残されている。

次に、2-④「ICT指導力は身に付いているか。」、2-⑨「AL等新しい授業改善方法に対応しているか。」、2-⑩「個々の授業改善の見直しは行われているか。」である。

「ICT指導力は身に付いているか」と問われると心許ない。教科教育法や教育実習（事前指導）・教職実践演習などの科目では模擬授業時に PPT を活用し、模擬授業等を通して指導技術の育成につとめている。2021年度入学生には「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」で「教育と ICT 活用」という名称で必修科目としての開設を行い、周知している。2-⑨では、少人数教育を実施。授業時に学内 Portal サイトを活用しつつ、AL 型の授業を導入し、Reflection sheet も活用し、「考える」・「話す」・「行動する」などの多様な学びの創意工夫をしている。例えば、ロールプレイ、グループワーク、プレゼンテーション、討論、模擬授業などを実施している。新しい教授技法に関する研修会の実施が必要となろう。2-⑩では、学習指導要領や「教職課程コアカリキュラム」の対応がなされている。学習指導要領や「教職課程コアカリキュラム」の検討会の設置が必要である。

今後は「総合的な探究の時間」や講義が主体となる教職専門科目においては「AL等、新しい授業改善方法」を駆使した問題解決学修を活用とした授業展開を行う必要がある。その際、PPT などの ICT 機器を活用し、「個々の授業改善の見直し」とも連動したプログラムを実施していくことが課題となろう。またすべての科目の「シラバス」に ICT 活動指導内容を明記し、周知する必要もあろう。加えて担当教員はその負担と覚悟を自覚化する必要があると考える。

2-⑤「CAP制の設定はなされているか。」である。『学生便覧』に明記し、予習・復習の時間の確保をしている。しかし、優秀な学生の場合はキャップ制すなわち「単位数の上限を制限する制度」を撤廃する必要があるのではないかと考える。

2-⑥である。また、高校の免許課程に「学校体験活動」を導入すると3年次に教育実習の実施となると教育実習履修資格をアバウトなものにする必要があると考える。

以下に試案として「今後考えられる教職カリキュラム」を仮説的な教職カリキュラム表としてしたためたい。

図6 試案：「今後考えられる本学の教職カリキュラム：本学の科目名称を使って」

	前 期	後 期
1年次	教育原理 学校の制度 「特支」(1)・「介護等体験指導」 学校体験活動(8-12月)	教職論 学習・発達論 教育相談の理論と方法
2年次	「特活」 「総探」(1)・「ICT」(1) 学校体験活動(8-12月)	教育方法論(1)・教育課程論(1) 教育実習(事前指導) 教科教育法
3年次	生徒・進路指導論 職業指導(経営・会計) 職業と情報(経営) 「介護等体験」 教科教育法 道徳教育指導法 教育実習(事前指導)	教育実習
4年次	学校体験活動	教職実践演習 教育実習(事後指導)

(2015年「中教審」答申を参照して作成した)

図6を見ていると、全く余裕なく単に教職プログラムを「創造する」のではなく「こなす」作業に終わってしまう可能性がある。教員になろうと思う者は、豊かな教養と包容力を持っていなければならない。そのためにはゆったりと読書をし、旅をし、見知らぬ人々に触れ、時にはチャレンジし、試行錯誤し、無駄と思われる時間をたくさん使い、逡巡しつつ、自分の役割を自覚する作業が必要なのである。知性的な生活の中で豊かな教養が生まれる。その教養が専門と結びつくことにより「教養人」となって教員となるのである。「こなす」のではなく「想像力」をもって「創造」する仕事が教員の責務なのである。教員は日常に負われるごとく研究しろ、と主張したい。

2-⑦「個々の授業科目の到達目標は設定されているか。」、2-⑧「シラバスは作成しているか。」である。本学では、個々の授業科目の到達目標を各種の法令や法律、「中教審」答申、行政からの通知等、学習指導要領、「教職コアカリキュラム」、所在する県の「教育育成指標」を基盤に設定している。ただし、授業のスコップとシーケンス等は「シラバス」の検討を通して教職専門科目同士、また教職専門課程科目以外との関連性を適切に確保することは自覚化しても実際には実施には困難を来す。「教職課程に関するFD・SD」などで授業のスコップとシーケンス等はシラバスの検討を通して教職専門科目同士、また教職専門課程科目以外との関連性を適切に検討することが肝要である。2-⑧では、「シラバス」の修正作業は履修生の「授業評価アンケート」や学修成果などを点検・評価し、研究しながら見直してゆく検討会が必要となると考える。

本学の「シラバス」は、「シラバス作成のガイドライン」に則り、基本的には、「講義科目名」・「該当教職科目区分名」・「開講時期」・「配当年」・「単位数」・「科目必選区分」・「担当教員名」・「授業のねらい(概要)」・「授業計画」・「授業を通して身に付けることができる能力(DP)到達目

標」・「課題や小テスト等のフィードバックの方法」、「履修上の注意」・「成績評価の方法・基準」・「教科書」・「参考書・教材」・「備考」・「教員との連絡方法」を明記し、周知している。「履修上の注意」には、2-⑨「AL等新しい授業改善方法に対応しているか。」で述べた、演習・討論・フィールドワークなどを記載している。

2-⑩「教育実習は適切に実施されているか。」と2-⑪「教育実践演習は適切に実施されているか」である。

教職実践演習は「履修カルテ」を電子化し、それを活用しつつ基本的に教職課程での4年間の学びを点検している。本学では、特に「学校フィールドワーク」に力点を置いて実践しているが、加えて4年間の集大成としての教育職課程での学びを教育実習に集約させた形で「学びの記録」をひとり一人が書いている。その「学びの記録」は、活字にしている。さらには「教職実践演習アンケート」も実施している。課題としては教職実践演習の科目の性格等について『履修の手引き』に記載する必要があるかもしれないと考えている。また、教職実践演習には「問題解決学修」が必要と考えるが、これを実施する時間は皆無、かつての「教職総合演習」のような科目が必要ではないかと考えるが、いかがか。

教育実習は、『履修の手引き』に科目の性格や留意点、教育実習の目的・履修資格・実習校の種類及びその決定（自己開拓校実習・協力校実習）・実習時期・実習期間・実習教科・事前事後指導・履修登録・スケジュールと諸手続き・心構えなどを記載し周知している。「事前・事後指導」は「又は科目」として1単位であるが、3年次の後期・4年次の前期に事前指導、11月に事後指導を実施している。「教育実習」は「2週間（80時間）」となっている。さらには「教育実習アンケート」も実施している。また「教育実習」に関しては、必要に応じて「教育実習協力校」と連絡を取り、大学からはゼミ担当者や教職課程教職員による研究授業訪問指導を行っている。訪問指導報告をご提出いただき検討も行っている。また「教育実習報告会」も実施している。今後は、「学校インターンシップ（学校体験活動）」の導入と単位化が求められるであろうか。

(4)「学修成果の把握・可視化」

図7である。「3. 学修成果の把握・可視化」である。

図 7

Ⅲ 学修成果の把握・可視化 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」			
大学レベル	現状	課題	改革・改善
⑫「成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況」	成績評価基準の策定中。	「教務マニュアル」への公表。	講義科目の「優」の比率の明確化。
学科等レベル	現状	課題	改革・改善
⑬「教員養成の達成状況：履修カルテの適切な活用化・教員育成指標や教学マネジメント指針」の設定	「履修カルテ」を電子化し適切な活用している。各県等の「教員育成指標」を参照している。「教学マネジメント指針」を参考にしている。	「履修カルテ」の更なる活用。「教員育成指標」や「教学マネジメント」の改訂への注視。	履修カルテの更なる活用。「教員育成指標」や「教学マネジメント」の改訂への注視と修正。
授業等レベル	現状	課題	改革・改善
⑭「成績評価の状況」	厳格に点数化しているが、「評語」までは記載していない。「ルーブリック」などを活用し測定の指標を明確化している。	「評語」までは記載。「ルーブリック」などを活用し測定の指標の改訂。	さらなる厳格に点数化、「評語」の記載、「ルーブリック」などを活用し測定の指標の改善。

出典：①五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成。<https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日

②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」により作成。https://www.mext.go.jp/kaisisiryv/content/20210118-mxt_kyoikuinzai02-000012184_02.pdf

2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 改行・番号は菅原

疑問形を提示する（要約・抜粋）。

- 3-① 成績評価、単位認定は適切に実施されているか。
- 3-② 目標の達成状況達成情報としての「履修カルテ」等を活用して状況を把握しているか。
- 3-③ 教員採用選考試験応募者と合格者を把握し、その分析の上に学生指導を行っているか。
- 3-④ 成績評価の配点基準は示されているか。

3-①「成績評価、単位認定は適切に実施されているか」である。2023年度より全学の教務委員会作成の『教務マニュアル』に講義科目の「優」の比率を明記することになっている。と同時に「IR (Institutional Research) 委員会」において「成績分布」表も策定することになっている。もちろん「シラバス」に「成績評価の方法・基準」も明示している。

3-②「目標の達成状況達成情報としての『履修カルテ』等を活用して状況を把握しているか」である。

「履修カルテ」は電子化し適切に活用している。「履修カルテ」は各県等の「教員育成指標」を参照し、「教学マネジメント指針」を参考にして作成している。「履修カルテ」を利用した学生指導支援が十分かと言われると心許ない。「履修カルテ」への記載するようインスパイアするために多くの時間を要しなければならない。どのように活用したら効果的なのか、更なる研究が重要と考えている。

「3. 学修成果の把握・可視化」すなわち3-③「教員採用選考試験応募者と合格者を把握し、その分析の上に学生指導を行っているか。」である。言うまでもなく「教員免許取得状況」や「教職への入職状況」は、明確に把握している。教員採用選考試験応募者と合格者も把握している。教員採用選考試験講座は、教職専門専任教員が本学の「学習支援・学生生活支援センター」業務の一環としての「資格の杜」に位置づけられ原則毎週土曜日に実施している。学生指導に関しては、卒業生指導も含めて、教員選考採用試験の傾向と対策や二次試験の対策も行い、何ができているのか、何が不足しているのかの検討はしている。時には合格した卒業生等の声も反映させながら合格のための指導・支援を行っている。

しかし、常に問うていることは「あなたは人類の幸福のために、どのような信念を持ち、何を伝えるために教師になるのか、その意欲と志とは何か」ということである。つまり手段 (Status seeking) としての勉強ではなく、自己学習の機会の勉学になってほしいと考えてのことである。この点は課題としても残る。

3-④「成績評価の配点基準は示されているか。」である。上述したが『教務マニュアル』や「シラバス」に「成績評価の方法・基準」は明記してあるが、採点では、「ルーブリック」などを活用し測定の指標を明確化し、厳格に点数化している。

しかし、「評語」までは記載してはいない。今後は、さらなる厳格の点数化と「履修カルテ」を活用した「評語」の記載、そして「ルーブリック」などを測定指標改善が求められる。

(5) 教職員組織

図8である。「4. 教職員組織」である。

図 8

IV 教職員組織 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」			
大学レベル・学科等レベル	現状	問題	改革・改善
⑤「教員配置の状況」	法令に遵守している。	特段なし。	現状を保持。
⑥「教員の業績等」	必ずしも十分に把握されていない。	点検が必要。	業績の蓄積の方法を考えている。
⑦「職員の配置状況」	組織的に事務組織は設けていない。ただし、係としての担当事務職員は配置してある。	特段なし	現状の維持
⑧「FD・SDの実施状況」	年2回実施している。	研修内容の改善。	他大学での研修の研究が必要。
授業科目レベル	現状	課題	改革・改善
⑨「授業評価アンケートの実施状況」	授業評価アンケートは実施している。	授業評価アンケートの改善。	授業評価アンケートを活用したFDの実施。

出典：①五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成。<https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日

②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」により作成。https://www.mext.go.jp/kaijisyryo/content/20210118-mxt_kyoikujinai02-000012184_02.pdf

2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 改行・番号は菅原

疑問形を提示する（要約・抜粋）。

- 4－① 教員の配置状況は「教職課程認定基準」に準拠しているか。
- 4－② 教員の業績等の状況は把握しているか。
- 4－③ 職員の配置状況は適切か。
- 4－④ FD・SDは実施されているか。
- 4－⑤ 授業評価アンケートは実施され活用されているか。

4－①「教員の配置状況は『教職課程認定基準』に準拠しているか。」である。この点に関しては、「教育課程認定基準」（平成13年7月19日 教員養成部会決定）に依り定められた「当該課程を置く学科等の入学定員の合計数」に対する「必要専任教員数」は配置されている。また「免許教科」に対する「必要専任教員数」も定められたとおりに配置している。また「変更届」の必要が生じた場合は迅速に届け出を行っている。

4－②「教員の業績等の状況は把握しているか。」である。この点に関しては、本学では、また「教員養成カリキュラム検討委員会」で年一度（原則12月）各教員の業績を発表している。担当「科目適合性」に考慮した指導・助言を委員長が行っている。本学では各年度に「個人目標達成自己評価書」や「アカデミック・ポートフォリオ」を作成提出し、研究業績（著書・学術論文、教育実践記録、その他）などを記載している。

4－③「職員の配置状況は適切か。」である。本学には「教育養成カリキュラム検討委員会」と「教育実習委員会」を設けているが、双方の委員会には、事務職員が数名ずつ配置されている。教員と協働して実務を担当しているシステムが完成されている。

4－④「FD・SDは実施されているか。」である。本学では「教職課程に関するFD・SD」を年2回実施している。教職課程に関する自己点検・評価は、どちらかと言えばシステムとしての教職課程が法令遵守され、機能しているかを評価することに重点が置かれているが、「教職課程に関するFD・SD」となると教員と事務職員という個体の評価になっていくかもしれない。

そう考えると、今一度、「FD」とは何か、という難問に一つの解を見いだす必要がある。再度、2008年12月24日付けの中央教育審議会答申「学士課程教育の再構築に向けて（答申）」（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/fieldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf 2023年2月23日アクセス 最終確認日）を精読する必要があるだろう。

同答申は、「FDの課題」を以下のように述べている（中教審、2008、38-39頁）。

第一に、一方向的な講義にとどまり、必ずしも、個々の教員のニーズに応じた実践的な内容になっておらず、教員の日常的な教育改善の努力を促進・支援するに至っていない。

第二に、教員相互の評価、授業参観など、ピアレビューの評価文化がまだまだ十分に根付いていない。

第三に、研究面に比して教育面の業績評価などが不十分であり、教育力向上のためのインセンティブが働きにくい仕組みになっている。

第四に、教学経営のPDCAサイクルの中にFDの活動を位置付け、教育理念の共有や見直しに生かす仕組みづくりと運用がなされていない。

第五として、大学教育センターなどFDの実施体制が脆弱である。例えば、FDに関する専門的人材が不足している、学内で各学部の協力を得る上で困難がある、FD担当者のネットワークが発展途上、といったことが聞かれる。

第六として、学協会による分野別の質保証の仕組みが未発達であり、分野別FDを展開する基盤が十分に形成されていない。

第七として、非常勤教員や実務家教員への依存度が高まる一方で、それらの教員の職能開発には十分目が向けられていない。

特に、第一、第二の課題をどのようにビヨンドするかが、研究課題として残されているように思われる。それを超越するためには、レッスン・スタディ、他大学の視察や共同研究、調査研究などを行うことが求められているのかもしれない。

「SD」とは何か。「大学設置基準」（昭和三十一年文部省令第二十八号）（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331M50000080028> 2023年2月26日アクセス 最終検索確認日）が一部改正（令和四年文部科学省令第三十四号による改正）され、その第11条で以下のように定められた（「FD」もこの規定に依る）。

「(組織的な研修等)」

第十一条 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。」

ここには、「学校教育法」（昭和二十二年法律第二十六号）（令和四年法律第七十七号による改正）<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026> 2023年2月26日アクセス 最終検索確認日）第37条、第92条、第114条に依り「事務職員」を設置し、「事務をつかさどる。」（第37条の⑭）こととなったことに鑑み、「大学の授業の内容及び方法を改善」のため、教員と事務職員との能力開発を「組織的な」研究と研修を基盤として、いわゆるボトムアップとしての「FD/SD＝(組織的な研修)」という定義がより明確化されたことを意味する。

しかし、教員の側からすれば、研究においては「科研」などによる教員自らの研究の自由の保証や教育活動においては教職研究に対して学内業務の多様化と煩雑さ、責任授業科目数の増加傾向、学生指導の困難さを考慮に入れると教員の能力開発を実施する時間を当局がどのように保証できるかが問われていると思われるなど、なお、多くの課題が残されている。

ちなみに、「FD/SD＝(組織的な研修)」を研究する上で、基本書となる先行研究は、大学史、高等教育、大学教育研究の第一人者で、東京大学名誉教授、高崎商科大学客員教授である教育学博士・寺崎昌男先生の一連の研究書である。

今後の「FD/SD＝(組織的な研修)」研究のため、筆者の書棚にある主要な寺崎昌男先生の研究書を以下に掲げておきたい。

- ・寺崎昌男 (2002) 『大学教育の可能性』 東信堂
- ・寺崎昌男 (2006) 『大学は歴史の思想で変わる FD・評価・私学』 東信堂
- ・寺崎昌男 (2007) 『大学改革 その先を読む』 東信堂
- ・寺崎昌男 (2010) 『大学自らの総合力 理念とFDそしてSD』 東信堂
- ・寺崎昌男 立教学院職員研究会 (2016) 『21世紀の大学：職員の希望とリテラシー』 東信堂
- ・寺崎昌男 (2020) 『日本近代大学史』 東京大学出版会
- ・寺崎昌男 (2021) 『大学研究六十年』 評論社

他方、教職課程研究に関しては、以下のような寺崎昌男先生の「教職課程論」が大変参考となる。

- ・寺崎昌男 (1994) 「大学改革と教師教育・教職課程の教育」(『日本教師教育学会年報』 三号。但しこの論文は『大学教育の可能性』(東信堂、2002年)に採録された。)
- ・寺崎昌男 (1994) 「日本における教師像の展開と今日における教師教育の課題」(『関西大学教職課程研究センター年報』 8号。船寄俊雄編著 (2014) 『論集現代日本の教育史2教員養成・教師論』 日本図書センターに採録された。)

昨今の「大学におけるFD/SD」研究では、管見の限りではあるが、佐藤浩章ほか編 (2016) 『大学のFD Q&A』、佐藤浩章 (2023) 『大学教員の能力開発 ファカルティ・ディベロップメントの構造と評価 (高等教育シリーズ)』いずれも玉川大学出版部から刊行が注目される。

特に佐藤 (2023) は、同書において、寺崎昌男先生の言説なども引用しつつ「日本におけるFD論」の論点(同書65-79頁)を整理していることや「FDの3×3モデル」(同書90-91頁)を提示している点などは独創的であり学ぶところが多い。また佐藤ほか (2016) には、久保田祐歌の筆となる「Q83 教員養成を担う教員を対象としたFDをどのように進めたらよいでしょうか。」に対する解がある。そこでは教員養成の成果は「教職就職率」のみならず「非教職就職率」にもあるとし、未来の教員養成を見据えながら、国立教育政策研究所の研究を下地に展望している点が多いに注目される(同書145-146頁)。さらにはこの2著には「参考文献」が付されており多くの読者の利便に供している。

これらの「参考文献」を参照させていただきながら、政府・文科省の「中教審」答申や研究所の調査等も「FD/SD」研究の素材となると考え、主要と思われるものを、以下に列挙する。

中央教育審議会 (2008) 「学士課程教育の再構築に向けて (答申)」 (https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf 2023年2月23日アクセス 最終確認日)

- 中央教育審議会（20187）「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf 2023 年 2 月 23 日アクセス 最終確認日）
- 中央教育審議会大学分科会（2014）「大学のガバナンス改革の推進について（審議のまとめ）」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1344348.htm 2023 年 2 月 23 日アクセス 最終確認日）
- 大学審議会（1998）「21 世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－（答申）」（http://m-ac.jp/education/administration/mext/shingikai/1998_10_toshin/whole/index_j.html 2023 年 2 月 23 日アクセス 最終確認日）
- 国立教育政策研究所（2014）『平成 25 年度プロジェクト研究（教員養成等の改善に関する調査研究）報告書 国立大学教員養成系大学・学部において優れた取組をしている大学教員に関する調査報告書 研究代表者 大杉 昭英（国立教育政策研究所 初等中等教育研究部長）』https://nier.repo.nii.ac.jp/index.php?active_action=repository_view_main_item_snippet&page_id=13&block_id=21&pn=1&count=20&order=16&lang=japanese&creator=%E5%A4%A7%E6%9D%89%20%E6%98%AD%E8%8B%B1 2023 年 2 月 23 日アクセス 最終確認日）
- 中央教育審議会（2006）『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212707.htm 2023 年 2 月 23 日アクセス 最終確認日）
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（2014）『教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～』https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/09/1352439_01.pdf 2023 年 2 月 23 日アクセス 最終確認日）

さて、4-⑤「授業評価アンケートは実施され活用されているか。」である。本学では、年 2 回「授業評価アンケート」を実施し、学内に公開している。この結果なども「教職課程に関する FD / SD」で素材として検討することが求められよう。

（6）「情報公表」

図 9 である。「5. 情報公表」である。

図 9

V 情報公表 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」			
大学レベル・学科等レベル	現状	問題	改革・改善
②「学校教育法施行規則172-2」及び「教育職員免許法施行規則」22-6	情報をインターネットで公開している。	担当者の設定。	現状の保持。
①「学修成果の情報公表」	検討中。	検討中。	検討中。
②「教職課程自己点検・報告書」の「評価書」の公表	「評価書」は公表していない。	「評価書」の公表。	「評価書」作成と配信・認定評価等への努力。

出典:①五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成。<https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日

②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」により作成。https://www.mext.go.jp/kajisiryoo/content/20210118-mxt_kyoikujinza02-000012184_02.pdf

2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 改行・番号は冒頭

疑問形を提示する（要約・抜粋）。

- 5-① 「学校教育法施行規則」172-2、「教育職員免許法施行規則」22-6に依る情報公開はしているか。
- 5-② 学修成果(単位取得状況)の情報公表は行っているか。
- 5-③ 「教職課程自己点検・評価」に関する情報公表を行っているか。

5-① 「学校教育法施行規則172-2、教育職員免許法施行規則22-6に依る情報公開はしているか。」である。大学のホームページ (<https://www.tuc.ac.jp/career/qualification/teaching/>) に、教員養成の目標と計画、組織図、担当教員、免許状取得者、教職入職者、質向上のための取り組みを掲載している。

今後は教職課程で作成している「教職研究」の成果も配信していく必要があるだろう。5-② 「学修成果(単位取得状況)の情報公表は行っているか。」である。この質問は何を質問しているのか理解に苦しむ。もし履修者の「単位取得状況」であるとするならば個人情報故に公表はできない。教職入職者情報ならば、公表済みである。

5-③ 「『教職課程自己点検・評価』に関する情報公表を行っているか。」である。本学では、従来、各年度『検証・教育実習』（2004年度以降）を刊行し、教職課程の活動や学習成果情報を提供してきたが、ガイドラインにあるような項目での刊行や配信は行っていない。現在、「教員養成カリキュラム検討委員会」などで検討中である。本稿は、公式の見解ではなく個人的感想に過ぎないが、教職課程自己点検・評価書作成の一助になってくれるならば、望外の喜びである。

(7) 「教職指導」

図10である。「6. 教職指導」である。

図10

VI 教職指導(学生の受け入れ・学生支援) 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」			
大学レベル・学科等レベル	現状	問題	改革・改善
㉒「学生確保の取り組み状況」	インターネットで本学の教職課程の情報を提供している。また教職課程ガイダンスを4月と9月に実施している。	積極的な情報提供。	積極的な情報提供の方法への模索。
㉓「履修指導の実施状況」	「教職指導室」を設置し、随時「履修カルテ」等を活用し履修指導を行っている。	エビデンスの蓄積。	教職担当事務職員との協働でのエビデンス確認。
㉔「進路指導の実施状況」	「教職支援室」を設置し、進路指導を随時実施している。	エビデンスの蓄積。	教職担当事務職員との協働でのエビデンス確認。

出典:①五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成。<https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日

②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」により作成。https://www.mext.go.jp/kajisiryô/content/20210118-mxt_kyoikujinza02-000012184_02.pdf

2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 改行・番号は音原

疑問形を提示する（要約・抜粋）。

- 6-① 4月と9月教職課程ガイダンスは行っているか。

- 6-② 「履修カルテ」の記入法の説明はしているか。
- 6-③ 学生への適切な指導・支援・相談は行っているか（面接指導）。
- 6-④ 教職入職情報やキャリア支援体制は整っているか。

6-「①4月と9月教職課ガイダンスは行っているか。」である。「教職課程ガイダンス案内」をwebで広報し、履修希望者には、教員と事務職員で「履修の手引き」や「教職課程紹介ppt」などを活用して、原則4月と9月に行い、学生の確保に務めている。

6-「②「履修カルテ」の記入法の説明はしているか。」は4月に履修生の自己紹介情報、履修状況、自己評価、ポートフォリオなどに対する記入方法の説明をしている。また、7月、12月には「履修カルテ」記入促進月としているが、日常的に記入することを促し、支え、励まし、見守り、威信を高めるように支援をしている。

6-「③学生への適切な指導・支援・相談は行っているか（面接指導）。」である。本学には教職専門教員の研究室の隣に「教職指導室」と「教職支援室」を設けて「学生への適切な指導・支援・相談」を行っている。また常に研究室を開放し、できるだけ「ドア」を開けばなしにして、いつでも相談できる体制を整えている。教職専門教員はほぼ毎日出勤し、さらに、土曜日は、教員採用試験講座をはじめいくつかの「講座」をボランティアな形で開催し、運営している。

6-「④教職入職情報やキャリア支援体制は整っているか。」も6-③と同様なシステムになっているが、2次試験対策や常勤・非常勤講師等の紹介は、本学のキャリアサポート室とも連動し、その体制を整備している。教職入職者情報は教職課程掲示板にも掲載している。また、教職入職情報をもとにして個別に入職希望者に対応している。

(8) 「関係機関との連携」

図11である。「7. 関係機関との連携」である。

図11

VII 関係機関等との連携 「教員養成の目標及び当該目標を達成のための」			
大学レベル	現状	問題	改革・改善
⑥「教育委員会や学校法人との連携・交流状況」	県教育委員会と各学校法人、特に附属高校との連携・交流を強固にしている。	教育委員会から教員育成指標に関する講演などが必要。	大学と附属高校として連携し現職研修や授業の見直しが必要(更新制廃止)
⑦「教育実習協定校等との連携・協力状況」	学校インターンシップは十分とは言えないが、教職課程インターンシップとして大学の部局と連携し学習支援ボランティアや部活動指導員として学校現場で体験活動を行っている。	学校インターンシップの単位化。	学校インターンシップの単位化に向けて教職インターンシップの充実を図る必要がある。
⑧「学外の多様な人材の活用状況」	学外の多様な先生方に非常勤講師として授業を担当していただいている。実務家教員の活用もしている。	時代の状況に応じた学外から多様なゲストスピーカーの活用も考慮される。	人材バンクのようなシステムも構築する必要がある。

出典:①五島敦子、2021、3頁「図表1」を参考に作成。<https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日

②「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(案)」により作成。https://www.mext.go.jp/kaijaisiryu/content/20210118-mxt_kyoikujinrai02-000032184_02.pdf

2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 改行・番号は菅原

疑問形を提示する（要約・抜粋）。

- 7-① 教育委員会や各学校法人との連携・交流は行っているか。
- 7-② 教育実習校との連携・交流は行っているか。

7-③ 学外の多様な人材の活用は行っているか。

7-「①教育委員会や各学校法人との連携・交流は行っているか。」である。本学では、本学附属高校との「連絡協議会」を設け、連携・交流している。円滑に進んでいる。

しかし、現段階では、県教委との連携・交流は必ずしも十分とはいえない。しかし、大学独自の科目として「介護等体験指導」を設けている関係から事前指導に県教委から特支関係の指導主事を外部講師としてお招きしてご講義を賜っている。また高崎市教育委員会の部活動支援、学習支援活動は行っている。さらに教職専門科目担当教員が県教委の事業に委員として参画している。今後は連携・交流において高校教員免許課程のみの一般大学がどのような形態があるのかを模索してゆく必要がある。例えば、「教員育成指標」と教員採用選考試験との関係についての協議会や「未来の専門高校教育と学び」というようなテーマのもとでの共同研究などを行うことが求められるのかもしれない。

7-「②教育実習校との連携・交流は行っているか。」である。この点に関しては、「学校インターンシップ」の一環として「総合的な探究の時間」の補助や在学生の「臨時教員」としての派遣方、さらには現職教員の外部講師派遣依頼し実際授業を担当していただいている。

7-「③学外の多様な人材の活用は行っているか。」である。この点に関しても、本学では、ゲストスピーカーとして現職教員の外部講師派遣依頼を行っている。また卒業生で教職に就いている者とのシンポジウムを開催している。さらに年末に授業研究会を行っているが、多くの先輩教員にも参加いただき、文面でのコメントも頂いている。「多様な人材」とは何を意味するのかは定かではないが、この点はさらなる検討を行いたいと考えている。

(9)「内部質保証」

「8. 内部質保証」である。疑問形を提示する（要約・抜粋）。

- 8-① 担当教員の専門性向上に関する手立ては講じているか。
- 8-② 教員相互の情報交換は行われているか
- 8-③ 「教職課程に関するFD・SD」への参加を促進しているか
- 8-④ 外部の研究会への参加を促しているか。
- 8-⑤ 研究活動を促進しているか。
- 8-⑥ 学会活動への積極的取り組みを促しているか。
- 8-⑦ 第三者評価を受けているか。

8-「①担当教員の専門性向上に関する手立ては講じているか。」である。本学では「専門性向上」として授業公開を行っているだけでなく、例えば教職専門科目担当教員は授業を学問的・学術的に検証するために研究活動して、「科研費」採択、学内の「共同研究」の採択を受け、研究を通して担当教員の専門性の向上に努めている。

8-「②教員相互の情報交換は行われているか。」である。本学では教職専門科目担当教員は、非公式ながら2ヶ月に一度のペースで情報交換を実施している。

8-「③「教職課程に関するFD・SD」への参加を促進しているか。」である。本学では事務職員と教職協働し、主に教職専門科目担当教員が中心となり企画・運営を実施し、教科専門科目担当教員や事務職員への参加を促進している。

8-「④外部の研究会への参加を促しているか」、8-「⑤研究活動を促進しているか。」、8-

「⑥学会活動への積極的取り組みを促しているか。」であるが、本学では、特に、例えば教職専門科目担当教員は積極的に研究活動を促進している。彼らの中には、研究会・学会での発表のみならず、司会を務める者もある。

8 - 「⑦第三者評価を受けているか。」である。本学では、PDCA、時には「PDSA」サイクルで検討する。いわゆる「教職課程に係わる運用組織図」は明確に確立し、機能している。

しかし、認定評価としての「第三者評価」をどのような形にするかは、模索中である。

5. おわりに

義務化に伴う「教職課程自己点検・評価」とその成果文書の作成と公表。これまでも、本学教職課程ではその活動を部分的には公表（各年度『検証・教育実習』）してきたが、ガイドラインに則った点検と公表となると戸惑いを感じた。

その折、五島敦子先生のご論文と尚絅学院大学の「報告書」（2021）に出会った。それらに導かれる形で、筆者が地方の単科大学における「小さな教職課程」を、20年間にわたって携わさせていただいた、そのささやかな経験を素材に一五島論文のように成果を実数やパーセントで示すことはしなかったが一本学の教職課程は、何を目処とする教員像を掲げ、その育成を目指して何ができているのか、何ができないでいるのか、何に迷いながら意識しながらも力を入れられなかったものは何かなどを、本稿は不十分ながら検証してきた。

この検証過程の中でわかったことを仮説的に記しておきたい。

まず、教職課程自己点検・評価とは何か、という問いについての解である。

それには少なくとも二つ回答があると思われる。

一つは「教職課程認定基準」に沿って課程認定された基準を各大学は遵守し、教育活動を行っているのか、つまりシステムとしての教職課程の評価である。

二つ目は教育・学修成果と評価である。一つ目の「システムとしての教職課程の評価」は従来も視察等で様々に指摘されてきたとおりであり、ここで詳述するまでもないであろう。これはやっかいである。何をもち「教育・学修成果」とするかというしんどい問題である。その解答は、従来、暗黙裏に「教職就職率」（佐藤、2018、145頁、執筆者：久保田祐歌）とされてきた。たしかに、この評価は現在も続くが、しかし久保田はそれだけではないと言う。

久保田は、未来の、21世紀に求められる「教育成果」は、「教員就職率」＋「教員養成担当教員のコンピテンシー」であるとし、その根拠を国立教育政策研究所（2014）の調査結果に求めた。

ここでは国立教育政策研究所（2014）の調査の「『国立大学教員養成系大学・学部において優れた取組をしている 大学教員に関する調査報告書』の概要について」（https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h26/3.2_summary.pdf 2023年3月1日アクセス 最終検索確認日、以後「概要」と記す）を素材に久保田の主張を追試する。結果を見てみると、「とても重要である」と答えた者の割合が50%を超えた項目は、例えば「教員養成担当者としての自覚」、「研究知に基づいた授業の実施」、「『学習』に対する新しく深い知見」、「教育実習など体験と関連づけた授業の実施」、「同僚とのコミュニケーション」、「学生への評価とフィードバック」、「実践と理論の往還型のプログラムのデザイン」、「学生とのコミュニケーション」などとなっている。

久保田も指摘することだが、これらの調査結果は、一事務職員についてのデータがないのでコメントできないが少なくとも「教職課程に関するFD」とリンクしていると見てとれる。

「FD」は、先にも記したように「授業改善」（大学設置基準）に主眼が置かれているが、その改善も踏まえて、何と言っても「研究知に基づいた授業の実施」、「実践と理論の往還型のプログラムの

デザイン」が特に重要になると考える。もちろん、「概要」にも示されている「教員養成担当の大学教員に今後特に経験してもらいたい機会」として「現職教員との交流」という項目がとりわけ重視されている。また、同「概要」は「共同での授業、プログラムづくり」、「卒業生である現職教員との交流」などが重要という結果を得ている、という。

本学は一般大学の高校免許課程のみを要する教職課程である。このことに鑑みれば、目的教的教員養成機関つまり特に義務校の教員免許取得課程での学びを大切にしながらも、本学では、高校教員を目指す教職履修生の「専門知」と「実践知」の獲得が主体となる。特に「専門知」の習得なしに教壇に立つことはできない。

ことほどさように、「専門知」の習得が優先され、それを基盤とした「実践知」とリンクすることができているかどうか「教育・学修成果」つまり「教職課程における教育の質保証」としての評価につながる。したがって、「教育・学修成果」は、長期的に展望した評価となる。その作業の上に改善事項が提示されるであろう。

しかし、21世紀は、未来の教職課程を担当する教員も、目指すべき教員像も大いに異なってくるに違いない。「ブーカ」な社会を支える大学教師像として、佐藤は「スーパー講師」「協同学習ファシリテーター」「社会学連携コーディネーター」「学習コーチ」を指摘し、佐藤は「ポスト・コロナ時代時代を『バック・トゥ・ノーマル（何事もなかったように日常に戻る）』にするのか、新しい大学教育を創造していく機会とするのか」と問うている点に我々は耳を貸さねばならない（佐藤、2023、172－173頁）。

21世紀の教職課程の創造は、佐藤に倣えば「ファシリテーター、コーディネーター、コーチ」としての教員像、さらにAIを研究助手・事務員として活用ができるかどうかの才芸を持つことが肝になるのかもしれない。

このように未来への展望をもちつつ、義務化された教職課程の自己点検・評価活動を本学の教職課程の発達の好機と捉える必要があると考える。

筆者は、冒頭の問いに対して、社会の変容、大学の変貌と改革、教師教育改革の潮流を把握しつつ、教職課程担当教員の組織人として、研究者として、そして「先生の先生」としての専門性の育成が教職課程自己点検・評価活動であると回答したい。

そのための具体的作業は

- ①教員養成の理念と学部・学科の「目処としての教員像」の再構築と共有化。
- ②根拠資料・データの蓄積と活用。
- ③教職課程に関する研究サポート。
- ④教職課程自己点検・評価に関する規定の作成。
- ⑤教職課程に関するFD・SDに関する規定の作成。
- ⑥メンターシステムの確立。
- ⑦関係機関との連携・交流。

などがある（網川正吉 館昭編著（2004）『学士課程教育の改革』東進堂、317-318頁を参考とした）。

これらはいくまでも、本書巻頭で瀧上勇次郎学長も主張しているように「21世紀を、未来を見据えた人間を理解するための教育とは何か」という問いへの模索と実践でなくてはならないだろう。大学で教職課程を担当する教員は、未来を探究する「学者」・「研究者」であれ。

(註)

1. ところで、われわれは、今一度、教育学者・故上田薫先生の21世紀の社会と人間理解についての「箴言・警句」とも思われる多くの論稿に学ばねばならない。

ちなみに故上田薫先生の多くのご著書の中でも、上田薫(1992-1994)『上田薫著作集』(全15巻、黎明書房)は言うに及ばず、『教師も親もまずわが足もとを見よ 人間観の変革』(金子書房、1989年)と『人が人に教えるとは二一世紀のあなたに変革を求める』(医学書院、1995年)の2冊は必読書である。是非とも精読されることをお勧めしたい。また井上 専(1999)「八 上田薫の教育人間学」皇紀夫・矢野智司編『日本の教育人間学』(玉川大学出版部、155-177頁)や川合春路編著(2000)『教育をひらき支える言葉 上田薫、人生と教育へのアフォリズム(警句)』(黎明書房)を参照されたい。さらに、安彦忠彦(2022)『来たるべき時代の教育と教育学のために』(教育出版)も21世紀の教育、教育学、学びを考える上での好著である。

【引用・参考文献、URL一覧】

- ・1997年7月28日教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について 第一次答申」製本版
- ・2006年7月11日「今後の教員養成・免許制度の在り方について」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/12127 2022年5月10日アクセス 最終検索確認日
- ・中央教育審議会答申・2012年8月28日「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/13250 2022年5月10日アクセス 最終検索確認日
- ・中央教育審議会答申・2015年12月21日「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afeldfile・2022年5月10日アクセス 最終検索確認日
- ・中央教育審議会答申・2017年「教育の内部質保証に関するガイドライン 平成29年3月31日 大学改革支援学位授与機構 質保証システムの現状と将来像に関する研究」23頁、33頁 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/_icsFiles/afeldfile/2018/02/19/1398412_2.pdf 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日
- ・2017年11月17日「教職課程コアカリキュラム」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm 2022年5月10日アクセス 最終検索確認日
- ・2021年「教職課程コアカリキュラム」(令和3年8月4日 教員養成部会決定) https://www.mext.go.jp/content/20210730-mxt_kyoikujinzai02-000016931_5.pdf 2023年1月10日アクセス 最終検索確認日
- ・2020年2月28日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/081/mext_00191.html 2022年5月10日アクセス 最終検索確認日
- ・2022年(令和4年)3月25日「教育職員免許法施行規則」改正 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329M50000080026> 2023年2月1日アクセス 最終検索確認日
- ・南部広孝編著(2021)『検証日本の教育改革』学事出版(この本からおおくの関連文献・資料のご教示を頂いた。感謝する)
- ・八田幸恵「21世紀の日本の教師教育改革について」(南部広孝他編(2012)『東アジア新時代の教育』京都大学学術出版会、219頁)
- ・佐藤学編(2016)『学びの専門家としての教師』岩波書店
- ・油布佐和子(2013)「教師教育の改革の課題」『教育学研究』80-4
- ・油布佐和子(2015)『現代日本の教師』放送大学教育振興会
- ・独立行政法人教職員支援機構(2019)『平成30年度「育成協議会の設置と育成指標・研修計画に関する調査プロジェクト」報告書』https://www.nits.go.jp/research/report/files/2019_report_001.pdf 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日 27頁
- ・石川一郎(2017)『2020年代の教師問題』KKベストセラーズ
- ・高見茂(2017)『教職教育論』協同出版
- ・吉田武男(2019)『教職論』ミネルヴァ書房
- ・アンディ・ハーグリーブス 木村優他訳(2016)『知識社会の学校と教師』、木村優他訳(2022)『専門職としての教師

の資本』金子書房

- ・徳永保編著 (2019)『現代の教育改革』ミネルヴァ書房
- ・日本教師教育学会編 (2014)『日本教師教育学会年報』第23号「教師教育の高度化を考える」
- ・菅原亮芳 (2019)『教職論』高崎商科大学
- ・森山賢一 (2020)「教育課程における質保証・向上と実施体制」『玉川大学教師教育リサーチセンター年報』第10号
<https://tamagawa.repo.nii.ac.jp/index.php?action=page> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日
- ・20211201「評価者からみた教職課程の自己点検・評価のまとめと注意点」「大学アドミニストレーターを目指す大学職員のプロダクト」<https://www.daigaku23.com/> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日
- ・五島敦子 (2021)「教職課程の自己点検・評価の義務化に向けた課題」『南山大学教職センター紀要』第8号 <https://nanzan-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages...> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日
- ・『大東文化大学内部質保証 (自己点検・評価活動)』<https://www.daito.ac.jp/information/examine/inspection/> 2022年5月9日アクセス 最終検索確認日
- ・日本教師教育学会編 (2017)『教師教育研究ハンドブック』学文社
- ・文部科学省総合教育政策局 教育人材政策『教職課程認定申請の手引き (教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き) (令和5年度開設用) <別冊>』https://www.mext.go.jp/content/20211223-mxt_kyoikujinza_i01-000003171_36.pdf 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日
- ・ウェブ教員免許事務プロジェクト 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン関係資料 <https://kyoumujijsenn.com/menkyo/blog/guideline-doc/> 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日
- ・尚綱学院大学 2021 (令和3) 年度教職課程の全学的な組織体制の整備及び自己点検・評価 (教育職員免許法施行規則第22条の7、8による規定) <https://www.shokei.jp/institution/ttc/pdf/evaluation/evaluation2021.pdf> 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日
- ・丸山和昭 (2017)「再専門職化の時代における教員養成の方向性」『日本教育行政学会年報』No.43、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jeas/43/0/43.44/_pdf/-char/ja 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日
- ・工藤文三 (2013)「平成23～24年度プロジェクト研究調査研究報告書 教員養成の改善に関する調査結果 教員養成等の在り方に関する調査研究 (教員養成改善班) 報告書 平成25 (2013) 年3月」研究代表者 工藤 文三 (国立教育政策研究所初等中等教育研究部長 https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf/seika/h24/all.pdf 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日
- ・教職課程質保証に関する特別委員会 (2021)「令和2年度 文部科学省委託研究「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」 運営の責任体制と自己点検・評価を核とした教職課程質保証評価に関する研究」令和3年3月22日 一般社団法人 全国私立大学教職課程協会 <http://www.zenshikyo.org/topics/2021/06/08/bea6240de325ee498d460b4e4a89f6aed6369c29.pdf> 2023年1月12日アクセス 最終検索確認日
- ・近畿大学 (2008年 (平成20) 3月)『平成19年度文部科学省『教育改革モデル事業』近畿大学最終報告書教員養成学部を有しない総合大学における教員養成カリキュラムの改善モデル構築』 (<https://www.kindai.ac.jp/files/academics/teacher-training/overview/report/model-zenhan.pdf> 2023年2月1日アクセス 最終検索確認日)
- ・兵庫教育大学改革推進室編・発 (2018)『平成29年度文部科学省教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業 教職課程における質保証・向上に関わる取組の調査研究-力量形成-力量形成指標の策定・運用、FD、特別支援教育に係る特徴的な取組に焦点化して-報告書』
- ・寺崎昌男 (2002)『大学教育の可能性』東信堂
- ・寺崎昌男 (2006)『大学は歴史の思想で変わる FD・評価・私学』東信堂
- ・寺崎昌男 (2007)『大学改革 その先を読む』東信堂
- ・寺崎昌男 (2010)『大学自らの総合力 理念とFDそしてSD』東信堂
- ・寺崎昌男 立教学院職員研究会 (2016)『21世紀の大学：職員の希望とリテラシー』東信堂
- ・寺崎昌男 (2020)『日本近代大学史』東京大学出版会
- ・寺崎昌男 (2021)『大学研究六十年』評論社
- ・寺崎昌男 (1994)「教師教育・教職課程の教育と大学改革-教職課程担当教員の立場から-」(『日本教師教育学会年報』三号。但しこの論文は『大学教育の可能性』(東信堂、2002年)に採録された。)
- ・寺崎昌男 (1994)「日本における教師像の展開と今日における教師教育の課題」(『関西大学教職課程研究センター年報』

- 8号。船寄俊雄編著（2014）『論集現代日本の教育史2 教員養成・教師論』日本図書センターに採録された。
- ・ 絹川正吉 館昭編著（2004）『学士課程教育の改革』東進堂
 - ・ 佐藤浩章ほか編（2016）『大学のFD Q&A』玉川大学出版部
 - ・ 佐藤浩章（2023）『大学教員の能力開発 ファカルティ・ディベロップメントの構造と評価（高等教育シリーズ）』玉川大学出版部
 - ・ 上田薫（1992-1994）『上田薫著作集』（全15巻、黎明書房）
 - ・ 上田薫（1989）『教師も親もまずわが足もとを見よ 人間観の変革』金子書房
 - ・ 上田薫（1995）『人が人に教えるとは 二一世紀のあなたに変革を求める』医学書院
 - ・ 中央教育審議会（2008）「学士課程教育の再構築に向けて（答申）」（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afeldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf 2023年2月23日アクセス 最終確認日）
 - ・ 中央教育審議会（2018）「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf 2023年2月23日アクセス 最終確認日）
 - ・ 中央教育審議会大学分科会（2014）「大学のガバナンス改革の推進について（審議のまとめ）」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1344348.htm 2023年2月23日アクセス 最終確認日）
 - ・ 大学審議会（1998）「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—（答申）」http://m-ac.jp/education/administration/mext/shingikai/1998_10_toshin/whole/index_j.html 2023年2月23日アクセス 最終確認日）
 - ・ 国立教育政策研究所（2014）『平成25年度プロジェクト研究（教員養成等の改善に関する調査研究）報告書 国立大学教員養成系大学・学部において優れた取組をしている大学教員に関する調査報告書 研究代表者 大杉 昭英（国立教育政策研究所 初等中等教育研究部長）』https://nier.repo.nii.ac.jp/index.php?active_action=repository_view_main_item_snippet&page_id=13&block_id=21&pn=1&count=20&order=16&lang=japanese&creator=%E5%A4%A7%E6%9D%89%20%E6%98%AD%E8%8B%B1 2023年2月23日アクセス 最終確認日）
 - ・ 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（2014）『教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～』https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afeldfile/2014/10/09/1352439_01.pdf 2023年2月23日アクセス 最終確認日）
 - ・ 高橋広樹（2023）『天才たちの未来予測図』株式会社マガジンハウス

I 論文

学習と発達における「診断」の意味と役割

— 医学的視点を手がかりとして —

下山 寿子

はじめに

『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続き等に関する規程が、平成30年3月6日（令和3年4月23日一部改訂）に施行された。その「趣旨・目的」は、「義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、『高校生のための学びの基礎診断』（以下「基礎診断」という。）の仕組みを創設することにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進し、もって高等学校教育の質の確保・向上に資する」というものである。さらに「『基礎診断』により測定できる学力」は、「多様な資質・能力の一側面であることから、その結果をもって直ちに生徒の成績評価を行うことは想定しておらず、あくまで、生徒の基礎学力の習得を促すために、定着度合いを把握する一つの目安として活用されることを前提としている。その上で、基礎診断の結果を成績評価の材料の一つとして用いるに当たっては、利用する学校の教育目標や評価方針に照らし、生徒の資質・能力のどの部分を評価しようとしているか等を明確にしておく必要がある」とされた。

ここでは「診断」というタームが自然に使用されている。しかし「診断」というタームは、どちらかと言えば医学となじみが深い。このタームは、どのような経緯で教育場面に用いられるようになったのだろうか。言葉を換えれば、この「診断」というタームは、いつ頃、どのようにして教育場面に用いられるようになり、そのことにより教育にどのような意味をもたらしたのだろうか。

目を転じると、教育場面に「診断」を取り入れた試みに「教育診断」（「教育的診断」とも記されることがある。これらはほぼ同義であり、以下「教育（的）診断」と記す）という分野がある。この「教育診断」は、橋本重治によれば「“教育診断”の語がいつごろからわが国でもちいられたか、はじめたかはさだかではない」が、「明治33年の大村仁太郎の著」（大村仁太郎『児童矯弊論』1900年、精華書院）に見られるとされるものである⁽¹⁾。その大村の書では、次のように記されている。

心理学の研究上には是非とも教育的診断学を加へざるべからずとは近頃世人の唱道する所なるが、是れ蓋し避くべからざる問題なりと謂ふへし、勿論此の事たるや教育事業全般の中に就きて最も難問題たること疑を容れざる所なれとも翻て之を考ふるに至難なると同時に、事若し成功するを得は其の利益極めて浩大なるべきは明かなり、看よ今日に於ては児童の心理を研究する方法の如何に不完全なるかを、又看よ児童必意の作用にして未だ解釈せられざるもの如何に多きかを

（大村仁太郎『児童矯弊論』1900年、精華書院、19-20頁）

「児童教育に必要な研究問題」として、「児童の身体上に病的状態の存在するや否やを鑑別す

ることも亦教育者の大に注意すべき要件なり」⁽²⁾として続けられた上記の文章には、困難も伴うが児童をよりよく理解するためには「教育的診断学」が必要であると記されている。教育場面における「診断」を視点とした取り組みの必要性が、就学率が高まった明治30年代には説かれていたのである。

本論文では、上記のような問題意識をもちながら「診断」というタームに着目し、「教育（的）診断」という分野について歴史的に文献学的に検討することを通して、児童・生徒の発達と学習における医学的視点の導入の意味と課題について考察してみたい。

1. 「教育（的）診断」のはじまり

先述したように、「教育（的）診断」の嚆矢として大村の書があげられた。その詳細について、橋本は、明治後期・大正期に大村の他、榊保三郎『異常児ノ病理及教育法 教育病理及治療学 上巻』（1909年）及び『同 下巻』（1910年）、乙竹岩造『実験教育学』（目黒書店、1908年）、富士川游『教育病理学』（教育研究会、1930年）の研究をあげ、「1890年ドイツのストリュンペル Strümpell の提唱にかかるところの、医学における診断治療の考えを教育事象に適用したいわゆる教育病理学および治療の構想の中に包含されている」⁽³⁾と述べた。

「教育（的）診断」と「教育病理学」の関連性については、他の教育学者、例えば、篠原助市は、「教育診断学」の参考書として“Stümpell L.; Die pädagogische Pathologie (erweitert von Spizner A. 1910)”をあげ⁽⁴⁾、また牛島義友も後に詳述ように、「教育状態を診断」するこの取り組みは「教育病理学へと発展した」⁽⁵⁾と指摘している。

たしかに、拙著において明らかにしたように、「教育病理学」が研究対象とした「教育病理」というタームでとらえられた教育現実の探究の仕方には3種類があり、そのひとつに、「医療関係者、特に呉秀三や富士川游などの医師により、その原因を例えばアルコールや遺伝などと捉え、医学的診断の視点から名称」⁽⁶⁾を与えて類型化したものがある。

明治期にドイツ教育学の一分野として移入された「教育病理学 (Pädagogische Pathologie)」は、明治後期には医学的視点で教育現実を捉えようとする「教育（的）診断」を内包しつつ発展していたと言ってよいだろう。

2. 教育事典・辞書にみる「教育（的）診断」の内容

次に、「教育（的）診断」の内容、具体的には目的やその範囲について教育事典・辞書を素材として検討してみたい。検討するに当たっては、範囲を広げて「教育（的）診断」に関連する「教育診断学」なども対象とする。

管見の限りにおいては、「教育（的）診断」について最も早くその項目として取り上げた教育辞典・辞書は、1932年（昭和7）刊行の入澤宗壽『入澤教育辞典』（教育研究会）の「教育的診断」である。「教育事実」を見定め、それがそのように至った「源拠」を見出し「治療」の方法を工夫することを指すとして、教育学者・入澤宗壽は次のように続けた。

教育的診断の目的は被教育者の正当なる教育的生活を遂行しかねて教育事実の健全なる活動と発達とを因るにある。而してその取扱ふ範囲は（一）被教育者の生活を基調として（イ）その身体的表現としての身体発達（ロ）その素質的精神的表現としての知能発達、特殊発達、社会性発達、その習得的能率的精神的表現としての学業成績発達、（二）被教育者教育的生活の助成的啓発的条件的要素としての教師の素質的資格、教

授力、(三) 被教育者教育的生活の内容構成的要素としての教材、(四) 被教育者教育的生活の系統的集团的訓練の条件的組織としての教育組織、(五) 被教育者教育的生活の舞台的条件的基礎としての学校設備、(六) 被教育者教育的生活の経済的条件的基礎としての教育費、(七) 被教育者教育的生活の揺籃的生活の条件的基礎としての家庭及社会生活、(八) 被教育者教育的生活の記録などの諸方面に亘る。【参考書】大伴茂『教育診断学』

(入澤宗壽「教育的診断」『入澤教育辞典』(入澤宗壽著) 教育研究会、1932年、297頁)

「教育的診断」の目的は、「被教育者」の健全な活動と発達にあり、その範囲は、第1には彼等の「生活を基調」として、①「身体発達」、②「知能発達、特殊発達、社会性発達」及び「学業成績発達」、第2には「教師の素質的資格、教授力」、第3には「教材」、第4には「教育組織」、第5には「学校設備」、第6には「教育費」、第7には「家庭及び社会生活」、第8には「日常生活の記録」などにあるとする。

1935年(昭和10)に教育学者・篠原助市は、「教育診断学 Pädagogische Diagnostik」を項目に設け、次のように記す。

医学上各種の徴候を総合して病態を断定する方法を教育上に転用し、生徒の状態に対する確実なる認識を得るを教育的診断と云ひ、之が方法乃至技術に関する知識の体系を教育診断学と云ふ。但し、教育的診断の如く、単に病態に就いてのみならず、又常態に就いても之を適用す。

教育的診断学の目的は、被教育者の一定の状態に関して確實精密なる認識を得んとするに在り。正しき教育依つて阻止乃至除去せらるべき、或は少なくとも緩和せらるべき状態、及び、教育に依つて助成せられ或は向上せらるべき状態を明確に認識せんとするに在り。一層具体的に之を言へば、教育診断の目的は、個々の児童の個性を把握して実地教育上之を正しく取扱はんとするに存す。而して医学上の診断が本質上専ら身体の状態に関するに反し、教育上のそれは本質上心意の状態に関する。

(篠原助市「教育診断学」『増訂 教育辞典』(篠原助市著) 實文館、1935年、208頁)

「教育診断学」は、医学的方法を教育に転用し生徒の状態を認識しようとする「教育的診断」の方法や技術に関して体系化したものであるとする。その目的は、被教育者の「確實精密なる認識」にあり、「阻止乃至除去」や「緩和せらるべき状態」及び教育によって「助成」あるいは「向上せられるべき状態」を「明確に認識」することにあると記した。生徒の状態を、可能な限り明確に認識しようとする試みとして解説された。

1936年(昭和11)には、教育行政学者・宗像誠也が、次のように記した。

診断 diagnosis という語はギリシャ語の *diagignôskein* を語源とし、「よく知る」・「充分に知る」といふ意味である。診断は元来医学で用ひられる語で、諸徴候を見て病気を突きとめることを指す。即ち病気の原因・病気の進行の現在迄の経過・現在の位置を知り、また今後の推移に就ての予想を持つことを意味する。それは治療の前提を為す認識である。心理的方面にこの語が使用されるようになったのは精神病学から来たのである。例へば現在一般に智能的素質の診断に使用されてあるテストの如きも、その根源は、ビネーが最初は異常者の検出の為に工夫した方法にあつたのである。

診断は現象の認知に止まらず、現象をその原因から、発生的に把捉するものである。教育的診断といふ語はこの意味に於ける診断を教育上に借り来つたものである。故に教育的診断は、被教育者個々の場合に就てその教育の進行上に於ける現状を見、現状の依つて来つた原因を過去に遡つて探り、更に将来に就て或程度の予測を持つことを意味するといふべきである。

(宗像誠也「教育的診断」『教育学辞典第一巻 復刻版』岩波書店、1983年、452頁)

ここでは、「教育(的)診断」は、医学で用いられた「診断」の意味を含み、病気の原因や進行の経過や現在の位置を知り、その後の予想を持つことを意味し、「治療」を前提とする認識とされた。「精神病学」の影響も見て取れる。ここで言う「診断」は、「現象の認知に止まらず」、その「原因」に着目し、被教育者の「過去」「現在」「将来」を視点として理解することに意味があると強調されている。

1954年(昭和29)には、先述した橋本重治が次のように記す。

教育診断は、その目的からは教育指導の概念であり、その方法からは教育測定ならびに評価の概念である。すなわち児童のよりよき指導、ことになんらかの望ましくない特質を所有する児童をきょう正助長しようとの目的から出発し、その診断の方法をより合理的にする教育測定の進歩にうらづけられて今日に至り、なおその研究の途上にある。

(橋本重治「教育診断」『教育研究事典』(石山脩平・梅根悟・海後宗臣・皇至道・波多野完治・村上俊亮・依田新編集責任者)金子書房、1954年、410頁)

「教育診断」の目的は「教育指導」、方法は「教育測定」「評価」の概念にあるとする。児童の指導を標榜し、なかでも「望ましくない特質を所有する児童」への「きょう正助長」を目的とすると記された。

さらに1961年(昭和36)には、牛島義友が次のように記した。

教育状態の診断をして、問題の所在をあきらかにし、その改善の方法を指示すること。医学が病人の治療からはじまったように、教育診断は学業不振児、問題児の原因究明とその教育治療からはじまった。この“できない子ども”や問題の子どもはたんにおしえかたとか教材の不適當なためにばかりでなく、子供の素質や過去のながい生活経験がふかい関係をもってくるから、この問題は特殊児童の教育病理学へと発展した。しかし、特殊児童でなくて一般児童に関心をむければ教材、カリキュラムあるいは誤謬の分析がとりあげられ、さらにまた学校管理、教師の問題にむかい、学校評価の問題ともなってくる。

診断のためには客観的規準が必要であり、教育測定や精神検査なども重要な方法となってくる。

(牛島義友「教育診断」『教育学事典第2巻』(下中邦彦編)平凡社、1961年、64頁)

医学が病人の治療からはじまったように、「教育(的)診断」は「学業不振児」や「問題児」の「原因究明とその教育治療」からはじまったとされ、その状態を「診断」し「問題の所在」を明らかにして改善の方法を指示するものであるとする。

以上のように教育辞典・辞書を整理してみると、「教育(的)診断」は、「教育現実」の問題の所在を明らかにし、その原因と改善の方法を模索する営みであることがわかる。そこでは、被教育者を「過去」「現在」「将来」の視点から、また教師や保護者の働きかけも含む環境的要因などの多面的視点から理解しようとするところに意味があったとした。

おわりに

これまでの作業からわかったことは、第1には、「教育(的)診断」の着想は、大村仁太郎『児童矯弊論』(1900年、精華書院)にあったとされていること、また第2には、この大村にとどまらず、ドイツ教育学者 Strümpell L. なかでも「教育病理学 (Pädagogische Pathologie)」の理論を内包し、医学における「診断」的視点を教育場面に応用する役割を担っていたこと、そして第3には、「診断」というタームには、児童・生徒を「過去」「現在」「将来」の視点や環境的要因などの多角的視点か

ら理解するよう促していたことなどがわかった。

明治30年代から使用されたこの「診断」というタームは、1928年（昭和3）になると大伴茂⁽⁷⁾によって『教育診断学』という書が刊行され、ひとつの体系化が試みられている。大伴は関連する多くの著書を刊行するとともに、『教育診断学』という雑誌も創刊した⁽⁸⁾。

このように「診断」というタームに着目し、「教育(的)診断」という分野について文献学的に検討してみると、そのタームのもつ医学的視点が、児童・生徒の問題状況を対象化して理解することに貢献していたことがわかる。すなわち、事実にもとづく客観的な視点から「治療」を施すために問題状況の原因の究明をめざしとしていたのである。ここで言う「治療」を児童・生徒のよりよい生き方・在り方を目指すとするならば、この営みに、児童・生徒は、なぜそのような問題状況にいたったのか、その問題状況とはいかなるものか、そしてどのような指導・支援することによって、彼等がどのように成長するのか、成長してほしいのかと、教育者たちに問うた試みであったと言えるのである。

さて、冒頭に示した『「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続き等に関する規程』によって測定できる学力が、生徒の全てを明らかにするものではないこと、「利用する学校の教育目標や評価方針に照らし、生徒の資質・能力のどの部分を評価しようとしているか等を明確にしておく必要がある」と、ここで測定できる結果が限定的であることも示されている。

しかし、このような「診断結果」は、児童・生徒の選別やレッテル貼りに終わり、むしろ児童・生徒の可能性を限定してしまうこともある。

児童・生徒の学習と発達を理解する上では、「診断」というタームがもつ意味、つまり客観的事実にもとづきながら児童・生徒ひとりひとりの可能性を見出す理解と指導・支援が目指されているか否かを、教育者たちは省察していかなければならないのである。

今後の課題としては、「診断」というタームが、いつ頃どのようにして教育場面に用いられるようになったのかなどの具体的な経緯について、明治30年代以前の動向に着目し検討してみたい。教育現実の一端を知ることができる教育雑誌記事に掲載された「医学」情報は、その具体的な経緯を明らかにするために好箇な史料群であり、なかでも「病理学」を専門としながら、「学校衛生」分野に深く関与し教育と医学の出会いに貢献した医師・三宅秀の業績に焦点づけ、教育にもたらされた医学的視点の意味について考察してみたい。

注

- (1) 橋本重治「教育診断」『教育研究事典』（石山修平・梅根悟・海後宗臣・皇至道・波多野完治・村上俊亮・依田新編集責任者）金子書房、1954年、410頁。
- (2) 大村仁太郎『児童矯弊論』精華書院、1900年、18頁。
- (3) 注(1)、410-411頁。
- (4) 篠原助市「教育診断学」『増訂 教育辞典』（篠原助市著）實文館、1935年、208頁。
- (5) 牛島義友「教育診断」『教育学事典第2巻』（下中邦彦編・発）平凡社、1961年、64頁。
- (6) 拙著「再考：戦前日本において使われた『教育病理』とは何か」『2020年度 検証・教育実習』高崎商科大学、2021年、50-51頁。
- (7) 大伴茂は、「学究自伝」(『人文論究』第12巻第4号、1962年1-15頁)によれば、1892年に奈良県に生まれ、奈良県師範学校入学、1920年には東京高等師範学校研究科を卒業した。シカゴ大学教育学部大学院、野村教育研究所などを経て、関西学院大学文学部教授となった人物である。

- (8) 雑誌『教育診断』は、1933年(昭和8)1月1日に、教育診断社から創刊された。「編集後記」には、「姉妹雑誌として『教育治療』を刊行する予定である」(創刊号、168頁)とも記された。定価は1冊50銭。創刊号の『『教育診断』発刊趣意書』には、次のように記された。

試みに日本教育事象最近数十年の変遷を再認識するの機会を与へられよ。それは殆んど欧米教育文化の追従と模倣の変遷ではなかつたのでせうか。教育はやゝもすれば思弁的・高踏的の論議に終始されようとも抜くべからざる事実的日本教育の建設は忘れられようとしてゐたのであります。こゝに大阪教育研究所は創設以来八ヶ年、既にその全力を傾倒して、日本教育の事実的建設を期し、これがために日本教育事実の科学的調査を遂行し来り、将にこの建設運動の大一千に先駆するとゝに、この建設運動の指揮者として、自他共に相許すの現狀に立到つてゐるのであります。(中略)而して之れが運動の主張流ともいはるべきは、実に「日本教育事実の着眼」であり、「教育診断の提唱」であり「教育治療の努力」であります。

(教育診断社『『教育診断』発刊趣意書』『教育診断』創刊号、2頁)

Ⅱ 「履修生の学びの記録」

(教育実習を基盤とした学びの集大成＝教職実践演習)

1. 教育実習及び教職実践演習の現況

(1) 教育実習校及び実習期間

本年度は、高等学校5校で6名の実習生を受け入れていただいた。校長先生をはじめご指導を賜った諸先生方にあらためて感謝申し上げたい。

【表Ⅱ-1】 教育実習校及び実習期間一覧

実習校	実習期間
群馬県立伊勢崎商業高等学校	2022年5月30日～6月10日
群馬県立前橋商業高等学校	2022年5月30日～6月10日
新潟県立長岡商業高等学校	2022年5月30日～6月10日
栃木県立足利清風高等学校	2022年5月30日～6月10日
高崎商科大学附属高等学校	2022年6月13日～6月25日

(2) 教育実習（事前・事後指導）の実施

日程と内容は2022年度教育実習生のための事前・事後指導の概要を記す。

3年次に配当されている「教育実習（事前指導）」では、外部講師による講義などの多様な活動を通して教育実習に向けてのトレーニングを行っている。

4年次に配当されている「教育実習」のうち「事前指導」では、3年次に引き続き外部講師から講義をいただくことなどを通して教育実習を念頭においたより具体的な指導・助言・支援を行っている。

「事後指導」においては、教育実習の報告やそれらをもとに相互交流や反省を行い、教育実習時に作成した指導案や教材についての分析・検討を行っている。

本科目においては、特に教職を志す者としての意識を高めるように教育内容を工夫している。具体的な内容については2021年9月から2022年12月までの指導内容を一覧化した表（【資料Ⅱ-1】）を参照していただきたい。

ゲスト講師は本学園の系列にある高崎商科大学附属高等学校・大澤香代子先生、同校養護教諭・中野温子先生によるものである。貴重なご講義をいただいた先生方にこの場をお借りして深く感謝の意を表したい。

【資料Ⅱ-1】

2021～2022年度「教育実習」(事前指導)(事前・事後指導)年間計画

教室：3年次・223教室／4年次・223教室

【3年次】(原則として火曜日・6限)

年次	月	日	曜日	テーマ(指導内容)	講師	担当者	課題		
2021	9	21	火	(1) オリエンテーションー事前指導ー		菅原・下山		事務局	
		28	火	(2) 教育実習の目的・意義・内容		菅原			
	10	5	火	(3) 教育実習の心構え：遵守義務等	附属高校教頭	菅原	レポート		
		12	火	(4) 観察・参加・授業実習と実務実習		菅原			
		19	火	(7) 授業実習：学習指導と授業研究		菅原・下山			
		26	火	(5) 学校保健と学校安全	附属高校養護教諭	菅原	レポート		
	11	2	火	(6) 学校運営組織と校務分掌等	附属高校教頭	菅原	レポート		
		9	火	(8) 学習指導案の作成と模擬授業Ⅰ		菅原・下山	指導案と授業書		
		16	火	(9) 学習指導基礎的技術と模擬授業Ⅱ		菅原・下山			
		30	火	(10) 情報機器の活用と模擬授業Ⅲ		菅原・下山	指導案と授業書		
	12	14	火	(11) 模擬授業Ⅳ		菅原・下山	指導案と授業書		
		21	火	(12) 模擬授業Ⅴ		菅原・下山	指導案と授業書		
	2022	1	11	火	(13) 模擬授業Ⅵ		菅原・下山	指導案と授業書	
			18	火	(14) 学校体験活動と模擬授業Ⅶ		菅原・下山	指導案と授業書	
			25	火	(15) 模擬授業Ⅷ		菅原・下山	指導案と授業書	

※『教育実習の記録』を必ず持参すること
12月24日から「授業研究会(模擬授業合宿)」

【4年次】(原則として水曜日・6限)

年次	月	日	曜日	テーマ(指導内容)	講師	担当者	課題	
2022	4	13	水	(16) 模擬授業Ⅸ		菅原・下山	指導案と授業書	
		20	水	(17) 生徒指導と生徒理解と清掃活動等		下山		
		27	水	(18) HR担任としての役割と職務内容	附属高校教頭	下山	レポート	
	5	11	水	(19) 特別活動・学校行事への取り組み	附属高校教頭	下山	レポート	
		18	水	(20) 高校・生徒・教員と授業実習		下山・菅原		
		25						
	5月～				個別指導・実習校派遣			
	11	16	水	(19) 総括と省察：教育実習の検証(1)		下山・菅原	総括レポート	
		30	水	(20) 総括と省察：教育実習の検証(2)		下山・菅原	総括レポート	
	12	7	水	(21) 専門性・専門職者性形成に向けて		下山・菅原	レポート	

※『教育実習の記録』を必ず持参すること

(3) 教育実習のふりかえり

高崎商科大学附属高等学校において、2022年10月14日(金)に懇談会を開催。同高等学校・佐藤正樹先生、桑原良典先生、福田彩乃先生にご参加いただき、本学からは、菅原亮芳、下山寿子、須川和美が参加した。教育実習は、順調に終わることができたとの講評をいただいた一方で、実習生のさらなる研鑽を求めたいとの励ましをいただいた。

(4) 教職実践演習の実施

2022年度教職実践演習は、高崎商科大学「シラバス」に則って実施された。

なかでも、文部科学省が指摘する「使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項 ○『様々な場面を想定した役割演技(ロールプレイング)や事例研究のほか、現職教員との意見交換等と通じて、教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する役割等を理解しているかを確認する。』に位置づけ実施された、2022年12月10日(土)に本学卒業生の現職教員による講義は好評であった。

また、学校現場の見学・調査(「学校フィールドワーク」)は、2022(令和4)年12月13日(火)午後1時30分～3時、高崎商科大学附属高等学校で実施させていただいた。

調査項目は「HRの『全体計画』、『年間指導計画』、『経営案』をどのように作成し実践しているのか」である。聞き取り調査という方法で実地調査と情報収集を行った。

調査を引き受けてくださった高崎商科大学附属高等学校・安齋義宏校長先生をはじめ、大澤香代子教頭先生、田村彰康先生、桑原良典先生に心より感謝申し上げたい。

2. 「履修生の学びの記録」

教育実習を4年間の教職の学びの集大成として、5つの観点から教育実践をする上で何が課題として残されているのかを検証し、何ができ、何が実践上の課題として残されているのかを確認することを目的として、「履修生の学びの記録」をそれぞれの学生が記した。学生たちは、4年間で学んだことや改善すべき点を見出し、自身の振り返りを総括している。各自が検証した5観点は、以下のとおりである。

- (1) 教師としての使命・責任・パッション
- (2) 社会性、マナー、コミュニケーション力
- (3) 生徒の観察と理解(特に特別活動において)
- (4) 事務的能力の効率化
- (5) 教科・科目の指導力

続けて、6名の「履修生の学びの記録」を掲載したい。

なお、6名の教職履修生たちがそれぞれ共通に使用した参考文献は、以下の通りである。

原田恵理子・森山健一編著『自己成長を目指す教職実践演習テキスト』北樹出版、2014年。

永添祥多・田代武博・岡野亜希子『高等学校教育実習ハンドブック』風間書房、2017年。

『2020年度 検証・教育実習―教職課程年報―』高崎商科大学、2021年。

『2021年度 検証・教育実習―教職課程年報―』高崎商科大学、2022年。

西岡加名恵・石井英真・川地亜弥子・北原琢也『教職実践演習ワークブック―ポートフォリオで教師力アップ―』ミネルヴァ書房、2022年。

授業と事前準備の重要性

石橋 功基

はじめに

筆者は、2週間の教育実習を通して、教員としてどうあるべきか、生徒とどうかかわるべきであるのか、正しい学びとはどのようなものなのかなどの観点から探求し確認するものとする。具体的には、筆者には教員としてどのような力が必要なのか、現時点で筆者は教育上どのような力を持っているのか、またどのような力が不足しているのかについて検討したい。これらの課題を見極め、教員としてさらなる成長をすることを目指したい。

1. 商業科・科目等の授業実践的指導力（教育方法・教育課程等）

（1）授業参観

筆者は、平均して1日に4時限ほど観察授業をさせていただいた。商業の分野である簿記からマーケティング、情報処理を中心に参観させていただいた。それに加え、校務分掌の担当のそれぞれの先生方のお話を聞くことにより、校務とはどのように運営しているのか、どういった活動をしているのかを教えていただいた。先生方の授業を拝見して、共通点がいくつか挙げられる。とても落ち着いて授業ができていいる点、生徒への配慮がされている点等が挙げられる。これは適切で綿密な教材研究により、生徒に何を教えたいかが明確になっているため、授業に焦りがなかったのだと考える。また、生徒への配慮や机間指導等を十分に行っていたこと、生徒自身が考える時間を確保するなど、先生方の授業を見て改めて、筆者に不足している配慮が顕在化することとなった。

（2）教材研究

筆者は、教材研究は教科書の前後の関係を踏まえ、適切な範囲で行うことができたと考える。前回の授業との関連性を踏まえ、復習を授業冒頭で行い、生徒の知識の定着を図ることができた。

だが、教材研究での筆者の反省点は、実際の授業を想定できていなかったことにある。特に生徒がどのような反応をするかを考えることができていなかった。どのような授業を展開すべきか、どのように教えるかは事前に考え、どのタイミングで話すのかはある程度、想定した。だが、授業の展開は筆者の思うように進むことはなく、焦りながらの授業となってしまった。その結果、その焦りが生徒にも伝わってしまったのか、理解が十分にできていない生徒が多かった。よって、より生徒の反応を想定した教材研究を行う必要があると反省することとなった。重要な点を確実に教えるために、生徒に実際に理解しているかを聞き、生徒の進捗に合わせることや難しい用語ならわかりやすいような語句に置き換えるなどの工夫も必要であったと考える。

（3）授業改善の方法

筆者自身の授業は、全体的に落ち着きがなかった。まずは、緊張というものになれる必要がある。焦ることで周りが見えなくなる点。自信がなくなり、声小さくなってしまっていた。また、焦りで生徒への配慮を怠ってしまったという点が筆者の1番の反省点である。よって、筆者には授業における雰囲気作りができるようにすることが筆者に必要なものである。

（4）学習指導案の作成

学習指導要領の作成においては、適切に作成できたかといわれると、不十分な点が多くあった。特に内容が不十分である点、評価方法が不明瞭の点も多くあった。なかでも、時間配分という点は筆者の課題という点では、1番大きなものであった。研究授業の1時限目は、時間が足らず、ま

めの時間を十分に確保することができなかった。後日の反省では、時間が確保できないと分かった段階で、早めに授業を切り上げ、必ずまとめの時間をとることが必要であると研究授業を見に来てくださった先生方からご指導をいただいた。まとめの時間とは、生徒が本時で学んだことを整理して、理解する時間である。その時間を確保できなかったのは、筆者の大きな失敗である。

(5) 教科やHR担任等への補助的役割

教科やHR担任等への補助的役割においては、筆者はHRを担当させていただいた。朝は、生徒の出席状況の確認から始まり、配布物の確認、検温票の回収、朝の連絡事項までを1通りさせていただいた。また、HR担任の先生は朝のHR前に自身のクラスに赴き、既に登校している生徒との会話を大事にしていた。生徒と話す機会は何も授業だけではないこと、登校していた生徒と話すことで、クラスのある程度の状況をも確認していたのだと考える。また、貴重な補助的役割としては、放課後の小論模試を監督させていただいたことである。その中で、模試を回収及び生徒との会話をするのができたため、生徒との距離が縮まる要因であった。

2. 生徒指導・生徒理解・生徒支援

(1) 生徒とのコミュニケーション

生徒とのコミュニケーションにおいては、筆者は話すことが得意なこともあり、多くの生徒と話すことができた。授業のこともあれば、教育実習中にあったクラスマッチの件についても多くの相談や生徒が頑張った様子等の会話を行うことができた。生徒が勉強で悩んでいた際にも声をかけることができたため、どのような生徒がいるか、どのような支援が効果的かを学ぶことができた。特に話す言葉遣いはとても重要であった。

筆者は、丁寧な言葉づかいで生徒と話そうと考えていたが、思った以上に距離が縮まらなかった。時には生徒と話す際は話し方を変える必要なのではないかと考え、実際に行動に移すとそれが功を奏したのか、そこから、わずかではあるが生徒からも話しかけてくれるようになった。

(2) 清掃・相談

清掃に関しては、毎日、HR担当教室とその周辺の廊下や特別教室の清掃を生徒と協力して行わせていただいた。掃除をやるように促すことはもちろんのこと。一緒に掃除をすることで、生徒に掃除をすることを促すことができたのである。また、そういった心がけにより、生徒からの信用を少しずつ手に入れられたのではと考える。

3. 特別活動・HR経営

(1) HR活動・生徒会活動

筆者がHR活動を見させていただいた際は、学校祭の内容を話し合っていた。基本的には生徒がどのようなことを行いたいのかを考えさせ、話し合いが平行線のままとなってしまった場合、担任の先生から生徒に対して、もっとこの部分を話し合った方が良い等のアドバイスを行っていた。学校祭は生徒自身が行うものであるから、生徒自身が考えなくてはならないため、このようにしているとHR担任からうかがった。

また、HR活動の中でも印象に残ったのは、学年部会に関するものである。必要な資料があると、事前に連絡をしていたにもかかわらず、中にはその資料を忘れてきてしまう生徒がいた。そこで、HR担任は自覚が足りない、そのような態度では就職、進学は難しいと指導なさっておられた。生徒に対し、筆者はここまで指導することができるのかと考え、とても難儀であると感じた。時には、「叱る」ことも必要だが、生徒に理解してもらおうことができる「叱り方」ができるかが不安となった。

(2) 部活動指導

筆者は、運動が好きということもあり、多くの部活動を見学させていただいた。なかでも、筆者はサッカー部ということもあり、一緒に練習に参加させていただいた。勉強とはまた違った形で努力する姿を間近でみることで、とても良い経験となった。また、大きく違う点は部活をする側から見る側になったという点である。生徒の様子から、どのようなプレーや長所を引き出せるかが難しいと考えた。

(3) HR 担任の役割と職務内容

筆者の HR 担任は学年主任ということもあり、朝早くから出勤しており、学年の先生方へ朝の連絡が記された資料を印刷し、配布していた。また、学年内の体調不良者の確認や出張される先生方への配慮等があり、朝からとても忙しい業務であった。

4. 研究授業と事後検討会

筆者の研究授業の事後検討会は、担当の先生方との面談で行われた。反省点が多く残る結果となった。特に、声の大きさが大きく反省しなければならなかった。自信がなくなるに連れて、声が小さくなる点や生徒の方向を見て話すことができていない等の授業を行う上で当たり前のことができていなかったのである。また、自身の授業の雰囲気作りというのも非常に重要であると学んだ。授業の入り方や、授業の進行方法等がある程度、経験を積むことにより、生徒が飽きる時間もわかるようになるかと教えていただいた。ここから多くの経験を積むことで、さらに良い授業を展開できるようにと、激励の言葉もいただいた。

5. 「社会性・対人関係能力」、「教師としての使命感・倫理観」

教員は生徒と関わるものであるが、同時に他の教員との連携も必要不可欠である。学校全体、細分化すると、学年、クラスにおいてもどのように運営するかは教員の連携が重要となってくる。そのような視点でみると、対人関係能力というのは、生徒だけにとどまらない。生徒からの信頼に加え、他の教員からの信頼というものも非常に重要となるのである。

また、教師の使命は生徒の高校生活を保障するものであるから、教員の連携はその高校生活を守るためになくてはならないものである。よって、教員の連携が筆者は非常に重要であると考えた。

6. 指導教諭から学んだこと

指導教諭の先生から学んだ中で最も重要であると考えたのが、生徒への配慮と他の教員への配慮である。配慮というのは、生徒がどのようにしたら授業を聞いてくれるのかから始まり、どのような説明が効果的かつ理解しやすいのであるか。他の教員に対しては、朝の HR の連絡事項はもちろんのこと。進路や進学等の説明、眼科検診等の健康診断に関する運営を円滑に行えるようにとの呼びかけをされていた。特に学年部会前は先生方からの協力を仰ぎ、保護者への案内等が円滑に行えるよう、ご協力お願いしますとの呼びかけもあった。

多くの生徒や先生と関わるということはそれほど、多くの問題や課題に目を向けなくてはならないということである。よって、生徒や先生方への配慮というものは非常に重要である。

7. 大学教員の巡回指導

本学の教員の巡回指導では、授業の際は後ろの席で生徒の様子を把握しており、授業後には筆者にこういうところが良かった。ここはもう少し改善したほうが良いのではとご好評をいただいた。筆者自身が気付くことができなかった点を教えてくださったことにより、筆者の至らない点を顕在

化することができた。なかでも、生徒がどのようなことをしているのかを知るために、よく周りを見る必要があるとご指導いただいた。

8. 心構え（仮説）の立証

筆者は、心構えとして教育実習の事前指導の際に学んだ「今まで一生懸命学んできたことを信じることをとりあげた。また、仮説というよりは、現段階での筆者の力は高等学校の生徒にどれほど通用するのかという問題提起をもって、教育実習に臨んだ。

筆者自身できることをしたつもりが、研究授業を終えると至らない点というのは続々と現れた。実際に現場に立つということがこれほど難しいとは想像していなかった。一生懸命学んできたことを信じてはいたものの、教えるという立場に立った時の重責は今までの努力が不足していたのではないかと思うほどつらいことであった。

そして、問題提起として取り上げた現段階で筆者の力はどれほど通用するのかに対する解答としては、全てにおいて実力不足であった。授業時の対応として、話し方、板書、体の向き、呼びかけ、机間指導等が挙げられる。これほどまでに自身の実力が通じないとすると、肉体的、精神的にもつらいと感じていた。

よって、一生懸命学んだことだけでは足りないということばかりであった。

9. 実習前と実習後の自分の変化

実習前、筆者は教えられるという受け身の立場から、教えるという立場に変わったと改めて認識することになった。それと同時に、実際に授業を行うということがこれほど、難儀なものであるのかを痛感した。教材研究から始まり、指導案の作成、実際に授業をする。これらの一連の流れを通して、筆者自身に足りないものは教える側の責任や教え方、話し方を大きく改善しなくてはならないと改めさせられた。

10. 教員になるうえで、自己の課題をどのように自覚しているか

筆者が教員になるうえで、自己の課題として何を取り上げるのか。それは、事前に準備することである。授業準備はもちろんのこと。校務分掌での活動や部活動の活動も適切な準備もさすものである。

なぜ、事前準備が重要であるのか。基本的に学校での運営とは不測の事態がつきものである。教育実習の実体験では、遅刻者の対応をすることになり、それに手間取ってしまい、慌ててしまったこと。それに伴い、授業の雰囲気をごどのように維持するかを悩んでしまったのである。

以上のことから、授業の進行が自分の想像よりも進行しなかったのである。それらを理由として、私は適切な授業準備が必要であると考えた。特に教材研究はもちろん、校務における決定事項の確認等を明確にすることで、学校運営を円滑に行えると筆者は考えた。よって、筆者は現状の大きな課題として、事前準備を適切に行うことを取りあげる。

生徒の学習・生活ペースに授業や支援のリズムをあわせる

大 淵 由 菜

はじめに

本稿は、筆者に与えられた課題は、高崎商科大学教職課程における学びのキャリアを点検すべく、高等学校において行わせていただいた教育実習で何を習得し、いかに活用し、どのように探究してきたのかを確認したい。その作業の流れの上に将来、教壇に立つ自分を想像しながら、何が到達されていて、何が教育実践上あるいは教育研究上の課題として残されているのかを自覚し、それを補う上でどのような学びが必要なかをセルフスタディしたい。本稿の目的もまた、この課題に答えることにある。

ところで、筆者はこの4年間の学びを通して先に記された5つの項目を、概ね目標達成できたと考えている。しかし、教育実習を通して生徒の学習・生活ペースに授業や支援のリズムをあわせるという点においては課題が残されている。

ここでは、このような問題意識を持ちながら教育実習の概要と実相を示しつつ、筆者の教職課程における自己点検・評価を上記の課題に答えることを通して行ってみたい。

1. 商業科・科目等の授業実践的指導力

(1) 授業参観

筆者は、教科商業科・科目（簿記、表現メディアの編集と表現、原価計算、課題研究、ビジネス経済、ビジネス基礎）の授業を参観した。授業をどのように進めるのか、生徒への助言はどのように行っているのかをみるだけでなく、生徒の様子も観察し、生徒理解に努めた。

授業参観を通じて、教員の真似をするのではなく、自分自身のキャラクターを活かした授業を行うことで生徒に興味を持ってもらえることを学んだ。

しかし、自分自身の授業の展開の仕方を見つけるという点において、課題が残った。

(2) 教材研究

教材研究は、検定の問題をどのように解いていくのかをパターン化するように努めた。高校1年生は高校入学してから僅か2ヵ月で検定試験を受けなければならない。そのため多くの情報を伝えてしまうと混乱してしまう。まずは、「解けた」という経験をしてもらうためになるべく簡潔に伝えられるような説明を考えた。たしかに、用語の意味調べや問題の解き方の理解は行うことができたが、しかし、教材研究の時点での、重要論点の整理が行えていなかったため、実際の授業で伝えたいこと・覚えてほしいことをうまく生徒に教えることができなかった。

(3) 授業改善の方法

上記の(1)、(2)を踏まえて筆者は授業を行った。

その後、指導教諭に修正すべき点を指摘していただいた。例えば、(1) 指導教諭の先生が行ってきた「ルール」を踏襲すること、(2) 授業の中で大切な個所を何度も何度も伝えること、(3) 自分自身の授業スタイルを持つことなどであった。

その助言を踏まえて、次の授業で改善を試みた。また、放課後に模擬授業をさせていただき、次の日の授業までに足りない点の教材研究などを行いながら授業のブラッシュアップを続けた。

(4) 学習指導案の作成

学習指導案は研究授業の学習指導案のみを作成した。非常に考えさせられた。例えば、(1) ど

のような授業が生徒の関心を引くのか、(2) 知識・技術の定着を図るにはどのような指導が必要かなどである。

(5) 教科や HR 担任等への補助的役割

机間指導や学級日誌の確認を行った。机間指導をすることでこの生徒はどんな生徒なのか、クラスの特徴などを知ることができた。また、学級日誌の確認では生徒が1日どのようなことを考えて過ごしたのかがわかった。

2. 生徒指導・生徒理解・生徒支援

(1) 生徒とのコミュニケーション

授業内の机間指導の間になるべく多くの生徒に話しかけるようにした。問題を解くことができない生徒だけでなく解き終わった生徒にも話しかけるように留意した。苦戦している生徒にはヒントや励ましの声掛けを、進んでいる生徒には次に解く問題の提示などを行い、全ての生徒に気を配るように意識した。

(2) 清掃・相談

清掃では、生徒とともに教室の清掃を行った。清掃後には、教室に残っている生徒に話しかけ、進路の話や検定勉強の進み具合、雑談をした。雑談を通して生徒の理解を深めることができるように努めた。

3. 特別活動・HR 経営

(1) HR 活動・生徒会活動

朝と帰りの HR を担当させていただいた。連絡は連絡内容のみを伝えるのではなく、なぜ大切なのか、なぜ連絡する必要があるのかを意識して、自分自身の経験なども交えて話すことで生徒の記憶に残る印象を受けた。

(2) 部活動

部活動への参加はしなかった。

(3) HR 担任の役割と職務内容

HR 担任は学校内でクラスの生徒をよく理解している存在でなければならない。クラス内での出来事だけでなく、部活動での様子や生徒会活動の進捗状況などを生徒から聞き、生徒が何かあったときに相談しやすい環境作りが HR 担任の役割だと感じた。

職務内容としては、授業だけでなく生徒への気配りや個人情報の取り扱いなど多岐にわたることを学んだ。

4. 研究授業と事後検討会

研究授業では、「簿記」の固定資産を取り扱った。「簿記」が得意な生徒も苦手な生徒も楽しく取り組めるように身近なものを取り上げる点に重点を置いた。

全体的な工夫として、1つの授業が50分の映画のように緩急のある授業構成にした。授業の前半は生徒を飽きさせない工夫として、ランダムに生徒を指名する、プリントに空欄を作り書き込ませるようにした。

授業の後半は、検定や定期テストでは出題されないような問題についてグループワークを通じて取り組ませることや印象に残る小話をする点を工夫した。

事後検討会では、全体に向けて話すときと個人に向けて話すときのコミュニケーションの違いをつけることや、もし生徒から質問があった場合は、どのように対応するのかなどの指摘があった。

5. 「社会性・対人関係能力」、「教師としての使命感・倫理観」

「社会性・対人関係能力」においては、挨拶を意識した。挨拶をすることで生徒と話すきっかけになった。

「教師としての使命感・倫理観」としては、生徒の話をよく聞く点を意識した。放課後などに選択科目についての話や進路に関する話を私自身の経験を交えて話すことで、生徒から相談があり、生徒のことを理解することができた。

6. 指導教諭から学んだこと

生徒の集中力をどのように保つのかを学んだ。クラスによってテンションの使い分けや、50分の授業の中で声の抑揚や強弱を変え、飽きさせないようにすることが重要であると感じた。私自身の高校時代は教師の行う授業に生徒がついていくという授業のスタイルであったが、現在は生徒のペースに教師が合わせるというスタイルに変化していた。生徒が授業に集中できるかどうかは教師の力量次第であると感じた。

7. 大学教員の巡回指導

ゼミ担当の教員が巡回指導に来てくださった。「よくできている授業だ」とお褒めの言葉を頂いた。

8. 心構え（仮説）の立証

生徒が楽しいと感じる授業を行うという目標を持ち、教育実習に臨んだ。この目標は研究授業で達成できたと感じた。普段は頭を抱えながらわからないと言っていた生徒も授業に積極的に参加していた。学び続ける姿勢を育むためには、勉強の楽しさを知らなければならない。

今後の課題は、検定勉強における楽しさの見出し方である。検定は合否がはっきりと示されてしまうため、勉強が苦痛だと感じてしまう生徒が多くいる。そんな検定勉強に対してもマイナスのイメージを持たせない工夫について模索していきたい。

9. 実習前と実習後の自分の変化

私自身は塾のようなシンプルで無駄のない授業が良い授業だと考えていたが、実習を終えて、生徒が興味を持つきっかけを盛り込んだ授業が学校教育において重要であると学んだ。学校には、勉強が得意な生徒もいれば苦手な生徒もいる。嫌いな生徒が勉強に向き合うために、少し笑えるネタや授業に集中させるための声掛けなどがなければならないと感じた2週間であった。

10. 教員となる上で、自己の課題をどのように自覚しているか

多くの課題があったが、ここでは2点に絞りたい。

1点目が、生徒理解である。生徒の得意不得意や個性を理解し、個々人に合った声掛けや指導方法について模索しなければならないと感じた。また、授業外での会話から生徒を理解することにも課題があった。

2点目が、柔軟性である。生徒の反応で授業内容を変えていくことが重要であった。生徒は1度躓いてしまうと次に進むことが難しい。想定外の箇所では生徒が躓いたときに当初の予定を変更して、問題を解決する柔軟性が必要である。

教育実習とは、大学で学んだことを発揮する場でもあり、さらに成長する場でもあると考えた。

生徒のことをよく考えると言葉にすることは容易だが実践することは非常に困難であった。実際に生徒と向き合うことで、教職のやりがいや教師という仕事について理解ができた。

むすびとして：教育実践上・教育研究上の課題

ここでは、セルフスタディすなわち、将来、教壇に立つ自分を想像しながら、何が到達されていて、何が教育実践上あるいは教育研究上の課題として残されているのかを振り返る。

(1) 教師としての使命・責任・パッション

生徒の興味を引くために、よく生徒を観察し、話を聞くことが重要だと感じた。この点について到達されていたことは生徒の興味を引く授業づくりである。また課題は、授業外での生徒観察である。

(2) 社会性・マナー・コミュニケーション力

社会性等では、「挨拶」が重要であると考え、挨拶することを意識した。そのことで生徒と話すきっかけをつかむことになった。きっかけをつかんだその後に、生徒とどのようにコミュニケーションを続けるかには課題が残されている。

(3) 生徒の観察と理解

クラス、部活動、放課後など場面によって、生徒は様々な顔を持つことを学んだ。クラス担任は担当生徒について校内で1番の理解者となるために、多方面から情報収集を行う必要があると感じた。

(4) 事務的能力の効率化

事務作業を効率的に行うためには、1日のスケジュール管理をしっかり行い、先を見越した行動をするべきだと感じた。

(5) 担当教科・科目の指導力

授業を行い、自分自身で問題が解けることと説明できることには、必要な知識が異なることを実感した。知識量の多さのみが必要なのではなく、説明を簡潔に行い、重要な点を伝えることが重要であり、その点が課題であった。

どこまで生徒の中に踏み込んで良いのか

北 爪 颯

はじめに

筆者は高等学校において2週間、教育実習を行わせていただいた。ここでは、教職の現場での発見と学びを振り返り、記していきたい。

1. 商業科・科目等の授業実践的指導力（教育方法・教育課程等）

（1）授業参観

授業参観は、1週目に13回（商業科科目と「コミュニケーション英語Ⅱ」、「数学Ⅰ」、「生物基礎」、「現代文」）、2週目に6回（商業科科目と「保健」）の授業参加をさせていただいた。授業参観は担当教科である「経済活動と法」を中心に行ったが、担当教員に教科の枠を超えての授業参観が大切であることの教授をいただいたので様々な教科を授業参観を行った。授業全体の流れ、生徒への発問の仕方、ICT機器を使った授業の進め方、机間指導の仕方、ペア・グループ学習の仕方などを観察した。

（2）教材研究

教材研究では、空時間と放課後、家に帰ってからの時間を活用し教材研究を行った。主に教科書の範囲を限なく目を通し、理解が不十分であった箇所については、担当教員や教科の先生に質問等をさせていただき理解を深めた。また「経済活動と法」では、身近に起きている事象を考えることが大切であったため日常生活から関連できるものを探すことも教材研究の一環として行った。

（3）授業改善の方法

授業改善の方法としては、授業実習終了後に毎度担当教科の先生から改善すべき点、違った方法でのやり方などのアドバイスを頂いていた。そこでは、板書での字の大きさとバランス、ワークシートの改善、生徒主体の授業づくり等の授業改善方法についての指摘があったため、一回一回の授業で板書中心の授業、ペアワークの授業、ワークシートを使った授業、pptスライドを使った授業等の様々な形態で授業を行った。その中で、授業を受けている生徒の反応なども観察しながら、自身の考える授業形態に近づけるように授業の改善を行った。

（4）学習指導案の作成

学習指導案の作成では、担当教員から学習指導案のフォーマットを頂き、それを参考にしながら作成に取り掛かった。日々の授業では、「略案」での提出を毎時間の授業で行い、研究授業の学習指導案に向けての練習として作成をした。

（5）教科やHR担任等への補助的役割

教科やHR担任等への補助的役割としては、生徒の行動観察や授業中での机間巡視などを中心にを行い授業やHRで生徒の学習の指導も適宜行った。

2. 生徒指導・生徒理解・生徒支援

（1）生徒とのコミュニケーション

生徒とのコミュニケーションは、筆者自身が教育実習中で一番の課題としていたため、授業参観やHR、昼食や放課後等の隙間時間を有効的に使い、積極的に生徒とのコミュニケーションを行った。最初の一週間は担当クラスに馴染むことを目標に担当クラスの生徒とのコミュニケーションを

積極的に行った。その中で、授業参観を通して別の学年やクラスに行くことによって様々な学年とクラスの生徒ともコミュニケーションを行うことができた。

(2) 清掃・相談

清掃では教室を担当教員から任されたため、教室と廊下の清掃を生徒と一緒にいった。その中で、清掃では一番生徒とのコミュニケーションを図る時間であったため、生徒とコミュニケーションをとりながら清掃を行った。相談では朝のSHR終了後、昼食の時間、放課後の時間に生徒から声をかけられることが多かった。大学生生活の質問や、高校時代の話、生徒自身の相談も生徒がしてくれたので、親身になり相談に乗ることができたと考える。将来的にも今回のように生徒との信頼関係がとても大切になってくるので、今回の経験を活かしたいと考える。

3. 特別活動・HR 経営

(1) HR 活動・生徒会活動

HR 活動では主に朝のSHR 活動を実習 2 日目から任された。生徒会活動では実習 1 週目のLHR の時間に生徒会が学校全体で開かれたため、生徒と一緒に生徒会活動を見学した。

(2) 部活動指導

部活動は、平日は放課後、土日も含めて 2 週間すべて参加した。部活動では、平日は、3 年生最後の大会に向けての練習であったため、技術的な指導中心ではなく、精神的なサポートを中心に行った。また、マネージャー業も選手時代はほとんど知ることがなかったが、積極的に行うことでどんな業務をこなしているのかが分かった。土日の部活動は、朝から夕方 1 日だったため、選手の試合の補助と、練習のサポートを中心に行った。

(3) HR 担任の役割と職務内容

HR 担任の役割としては、主に生徒の行動観察、生徒に異常はないかという観点から行った。職務内容としては、朝の職員会議での生徒への連絡事項の伝達と観察の記録を主に行った。生徒からの質問なども SHR 時点であったときは応じていた。また、授業内容で改善してほしい点などの確認も生徒を通して確認も行った。

4. 研究授業と事後検討会

研究授業では、「経済活動と法」について実施するにあたり、「経済活動と法」の教材観として、日常で生じるだろう「法律行為」についての学習を行う。そこで授業準備目標として、具体的な法として、実際に経験した身近な例をグループワークという形式にして、みんなで考え、それを各グループで発表、意見の交換を行う場を設けた。生徒にとって、法律の意味を教え名前を穴埋めさせるだけでは生徒自身が何も考えずにただ書いて作業をしたという授業になってしまうので実際に授業で使うワークシートでは「考えてみよう」という項目を作成した。その後に経験から基づく法律行為について考えるというワークシートを使った。これにより生徒は考えたことを、他の生徒に共有、発言することで思考・判断・表現という評価をとった。

今回の研究授業では、生徒が考えたことを発表させる形式なので、教科書やワークには記載されていない事例などが生徒から発せられることが予想されるため、筆者自身の問題に対する回答の準備も必要となった。授業で実施する範囲は契約の種類についてだったので、教材研究をいつも以上に入念に行った。また、ppt スライドも活用しての授業をするため、生徒にとって見やすいスライドづくりの研究も行う必要があった。

5. 「社会性・対人関係能力」、「教師としての使命感・倫理観」

常に学校という現場にいるときは、生徒のお手本となるように生活をする必要がある。それに伴い、生徒とのコミュニケーション、他の先生方との信頼関係、保護者との信頼関係など生徒の成長のサポートを行っている立場上、緊張感を常に持つことが大切であると感じた。

6. 指導教諭から学んだこと

指導教諭から学んだことは、生徒とのコミュニケーションの取り方や、授業における流れ、教壇に立った時に視線をどこに置いたらよいのか、机間巡視の効果的な使い方、ワークシートの効果的な作成方法・生徒の評価方法、HR活動の進め方、話すスピード感、生徒を指名するときのポイントなどを学ばせていただいた。また、教員にとって大切なスキルや心構えなどを、実体験をもって学ばせていただいた。

7. 大学教員の巡回指導

研究授業を実施した際に参観して下さった。後日好評を頂き良かった点、悪かった点のお話を頂いた。改善すべき点と今後も引き続き頑張ったほうがよいポイントなどを抑えることができた。

8. 心構え（仮説）の立証

教育実習に行くにあたり仮説を2つ立てた。

- ①「生徒とのコミュニケーションを図ることができるか」
- ②「生徒主体の授業が展開できるのか」

上記2つの回答としては、①生徒とコミュニケーションを徐々に図ることができた。担当クラスや部活で関わりのある生徒を中心にコミュニケーションを図り、「輪」を広げていった。②授業にグループワークを導入し、生徒同士で考える時間を使い発表をしてもらった。

9. 実習前と実習後の自分の変化

実習前は、緊張と不安が大きかったが、実習後は、教員という職業への憧れがより一層強くなった。まだまだ、未熟な部分も大きいですが、実習に行ったことにより、自信がついたと感じる。今後は、実習で発見した新たな課題についての解決に向けて日々勉強に励んでいきたい。

10. 教員になるうえで、自己の課題をどのように自覚しているか

筆者が教員になるうえでの課題は、現在の授業形態への理解を進めることであると考えている。時代の変化によって授業形態は変化していくので1つのやり方に固執しないで日々授業に対して研究を行い、生徒にとってどのような授業がわかりやすいのかを模索し続けることが大切であると感じた。

おわりに

2週間という短い間であったが、とても有意義な時間を過ごすことができた。様々な先生方からのご指導もあり、授業も苦手であったが、徐々に上手く修行をできたと感じた。生徒とのコミュニケーションも段々とできるようになっていった。今回の実習で学んだことを筆者自身の将来に役に立つように今後も努めていきたい。また今回新たに見つけた課題は、今後改善していきたい。

生徒の立場に立って考える

古田島 遥子

はじめに

筆者は高校の教員を目指している。そのため教員になるための在学4年間、教職の勉強に努めてきた。ここでは、2週間の高等学校での教育実習を4年間の教職の学びの集大成として検証しておきたい。

この4年間の学びを通して、課題として与えられた5つの観点に関しては、それなりに達成したと考えている。しかし、教育実習を通して筆者は「生徒の立場に立って考える」ことに関してまだ課題が残っていると感得した。ここでは、筆者が抱える課題を提示しながら、教職に就くまでに自らの課題に対して、どのように立ち向かおうとしているのかについて記してみたい。

1. 商業科・科目等の授業実践指導力

(1) 授業観察

筆者は、商業科・科目（「簿記」、「情報処理」、「ビジネス基礎」、「財務会計」、「流通総合」）、普通科・科目（「数学」、「言語文化」）を観察させていただいた。

授業観察では、授業時の指示や授業の時間配分、発問の仕方などを勉強させていただいた。ここでは、第1に、授業時の指示についてである。例えば「情報処理」の授業では、先生の説明を聞く時間と作業する時間を区別できるような指示をきちんとなさっておられた。第2に、授業の時間配分である。例えば「簿記」の授業では、臨機応変に本時のねらいに即して確認しつつ次回への予告をしながら時間を改変しておられた。第3には、発問の仕方である。例えば、「ビジネス基礎」の授業では、支払いの方法として「プリペイドカード」という用語が出た際に、「例えば、どんなものがある？」と身近な例を出させるような発問し、生徒の興味・関心を引いておられた点は大変勉強になった。

筆者は、常に生徒が授業に前向きに取り組んでいるのか、どの程度まで授業内容を理解しているのかを確認することが大切であると学んだ。

先生方の授業では「みんなここまで大丈夫？」という確認を逐一行っていた。しかし、筆者は授業をする際に、時間ばかり気にして生徒の進行状況の確認をすることを怠ってしまった。教員になった際には、生徒の気持ちに寄り添うことを忘れずに授業をしたい。

(2) 教材研究

教材研究では、指導教諭の先生から「生徒のことを考え、生徒のレベルに合った問題の選定や自作の問題を作ることが大切だ」と教えていただいた。このことを意識しながら、生徒が理解できる授業を行うことを志向し、教科書をしっかりと読み、何を教えるかを明確にした。教材の系統性を重視しながら、教科書に掲載されている問題を中心に、身近な例を提示することに注意し、教材研究に励んだ。さらに自作ワークシートを作成した。

ここでの課題は、専門用語の更なる把握とそれを理解して貰うための例示の仕方が十分でなかったこと、また、自作ワークシートを作るときにどのようにすれば本単元の内容を定着させるかという視点と方法の更なる研鑽である。

(3) 授業改善の方法

板書の際には、丁寧に文字を書くこと、略字は使わない。また、正しい書き順で板書することが

大切である。授業会話では抑揚を付けることが大切である。どうしても平坦な授業になってしまうので山場を設けてメリハリのある授業を意識した。

しかし、なかなか打てば響くような授業にはならなかった。そこには、主語を大事にして指示を明確にすること、そして説明の際にはわかりやすい言葉で、身近な例を使って、時間配分を考慮しながら授業を行うことが重要であると指導教諭の先生からご指導を賜りながら意識化していかなければならないが、これもまた、課題として残された点でもある。

(4) 学習指導案の作成

指導教諭の先生から、研究授業の2日前には学習指導案を完成させるように指示された。指導教諭の先生はお忙しいのにもかかわらず何度かご指導をいただき、ご確認をいただいた。指導教諭の先生は、授業デザインをする場合、展開も大事だが、特にまとめが一番大切であると教えてくださった。さらに、まとめの時間は多めにとること、また、授業時間を逆算して授業デザインをすることが重要であるのご指導いただいた。

筆者は、誤字脱字をしないように最終チェックを疎かにせず、隅々まで何回も目を通した。

ここでの課題は、授業をデザインする上で、まとめで何を教えるか、どのくらい時間を費やすか、知識・技術の定着をどのようにするかについて今後研究していかなければならないことである。

(5) 教科やHR担任等への補助的役割

教科商業科・科目「情報処理」の授業を観察させていただいた際に、パソコンの打ち込み作業の進みが滞っている生徒の補助を行った。何の関数を使うのか、数値や配置がわからない生徒が数名いたため生徒によって進行具合にとってもバラつきがあったため教科の補助をした。筆者は、生徒に声をかけたりなどして、正しい関数の入力の方法と自分が入力したものと何が違うのかということを理解できるように支援させていただいた。

2. 生徒指導・生徒理解・生徒支援

(1) 生徒とのコミュニケーション

筆者はHR活動から研究授業と、1年1組の生徒と関わる時間がとても多かった。そのため筆者は、実習2日目に指導担当教諭の先生に「名簿」を見せていただき、生徒の氏名などを把握させていただいた。そのおかげで、早い段階から生徒の顔と名前を一致させることができた。その結果、生徒との距離を縮めることができたと思う。

筆者は主に授業観察時には、適宜指導、助言をさせていただき、清掃時や放課後などには生徒に挨拶をし、お話をさせていただきながらコミュニケーションをとるように心掛けた。また、LHRでは、筆者の高校時代や大学生活の話させていただいた。

しかし、課題は多い。筆者は生徒との適切な距離をはかるとはどのようなことなのか、また、コミュニケーションを取りながら生徒を理解し、支援をするということはどういうことなのかということについて理論的にまた実践的に今後も研究していきたいと考えている。いまだ暗中模索である。その点に関して、今後も研鑽する必要がある。

(2) 清掃・相談

指導担当教諭の先生から1年1組の監督清掃を任された。生徒と一緒に教室の清掃を行った。ごみの取り残しがあった場合は、「ほこりがのこっているよ」と指導をするなどして一緒に片付けをさせていただいた。

しかし、ここでの課題は、生徒に教室環境・学習環境を整備することの意味をどのように理解してもらえるかの指導が必要であると考えている。

3. 特別活動・HR 経営

(1) HR 活動・生徒会活動

実習 2 日目から SHR を担当させていただいた。SHR では、連絡事項を伝えるほか、健康観察を行った。指導担当教諭から、「コロナ禍であり、生徒の命を預かっているため、健康観察は疎かにしてはいけない」とご指導いただいた。筆者は、「生徒に、体調は大丈夫ですかと問いかけるだけでなく、生徒の顔色や様子」を意識して観察するように常に心がけた。

また、実習中に体育祭が開催された。生徒と一緒に会場設営をしたり、競技中はゴールテープ係をさせていただいた。そして、後片付けもさせていただいた。生徒会活動にはかかわることはなかった。

しかし、ここでの課題は、生徒の安心・安全の居場所としてのクラスをどのように経営していくかを研究する実践的課題が残された。

(2) 部活動

部活動指導は行わなかった。

(3) HR 担任の役割と職務内容

筆者は、朝の職員朝会前に、各クラスのボックスに用意されている配布物を確認。また、欠席・遅刻連絡があった生徒の確認を行い、出席簿に記入した。8 時 45 分からの職員朝会に出させていただいて、連絡事項をメモした。教室の掲示版に張り出す連絡用紙には生徒が一目でわかるように重要箇所などにマーカーを引いて掲示した。学年別の連絡会議では、学年別に分かれ学年内での連絡事項を確認させていただいた。SHR では、朝学習用プリントの回収、健康観察をした後、職員朝会での連絡を、メモを基に生徒に伝えた。また、放課後には「学級日誌」の先生のコメント欄に記入させていただいた。そこで知り得た情報などに関してはきちんと守秘義務を守ることを学んだ。

教師の職務内容全般については実践を通して把握できないているが、しかし、ここでの課題は、まず、生徒へ伝える伝達事項をいかに正確に伝えることができるか、それから担任の役割について更なる研究が課題として残された。

4. 研究授業と事後検討会

筆者は 6 月 9 日 (木) の 4 限目に研究授業をさせていただいた。科目は「簿記」である。「商品有高帳の移動平均法」の授業を行わせていただいた。商品有高帳の記帳は、1 年生ではつまずきやすい箇所なので、その点に配慮し身近な例を出して、生徒に説明した。その結果、「生徒が理解しやすい授業である。」と先生方にお褒めの言葉をいただいた。

研究授業の課題としては、移動平均法では電卓を使用して平均単価を算出する過程がある。その過程で、筆者は計算式を板書し、この計算式を使って電卓で単価を出してみるように指示した。しかし、計算をする際に筆者自身が電卓を打ったほうがよいのではないかというアドバイスをいただいた。

以上のことから、筆者は指示を出してから生徒が電卓をたたくまでのアクションが遅かった。まずは先生が電卓をたたき、やってみせ、生徒に行動を示すことが必要であると反省した。つまり、率先垂範とは何かということを考えることが課題として残された。

5. 「社会性・対人関係能力」、「教師としての使命感・倫理観」

筆者は、先生方には、大きな声でご挨拶をさせていただき、廊下でお会いしたときは会釈させていただいた。また、生徒とは、目と目を向かい合わせ、自分から大きな声で挨拶することを心掛けた。廊下でお会いした時も、常に「生徒に頑張れという気持ち」を持って挨拶することを心掛け

た。

しかし、課題として、「教師としての使命とは何か」つまり、「生きることの楽しさ」を伝えることを使命とする教師の在り方について研究する必要があると感じた。

6. 指導教諭から学んだこと

指導担当教諭の先生から以下のような点をご助言いただいた。

- ・不安感を持って授業をしないこと。
- ・考えこまず、まずは実践し、課題を見つけ改善することも大切であること。
- ・生徒が見やすい板書を心掛ける（勘定科目は均等割り板書する等）こと。
- ・生徒と一緒に考え、行動・活動をして、一緒に行事を作り上げ、楽しむこと。
- ・授業が指導案通りに進まないときもあるため、臨機応変に対応する力も必要であること。

これらのアドバイスを頂戴したことによって、今後教壇に立つ上での「教訓」と、さらに深めていくべき「課題」を自覚化することができた。

7. 大学教員の巡回指導

大学から教授が、巡回指導に来てくださった。研究授業を見ていただいた。「緊張したと思うが、生徒とキャッチボールができており、良い授業であった」とお褒めの言葉をいただいた。

8. 心構え（仮説）の立証

- ・教員としての自覚と責任をもち、行動する。
→教員として自覚と責任をもち、実習期間を過ごすことができた。
- ・教材研究を綿密に行う。
→教科書を読み込み、単元において何が重要なのかを明確にできたが、生徒が知識を定着できるよう、更なる教材研究が必要である。
- ・教職員との連携を図り、よりよい授業づくりができるか。
→毎授業終了後、指導担当教諭の先生にお時間を頂戴し、改善点などのご指導いただいた。指導をふまえ、次回の授業時に活かせるように心掛けた。
- ・教師としての資質・能力、適性はあるのか
→生徒と向き合い、誠実に取り組むことができたので少なくとも適性はあると感じた。

9. 実習前と実習後の自分の変化

実習前は自分が教員に向いているのか、教員として仕事が務まるのかどうか心配や不安がとても大きかった。

しかし、実習を終えて生徒と一緒に学び、成長することが楽しく、何より授業で失敗しても次はあきらめないという意思を強く持つことができた。まだ教員として至らない点は多くあるが、情熱を持ち続け、あきらめずに取り組むことが何より教員において必要であるため、教員を目指すにあたって自信がついた。

10. 教員になるうえで、自己の課題をどのように自覚しているか

筆者は教員になる上での自己の課題として、第一に生徒を惹きつけるための授業研究が必要であること、第二に授業を実施するうえでの対応力が必要であることと自覚した。

第一の課題については、生徒が授業へ興味・関心をもってもらうために、身近な例を用いて説明

すること、トピックを取り上げながら授業に落とし込むことが必要である。また、授業を運営する上でグループワークや ICT 機器の活用などの必要に応じて対応し、授業研究をすることの重要性も感じた。

第二の課題については、筆者は、研究授業の際に指導案通りに進まず、授業内に単元をすべて終わらせることができなかった。時間が押しているとわかっていながらも指導案通りに進めたことが原因としてあげられる。このような状況に陥った際には、この授業で一番理解してほしい所に時間をかけ、臨機応変に授業展開を変更するという対応力の必要性を感じた。

むすびとして：教育実践上・教育研究上の課題

ここでは、将来、教員として教壇に立つ自分を想像しながら、何が到達されていて、何が教育実践上あるいは教育研究上の課題として残されているのかを、「はじめに」で位置づけた 5 観点から振り返っていく。

- (1) 「教師としての使命とは何か」つまり、「生きることの楽しさ」を伝えることを使命とする教師の在り方について研究する。
- (2) 生徒との適切な距離をはかるとはどのようなことなのか、また、コミュニケーションを取りながら生徒を理解し支援をするということはどういうことなのか。
- (3) 生徒の安心・安全の居場所としてのクラスをどのように経営していくか。
- (4) 生徒へ伝える伝達事項をいかに正確に伝えることができるか、また担任の役割について。
- (5) ・生徒の気持ちに寄り添うことを忘れずに授業をする。
 - ・主語を大事にして指示を明確にする。説明の際にはわかりやすい言葉で。
 - ・知識・技術を定着するための授業デザインを研究する。

以上が、教育実践上・教育研究上の課題である。これらの課題をクリアするためには、共通として「生徒の立場になって考える」ことが必要であると感得した。教員になった際には、生徒を第一に考え、行動し、生徒から信頼される教員へとなれるよう研鑽を重ねていきたい。

教師と生徒の距離感

中山 仁 人

はじめに

筆者は、高等学校で2週間の教育実習をさせていただいた。4年間の教職課程での学びを通して、実習前に立てた仮説をどのくらい達成することができたのか、教育実践上の課題は何であったのか、教育実践研究の課題とは何かについて述べてゆきたい。

1. 商業科・科目等の授業実践的指導力（教育方法・教育課程等）

（1）授業参観

一週目は、「ビジネス基礎」、「簿記」、「情報処理」、「財務会計Ⅰ」などを13時間、二週目は、12時間で上記と同じ科目を授業参観させていただいた。ここで学んだことは、授業の展開方法、生徒の授業態度の把握の仕方、時間配分などである。

しかし、授業をする上で、これらの先生の授業をモデルとしながら、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら、経験知を積み、モデルに近づいて行くように努力したい。

（2）教材研究

教材研究では、与えられた単元の内容を精読し、内容の把握に努めた。なかでも、専門用語を辞書やインターネットを使って調べた。調べた内容を生徒達にわかりやすい形で伝えられるよう努めた。また、十分理解できない所に関しては、指導教員の先生のアドバイスをいただいた。そのアドバイスをもとに、授業を行った。

しかし、教科書の内容だけでなくその内容に付随する知識を有することによって深い知識で対応することができると思得した。

そこで課題としては、教科書に出てくる専門用語に付随する内容を自分で探し、研究しなければならないと自覚した。

（3）授業改善の方法

「チョークと板書と言葉」での授業を行っていたが、やがて研究授業に向けてICT機器を使った授業を行うように改善した。iPadを活用し、プロジェクターで「電子黒板」に帳簿を映し、問答法を駆使して生徒に解答してもらい、その答えを電子ペンシルで書き込みながら、そして、生徒はプリントに解答を書き込んでいく授業を進めた。その際、iPadを持ったまま机間指導をしながら、生徒の学習の進捗状況を把握した。

しかし、この授業は先生にとっては生徒の進捗状況を把握する上で有効であるとする。生徒の知識・技術の定着は図られるが、授業中の振り返りは機械の機能上、若干の問題点があると考えられる。

（4）学習指導案の作成

研究授業では、細案を作成した。学習指導案のフォーマットは大学で作成したものを使用した。また、オンラインで授業を受ける生徒さんへの配慮が必要であることを記した。単元の位置づけに関しては、これまで学んできた仕訳方法や記帳法に着目させると同時に、練習問題を使い、主体的に学ぶように配慮した指導案を作成した。大学で何度も指導案を作成し、模擬授業を行ったことも大変有益であった。

しかし、学習指導案に物語を作り、生徒が興味をもって簿記が楽しいと思えるような指導案作り

が課題として残った。

(5) 教科や HR 担任等への補助的役割

授業内で使用する教材コピーの配付などのお手伝いをさせていただいた。しかし、指導担当教諭の授業前のデバイス準備等を円滑に行えるとよりよかったのではないかと反省している。

2. 生徒指導・生徒理解・生徒支援

(1) 生徒とのコミュニケーション

筆者は生徒と「近づきすぎず離れすぎないコミュニケーション」とることを仮説とした。なぜ、このような仮説を設定したのかということ、そうすることによって、生徒との親交をより深めやすいのではないかと考えたからである。実習中には「言葉遣い」に気を付け、「笑顔を絶やさず」、「生徒の気持ちをくみ取る」ように心掛けつつ上記の仮説に解を求めた。しかし、生徒の行動や心情に合わせて交流を図らなければならないということを実地体験し、教育心理学などを学び、更なる研鑽が必要と感得した。また、「言葉遣い」に関しては、「生徒の心情」を慮り、言葉の選択と表現を、日頃から心掛けことを課題として自覚した。

(2) 清掃・相談

清掃をするように促し、後に生徒と一緒に清掃した。このことからわかる指導する立場の者が動かないと生徒は積極的な行動を取ることが少ないように見て取れた。自主的に行動を促す、「強くないことば」を生徒に発するということがどういうことか、なぜ「清掃」が大切なのかという納得解を導けるような研究をすることが課題として残された。

3. 特別活動 HR 経営

(1) HR 活動・生徒会活動

SHR（朝と帰り）を担当させていただいた。連絡事項の確認と掲示物の貼り付けを行い、教室の環境美化に努めた。簡単な質疑応答の時間を設けさせていただき、実践した。

(2) 部活動

部活動は行わなかった。

(3) HR 担任の役割と職務内容

生徒に伝達事項を行なう活動、正答のない教育活動であるが故に、生徒との「対話」が重要であることがわかった。生徒の「潜んで顕れない力」を見いだせる時間と感得した。

4. 研究授業と事後検討会

研究授業では板書授業ではなく、タブレットを取り扱った。新しい教材になるため生徒に対する配慮を多く考えなければならないと感じた。事後検討会では至らぬ点を指導していただき、また事前学習はできる限り多く行うことにより生徒に還元できるようになるので日々探究をしなければならないと感じた。実習前は勉強を怠らないことが大事になること。実習中は、特にわからないことができた場合は積極的に指導教諭に聞きに行くことが重要だと学んだ。

5. 「社会性・対人関係能力」、「教師としての使命感・倫理観」

社会性・対人関係能力において、仮説では円滑に行うためには挨拶・詫言・御礼・報告・連絡・相談が必要であるという考え方であった。実習中そのことを確認することができ、この考えに追加して、私はタイミングがとても重要なのではないかと考えた。

自習中では多くタイミングを計らなければならない場面が出てくるため、その心の準備は必要な

のかもしれない。

6. 指導教諭から学んだこと

指導教諭から学んだこととしては、①生徒の現状を把握し、配慮すること、②タブレットなどを使った授業を行うこと、である。

しかし、全体的には、教師という仕事の際限なく複雑で水準が高いこと、仕事量が多いこと、つまりタスクの量がとても多いだけでなく、それらを同時平行的に行わなければならない。教える教育水準を落とさず、学び支援・指導の水準を維持することは、過酷さ極まりないことと見ることができた。

7. 大学教員の巡回指導

大学から2人の先生が訪問指導にみえた。タブレットでの授業にいたく興味を持たれた様子であった。

8. 心構え（仮説）の立証

教育実習への仮説は、

- ①「挨拶・詫言・御礼・報告・連絡・相談」ができるか
 - ②間違っただけを教えない、
 - ③聞かれたことに対しできる限りの回答を行う、
 - ④しっかりとしたイメージと予習を行う、
- である。

①間違いなく実行した、②と④予習と教材研究の不足を自覚した、③誠実に行い、担当の先生とコミュニケーションを密にして報告やアドバイスを賜った。

9. 実習前と実習後の自分の変化

一番大きく変化したことは、先生と生徒という立場は、「教授と学習」の相互関係性が明確化されていないので、教師は生徒を教える立場に立つが、しかし、「学びの側に立った」上での教師の絶え間ない学びが大切だと感じた。

次に、たしかに、資格や技術の面での習得の重要性は明確化されているが、なぜ習得するのかという「もの」を広い教養の上に立ってみる視点の研鑽を積み重ねないと感得した。教育実習を行う上で「覚悟や責任」といった言葉の重みがより一層増した。教育の最前線に立たされている先生方を少し近い目線で見た時に、対面している問題に対して自分のできる可能な範囲があまり多くないこと、生徒を相手にする上で、生徒たちの背景を把握する必要があると学んだ。

10. 教員になるうえで、自己の課題をどのように自覚しているか。

私の教育実践研究上の自己課題は、まず研究の前に「自己管理と自己研鑽」、つまり教師の適性をより磨く教育学と心理学の学びが必要であること、専門的知識と技能を哲学的に思料し、とくに会計学の理論と歴史の研究、生徒理解と生徒支援の関係についてコミュニケーション学などを研究する必要性を自覚した。いずれにせよ、ことほどさように、「人間とは何か」という根本的な哲学的考察が不可欠と実感した。

11. 後輩へのメッセージ

大変なことだけど乗り越えられる。絶対大丈夫。頑張れ。

21世紀の商業科教育を考える

樋下田 琉 里

はじめに

筆者は、高等学校で行わせていただいた2週間の教育実習を、先に記された5つの観点からこれまでの学びと照らし合わせて、「自己点検・評価」を行い、課題に一つの回答を示すことを目的とした。

5つの観点を、筆者は概ね達成できていると考えているが、「授業実践力」に関して課題が残されていると考える。このような課題を踏まえつつ、「教育実習での実相」を示しつつ、筆者の教職課程における学びを省察したい。

1. 商業科・科目等の授業実践的指導力（教育方法・教育課程等）

（1）授業観察

授業観察は、1週目に9回（商業科目と「音楽」と「書道」と「家庭基礎」）、2週目に5回（商業科目）の授業を観察させていただいた。授業観察では、生徒への発問の仕方、ICTの活用、授業の展開、新テストの構成等を学んだ。自分の実際の授業と比較してみると授業を進めていく上で、生徒との信頼関係が大切であると学んだ。例えば、生徒の反応である。筆者の場合は、反応が弱い。なぜベテランの先生の授業では反応が良いのか。その大きな要因をベテランの先生だと「生徒が反射的に解答できる質問」の仕方が生徒にとってはリズムのある授業になっているように見て取れた。もちろんそのような質問だけでなく、相関関係をじっくり考えさせる質問の場合は十分な時間をかけて、「待つ」という別の方法をとっていた。この点私は①発問の具体的な内容、②具体的な指示について余裕がなかった。この余裕をどのように身に付けるかが課題として残った。

また、新型コロナウイルスの影響により、1週目に中間テストがあったことから授業観察の機会が限られていた。しかし、テストの監督をさせていただく機会をもたせていただき「テスト巡回」という貴重な経験をすることができた。

（2）教材研究

2週目からの商業科科目「ビジネス・コミュニケーション」の授業を担当させていただいた。授業作りに向けて主に教科書、問題集、他に副教材を用意して教材研究を行った。特に教科書を熟読し、生徒が日常生活と関連付けて理解できるように教材研究に励んだ。副教材では、マナーに関する本を使用し、教科書では詳しく説明されていない箇所を補足説明できるようにした。

しかし、授業を行うと教材研究が足りないことを実感した。例えば、説明が長くなり要点が定まらなかった。もう少し、学校生活での身だしなみの作り方や身のこなしについて生徒たち自身に探してもらうような教材研究がある方がよかった。生徒が自分自身で教材を作成するという単元であったのかもしれない。この点私は生徒とともに、教材を研究していくという方法をこれからは考えていかなければならないのではないかと。

また、言葉だけでは伝わりにくい部分はPowerPoint等のICT機器を使用することでわかりやすい授業を行うことに努めた。この点私は、テクノロジーを利用した教材研究というものを求められるのではないかと実感したが、さらなる研鑽が必要だと反省させられた。

（3）授業改善の方法

授業を行う前の日に、指導教諭やその他の先生方に一通りの授業をみていただき、アドバイスを

いただいた。例えば、「声が小さい」ことや「ペア学習」の行い方のご指導をいただき、実際の授業実習ではそれらを意識しながら行った。特に、生徒に授業の内容を実践してもらうことは思っていた以上に大変であり、生徒が好き勝手に動かないようにするために隙を作らないように指示を的確に行うようにした。この点筆者は、商業教科科目におけるアクティブ・ラーニングの効用についてさらなる教育実践研究が必要であると実感させられた。

(4) 学習指導案の作成

学習指導案は、研究授業のみ作成した。学習指導案は、研究授業の2日前までに提出し、なるべく指導教諭の迷惑にならないように早めに提出した。指導案の作成では、最初の実習校、実施場所、指導者名、指導教諭名等の明記を忘れないことの指導を受けた。また、細かな改行等の指導もいただいた。

学習指導案は、大学で作成する経験をもっていたので馴染みがあった。授業展開には苦労した。教材系統性を重視しつつ、社会人としての一般常識をどのように教授するかについて苦労した。この点私は、21世紀に求められる職業人あるいは商業人の「一般常識」は何なのか今後も研究していく必要があるのではないかと考えた。いわゆるキャリアすなわち就職を考える上でも、今後社会人としての一般常識とは何かを考えていく必要があるのではないかと思った。

(5) 教科やHR担任等への補助的役割

教科担当の先生の補助的役割としては、何らかの都合により授業が受けられず学習が遅れている生徒に補助授業を行った。また、2週目からSHRを担当し、生徒に1日の流れや連絡、プリント配布等を行わせていただいた。

2. 生徒指導・生徒理解・生徒支援

(1) 生徒とのコミュニケーション

SHRの後や授業前後の時間、掃除の時間等を活用し、話しかけるなど積極的にコミュニケーションを取るよう努めた。生徒の趣味や勉強のことを伺ったり、ときには、筆者の高校時代の勉強方法等をお話しさせていただき、生徒との信頼関係を構築できるように心がけた。生徒とコミュニケーションを積極的に図ることで、授業を円滑に進めることができ、生徒とのコミュニケーションの大切さを改めて実感した。

コミュニケーションは待っているだけではなく、積極的に生徒たちと交流を深めることが大切であると学んだ。

(2) 清掃・相談

清掃は教室を担当した。HR担任の先生が不在のことがあり、一人で清掃の監督を行うことがあった。生徒に清掃に積極的に参加するように促した。また、生徒に指示するだけではなく、筆者も一緒に清掃を行うように心がけた。

3. 特別活動・HR経営

(1) HR活動・生徒会活動

朝の職員会議での連絡事項、「朝学」の際、生徒の健康観察を行った。SHRは、実習2週目から朝と帰りを担当させていただいた。LHRでは、交通安全教室がリモートで行われた。生徒を見守った。また、朝の職員会議前に「あいさつ運動」に参加し、生徒と玄関前で「おはようございます」等挨拶や観察を行わせていただいた。

(2) 部活動

1週目は定期試験の関係から部活動がなく、2週目の水曜日の茶道部の活動に参加させていただいた。

(3) HR 担任の役割と職務内容

朝礼での連絡事項をメモし、生徒に連絡事項がある場合は伝達を行った。また、健康観察表の記入を確認したり、提出物の回収を行ったりした。

4. 研究授業と事後検討会

研究授業では、「ビジネス・コミュニケーション」の「身だしなみ・表情・身のこなし」について扱った。14名ほどの先生方にお越しいただいた。事後検討会では、教育実習担当の先生、指導教諭から声が小さいことや語尾がはっきりしないこと、声にメリハリを付けることをご指摘いただいた。しかし、ICTの活用の仕方、ワークシートの使用、生徒に適宜声掛けをしていたことに対して高い評価をいただいた。

その他の先生方には、休み時間や放課後を使い、アドバイスをいただいた。伝えたいことを端的に述べることや生徒の活動、発問の仕方、PowerPointの工夫等のご指導をいただいた。また、教頭先生から研究授業の内容は、生徒達のキャリア教育あるいはキャリア発達の可能性に繋がるものであるからそのような視点を協調しても良いのではないかというアドバイスをもらい、「ビジネス・コミュニケーション」とキャリア教育の関係をこれから研究していかなければならないと思った。

5. 「社会性・対人関係能力」、「教師としての使命感・倫理観」

廊下ですれ違う際は、生徒や先生方に挨拶や会釈を必ずした。また、「あいさつ運動」にも参加し、積極的に挨拶することを心がけた。

教師としての使命感・倫理観は、教材研究を徹底して授業を行うこと、生徒と積極的にコミュニケーションを取り信頼関係を構築すること、時には注意すべきところは指導するといったメリハリをつけて生徒と接することが大切であると学んだ。

6. 指導教諭から学んだこと

指導教諭から以下のことを学んだ。

- ・授業を行う上では信頼関係の構築が大切であること。
- ・「授業内の実践では生徒にすべての主導権を握らせない」こと。
- ・アクシデントにも焦らず対応すること。
- ・とりあえず何事にも挑戦してみること。

7. 大学教員の巡回指導

研究授業の日に訪問され、大学教員からは、堂々と指導し、笑いもあつたことからよかったというお言葉をいただき、2週間の成果を実感した。

8. 心構え（仮説）の立証

- ・生徒とのコミュニケーションを積極的に取ることができるか。
→自ら進んで挨拶をすることを心がけ、積極的に生徒に話しかけることができた。
- ・教材研究を徹底的に行うことができたのか。
→教科書、問題集だけでなく副教材を使用し、教材研究を行ったが、授業を実際に行ってみて教材研究が不十分であったと実感した。
- ・生徒との適切な距離感を保つことができるか。
→あくまで教師と生徒であるということを自覚し、適切な距離感を保って生徒に接することができた。

・体調管理をしっかりと行うことができるか。

→2週間、無遅刻無欠席で実習を終えることができた。

・教師としての適性を見極める。

→授業展開や教材研究に未熟さを実感したが、適性はあるのではないかと考える。

9. 実習前と実習後の自分の変化

実習前は、授業をやり通すことはできるのか、筆者の授業で生徒が理解してくれるのか、生徒と交流を深めることができるか等不安が多くあり、自信のなさが少なからずあった。

実習中は、授業を時間通りに行うことができ、生徒との交流も深めることができた。しかし、大学で行っていた模擬授業ではスムーズに進む活動でも、実際の高校生を相手にして授業を行うと思い通りに進まないことがあることを実感した。研究授業では、アクシデントもありつつ、焦らず授業を終えたことから自信を付けることができた。

また、筆者は実習前や実習直後は、相手を注意することになれていなかった。実習中にはSHRや清掃中に生徒がよくない行いをした際に軽く注意する機会があった。最初は、筆者自身、抵抗があったが悪い行いは正していくことが教師の使命であると考え、自信を持って、注意を行うことができた。

実習を終えて、実習前よりも自信をつけることができたとともに、悪いことは悪いと堂々と指摘することが大切であると学んだ。2週間のなかで、辛いこともあったが教師になりたいという気持ちがより一層強くなった。

10. 教員になるうえで、自己の課題をどのように自覚しているか

教育実習を通して、授業を行うなかで教員としての未熟さを改めて実感した。生徒が興味を持って授業を行うこと、教材研究を徹底的に行い、専門的知識を幅広く習得し、活用することが今後の課題として残された。

むすびとして

ここでは、教育実践上の課題は何であったのか、教育実践研究の課題について考えてみたい。上述した内容を自己引用の形で再度引いておきたい。

第一点は、「①発問の具体的な内容、②具体的な指示について」研鑽して身につけることが課題として残った。

第二点は、「生徒とともに、教材を研究していくという方法」をこれからは研究していかなければならない。

第三点は、「テクノロジーを利用した教材研究」の必要性を感じた。

第四点は、「商業教科・科目におけるALの効用」についてさらなる研究が必要であると実感した。

第五点は、「21世紀に求められる職業人あるいは商業人の『一般常識』は何なのか」、「キャリアすなわち就職を考える上でも今後社会人としての一般常識とは何か」という観点から商業科教育とはどのように再構築していくかが問われている。

第六点は、「ビジネス・コミュニケーションとキャリア教育の関係」研究の必要性を感得した。

最後に「教育実習とは何か」という問いに答えたい。はじめに、教師としての適性を見極めるためのものと述べたが、筆者はそれに加えて、教師としての自覚を認識できるとともに自分自身の成長にも繋がるものと考えた。

Ⅲ 授業研究会における先輩教員たちのコメント

ここでは、2021年12月24日～29日及び2022年1月4日に実施された「教職課程授業研究会（模擬授業合宿）」にご参加いただいた本学卒業の現職教員のなかから4名の先生方のコメントを掲載する。

ご参加いただいた先生方、またコメントを寄せてくださった先生方には、あらためて御礼申し上げます。

授業研究会（模擬授業合宿）に参加して

群馬県立館林商工高等学校 教諭 遠藤 真美

はじめに

昨年度に続き、今年度も模擬授業合宿に参加させていただいた。今年度は対面での模擬授業合宿となり、学生の皆さんにとっても実際の授業に近い雰囲気での授業展開ができたことと思う。これから教育実習に向かう皆さんの授業を拝見し、感じたことを以下に書き出してみた。参考になる点があれば幸いだ。

1. 学習指導案について

模擬授業合宿に参加する度に指摘させていただいているとおり、指導案を作成するにあたり、重要なことは単元の系統性をよく理解することである。特に簿記は、各単元が階段のように積み重なっていくものである。自分が授業する単元が、前後の単元とどのように繋がっているのか。1年・2年と繋がりのある科目は特に、先を見越して系統性を十分に理解して指導案を作成すると良い。

また、「指導と評価の一体化」が求められるようになる中で、指導案においても評価を明確に書く必要がある。Hさんの指導案においては、その評価についてしっかりと記載がされていた。しかし、実際の授業ではその評価の部分を軽く流してしまっている部分があった。評価をするということは、その授業の中で重要な部分であるということである。指導案の中で、評価する点を明確に記載する以上は、授業を構成する上でもそれを念頭において授業展開を考える必要がある。

2. 教材研究とワークシートの作り方について

まず、教材研究についてである。一言に教材研究といっても難しく、筆者は簿記における教材研究は法律に関する部分まで勉強することであると考えている。簿記は、あくまで会社法などの法律や、会計規則といった決められたものに従って適正に会計処理をしているに過ぎないからだ。資格に合格させるだけであれば、教科書の内容をしっかりと理解できていれば問題はない。

しかし、生徒が社会に出て即戦力として活躍していくためには、法律の内容なども少し付け加えて教えておく必要もあると考える。そのため、教員は法律・法規に関する内容も理解しておくべきであるとする。

次に、ワークシートである。ワークシートは生徒が授業の振り返りに使えるように作成してみると良い。Hさんを始め、授業を拝見した学生の皆さんのワークシートはただ、教科書や問題集の仕訳問題をプリントにしているだけである。もちろん、仕訳問題に書込みをしてもらいたいのであれば、プリントにおこすことは必要である。

しかし、教科書とワークシートを中心に授業を展開するのであれば、ワークシートはノート代わりにならなければ意味がない。生徒が家庭で復習したりするときに、見返して授業の内容を思い出せるようなワークシートにすると良い。

3. 話法等指導技術について

Hさんの授業を拝見し、まず感じたことは声が小さいということである。今はコロナ感染症対策のため、マスクをして授業することになるだろう。必然的にマスクをしていない状態よりも声は通りにくくなる。授業をする際には、腹から声を出して後ろの席の生徒にも声が届くようにすべきで

ある。

また、県立高校ではICT機器の活用が推進されており、現在、生徒は一人一台、タブレット端末を持っている。タブレット端末を活用した授業展開も着々と進んでいるため、教科書・問題集・黒板を使うだけの授業形態ではなく、ICT機器を活用することを踏まえた授業を考えておくが良い。ただ、注意してほしいことは、ICT機器は必ず使わなければならないものではないということだ。授業の中で生徒に対し、効果的に活用できる場面で使いこなすことができるように、準備をしておくことを勧める。

4. 評価の仕方について

評価の方法は、さまざまある。プリントを提出させて、その出来で評価をしたり、振り返りシートを用意し、それを評価対象とすることもある。評価の仕方は、自分の授業展開などに合わせて考えてみると良い。

参考になるか分からないが、筆者の評価の仕方の一例を紹介しておく。筆者は、会計分野科目の授業では、知識・技術に関しては小テストで評価をしている。実施した授業内容の復習プリント(宿題)を出して、その中から次の授業の始めに小テストを実施してその知識・技術を毎時、評価できるようにしている。また、思考・判断・表現に関しては、Google フォームを活用して評価できるようにしている。実施した授業の内容・重要なところ(ポイント)・〇〇をする上で注意すべきこと等を記述で書かせるようにしている。これは毎時、実施するのではなく、ある程度単元のまとまりで実施している。生徒自身が何が分かっている、何が分かっているのかを整理することもでき、教員側も何を復習してあげれば良いのかを把握できるため、活用用途も多い。必要なURLだけ配付しておけば、いつでも回答できるため、授業時間を削る必要もなく実施できる点においても良いと考える。

おわりに

教育実習に行く際には、失敗を恐れずに行ってほしい。40人の生徒を相手に、最初から完璧に授業ができる人はいないだろう。失敗を恐れてばかりいても良いことはないため、「生徒のため」を考えて授業をしてきてほしい。そして、担当の先生から指摘されたことを真摯に受け止め、次の授業に活かしていけば、自然と良い授業に近づいていくと思う。

何より大切なことは「自分が上手に授業をする」ということよりも「生徒のため」を思って授業をするということだ。指導案を作成するときも、ワークシートを作成するときも「生徒はどこでつまづくか」「どのようにしたら分かりやすくなるか」など、生徒の立場にたって授業を考えて欲しい。そして、生徒と先生方の貴重な時間をお借りしていることを忘れず、最後までやり遂げて来てほしい。

教育実習に行くまでに時間は、まだまだ沢山ある。そして、教材研究など学生の皆さんにできることも沢山ある。有意義な教育実習にするためにも、今の自分にできることを精一杯こなしてください。応援している。

授業研究会（模擬授業合宿）に参加して

群馬県立下仁田高等学校 教諭（地公臨） 夏目 智明

1 学習指導案について

令和4年度から改訂される学習指導要領と新しい評価規準に対応した学習指導案になっていた。授業計画、本時の授業構成、指導と評価の計画は適切であった。特に優れた点としては、授業を作る上で参考にした資料・文献を明記していることが素晴らしい。

2 教材研究とワークシートの作り方について

本単元は、約束手形の取引の理論と取引の記帳についての授業である。生徒はこれまでに代金の支払いや回収に関して現金取引（小切手含む）や掛け取引を学習してきた。本単元は、新しい代金の支払い方法である「手形」の特性を理解し、基本仕訳を習得することが到達目標である。約束手形の取引では、名あて人、振出人、銀行が登場する。それぞれの立場の人が何をするのか。生徒にとっては仕訳の文章を正確に読み取ることは難しいことである。教材研究としては、文章から名あて人、振出人、どちらの立場なのかを読み取り、解説できることが必要だろう。ワークシートは教科書をベースに作られており、理論から基本仕訳までを学習できるものとなっており、生徒は理解しやすいだろう。

3 話法等指導技術について

授業研究会でKさんの授業を拝見させていただきました。約束手形の取引の流れを説明する際、名あて人役、振出人役、銀行役の役を決め、ロールプレイ形式で行っていた。本単元での取引の流れは、はじめて学習する生徒にとっては正確に理解するのが難しい。ロールプレイ形式の学習は、板書やスライド資料にはない、生徒の記憶に残る授業になるため、次に続く基本仕訳の学習に取り組みやすくなるだろう。

Kさんの授業の話法で気になった点としては、生徒への解説の際、何度も教科書やワークシートなどの教材を見ていたことである。私自身、生徒の方を見て、自信を持って、後ろの席まで聞こえる声で授業ができるようになったのは教員になり2年が過ぎた頃である。Kさんの教材研究、ワークシート、授業構成は良いものであるため、「授業をする技術」を高めていってほしい。

4 評価の仕方について

令和4年度より観点別評価の評価規準が変わり、益々、「指導と評価の一体化」が重要になってきた。学校の方針、生徒の実態を考慮し、評価規準を考えなければならない。「何ができるようになったのか」、「どのように学んだのか」ということをA、B、Cで評価することは難しい。さらに、「生徒の成長」を評価することも求められている。評価に対する説明もしなければならないため、授業計画の段階での評価規準の作成は重要だろう。

5 その他

今年度の授業研究会は対面形式で行われたが、情勢によってはオンライン形式の授業もしなければならないだろう。どの授業も対面形式、オンライン形式と対応できるよう、授業を作っていければよいだろう。

授業研究会（模擬授業合宿）に参加して感じたこと

高崎商科大学附属高等学校 教諭 二 瓶 雅 季

はじめに

2021年度の模擬授業合宿に参加させていただきました。筆者なりにもう少しこうするとよくなるのではないかと思ったことや私だったらこうするかなと思ったことをしたためさせていただきます。何かのお役に立てると嬉しいです。

1. 学習指導案について

Iさんの学習指導案はよくできていたな、と感心しました。しかし、誤字や脱字が少し見られました。自戒を込めてですが、この点は細心の注意が必要だなと思いました。

2. 教材研究とワークシートの作り方について

教材研究では、教科書には記されていない細かい部分まで研究し授業に組み込んでいて感心しました。しかし、生徒にとって初めてふれる単元だったので初回に行う授業内容としては、少し難易度が高いのかなと感じました。まずは、生徒たちの馴染みのある事例を取り上げながら授業を展開することにより生徒の学習意欲を喚起することができ、さらに、生徒に質問したりすることで、授業に意識を集中させることができます。その際には、どのような回答がでるか予想しておくことが重要となります。

ワークシートに関しては、本時で学んだ内容を確認できるものとなっており、きちんと作られていたと思いました。

3. 話法等指導技術について

授業での言葉遣いは誠実に、大きな声で、わかりやすく、親しみやすいように話すように気を付けることが重要だと感じています。時々ユーモアを入れたりすると、よく話を聞いてくれる経験もっています。生徒が授業に興味を持って持続的に学ぶ姿勢が形成される一つの工夫ではないかと考えています。何かの参考になれば嬉しいです。

4. 評価について

評価につきましては、授業の終わりにワークシートを提出してもらい確認するということでした。そこで、ワークシートには、間違えた部分があれば赤ペンなどで区別させ、どの問題がわからなかったのかを確認することで、今後の授業展開に役立てると思いました。

おわりに

コロナ禍で練習ができない状況で苦心しておられるのだなと思いました。そんな中でも自信をもって授業ができていたと思います。しかし、実際の授業では生徒の反応をみたりしながら臨機応変に対応しなければなりません。板書もできないということもありこの点が課題になると感じました。

授業研究会（模擬授業合宿）に参加して

高崎商科大学附属高等学校 教諭 福田 彩 乃

Kさんの授業に関して、以下の5点について意見を述べさせていただく。

1. 学習指導案について

全体的にまとまったものになっていた。授業の展開の部分では、同じことの繰り返しを行っているようにうかがえた。同じことを繰り返すのではなく、ポイントを押さえた内容を盛り込めれば、学習指導案に沿った自分なりの授業展開を行うことができると考える。

2. 教材研究とワークシートの作り方

教材研究の部分では、自分自身での理解がかなり進んでいたように思えた。しかしながら、その知識を言葉にして他者に伝えることが難しかったように思えた。理解をすることはもちろんだが、初学者である生徒に対し、いかにわかりやすく伝えられるかが課題であるように感じた。

また、ワークシートは今回なかったため、ノートテイキングを行ったが、指示が少なく、書くか書かないかをはっきりさせること、書くのであれば、見返す際のポイントとなる箇所をもう少しはっきりとさせたほうが良いのではないかと感じた。

3. 話法的指導技術について

一斉授業形式であるため、生徒に何をさせるかを明確に指示する必要がある。今回は急遽 PPT を使った授業からの変更であったにも関わらず板書を行いつつ指導を行うことができたと感じた。今回見させていただいた際には、教員が話続け、どのタイミングで何をするか等の指示や生徒への問いかけ、確認が少ないように感じたため、生徒の状況を適宜確認し、コミュニケーションをとりながら授業を進めることができれば、沈黙の時間も減り心に余裕を持ち安心した授業の流れができると考える。

4. 評価の方法について

簿記という科目は、新カリキュラムでの、3観点評価においてバランスがとりにくい科目であると感じる。そんな中でも、観点ごとにしっかりと明記することができていたため、最後まで軸をぶらすことなく評価を行うことができれば、適正な評価を行うことができると考える。

5. その他

今回模擬授業合宿に参加させていただき、遠隔授業でここまで授業を作り上げてきたことに努力を感じた。黒板を使用しての授業も初めてということで、臨機応変に対応できる力を感じた。

教育実習は、教材研究に時間をたくさん要するため、自分自身で上限を決めず学習を続けてもらいたい。生徒に教えるということは思っている以上に大変なことだが、やりがいがあるため、教育実習がんばっていただきたい。

IV 2022年度活動報告

ここでは本学が作成した『学生便覧』や『教職課程履修の手引き』、そして本学ホームページなどを素材として活動報告をしたい。

1. 教員養成に係る授業科目及び担当教員（文責：宮寺和也）

【教育の基礎的理解に関する科目等】

科目名称	履修学年	必修・選択	単位数	担当教員
教育原理	1年次以上	必修	2	菅原 亮芳
教職論	1年次以上	必修	2	菅原 亮芳
学校の制度	2年次以上	必修	2	松嶋 哲哉
学習・発達論	1年次以上	必修	2	下山 寿子
特別支援教育基礎	2年次以上	必修	1	久田 信行
教育課程論	2年次以上	必修	1	菅原 亮芳
「総合的な学習の時間」の指導法	2年次以上	必修	1	菅原 亮芳
特別活動の指導法	3年次以上	必修	2	吉田 浩之
教育方法論	2年次以上	必修	1	佐藤 知条
教育とICT活用	2年次以上	必修	1	築 雅之
生徒・進路指導論	2年次以上	必修	2	下山 寿子
教育相談の理論と方法	1年次以上	必修	2	佐久間 祐子
教育実習（事前指導）	3年次以上	必修	1	菅原 亮芳 下山 寿子
教育実習	4年次以上	必修	2	菅原 亮芳 下山 寿子
教職実践演習（高）	4年次以上	必修	2	菅原 亮芳 下山 寿子

【大学が独自に設定する科目】

科目名称	履修学年	必修・選択	単位数	担当教員
道徳教育指導論	1年次以上	必修	2	松嶋 哲哉
介護等体験指導	1年次以上	選択	1	菅原 亮芳 下山 寿子

【教員職員免許法施行規則に定める科目】

科目名称	履修学年	必修・選択	単位数
法律と人権（日本国憲法を含む）	1年次以上	必修	2
スポーツ実技 A	1年次以上	必修	1
スポーツ実技 B	1年次以上	必修	1
英語 I	1年次以上	必修	2
情報リテラシー I	1年次以上	必修	2

【教科及び教科の指導法に関する科目】

科目名称	履修学年	必修・選択	単位数
職業指導（経営・会計）	3年次以上	必修	2
商業科教育法Ⅰ	3年次以上	必修	2
商業科教育法Ⅱ	3年次以上	必修	2
情報と職業	3年次以上	必修	2
情報科教育法Ⅰ	3年次以上	必修	2
情報科教育法Ⅱ	3年次以上	必修	2

2. 教員養成の理念と目標（文責：宮寺和也）

高崎商科大学における教員養成の目標と計画

教員養成の目標

高崎商科大学は「自主・自立」を建学の精神として、実学主義を掲げ、人間尊重を基本とした人材育成を行って来ています。「商学で地域の人々を豊かにする」有用な人材を輩出することは本学のミッションであり、また地域社会において有用な人材を育成できる教育職員を養成することも、未来を見据えた地域への貢献であり、本学が与えられた社会的ミッションである、とわれわれは認識しています。

本学の教員免許課程においては、高崎商科大学が掲げる「自主・自立」の建学の精神を具現化すべく「実学重視」「人間尊重」「未来創造」の3つの教育理念に基づき、「専門職としての高度な知識・技能、教育実践力、教育力・マネジメント力、人間力を兼ね備えた教員の養成」を教員養成の理念に掲げています。ここでいう「専門職としての高度な知識・技能」とは、幅広い教養や商学・経営学・教科に関する専門的知識、教育学的教養、授業づくりや教材解釈・教材開発などの教科指導力、生徒指導力、集団指導などの学級（HR）活動、学校マネジメント、生徒理解に関する専門的知識を指し、「教育力・マネジメント力」とは、これらの知識や技能に基づき現場で実践できる力を指します。「教育実践力」とは、常に生徒に真心をもって教育に尽くす意欲と情熱、同僚や地域の人々とのコミュニケーションを円滑に行える能力、教育者としての高い使命感や倫理観、豊かな人間性に裏付けられた行動力を指します。「人間力」とは、前述した知識や技能、姿勢や態度を向上させるため、生涯に亘って学び続ける態度、そのための努力を怠らない意志、自ら考える自主性を指します。

この理念の実現に向けて、次の3点を教育目標として掲げています。

- ①教育に対する深い理解と強い情熱と使命感を持った教員の養成
- ②教育の専門家としての確かな力量と優れた教育技術を持った教員の養成
- ③総合的な人間力を持った教員の養成

目標達成のための計画

今、学校現場では、豊かな教職教養と専門的な力量を身に付け、生徒に寄り添える教員が強く求められています。また自らの教員としての実践を省察でき、そこで発見した課題に向かって常に学びの努力を惜しまない自律的な教員を育成することが要請されています。これらの目標を達成するために、各年次における目標と計画を以下のように設定しています。

〈1年次〉

前期は教育の意義・目的、教育の理念、教育の歴史と思想等の基礎理論を修得します。また生徒理解のための生徒（障がいのある者を含む）の心身の発達及び学習のプロセス等に関する心理・発達の基礎理論を修得します。さらに学校ボランティア等の活動を通して、学校現場を理解します。

後期は教職の意義や役割、職務内容、教職への進路選択について理解します。また学校における教育相談、カウンセリング基礎理論、相談のあり方、教育相談の実際と連携について理解します。履修カルテによる自己評価を行い、自己の現状把握と改善の方法について理解します。また、道徳教育の理論を理解し、その指導法を修得します。

学科での学びにおいては、基礎教養を中心とした科目を履修し、学校教育を担う上での一般的教養を身に付け、大学4年間の学修計画や進路等のキャリア意識の醸成を行います。経営学、会計学、経済学、情報科学に関する基礎的・基本的な知識と技能を身に付け、地域との関りについて学び、教養の基礎の確立及び専門科目への導入を行います。

〈2年次〉

前期は近年の教育改革の動向、現代の公教育の理念、学校制度の概要、学校経営、学校安全や危機管理等について理解します。また生徒指導の意義、生徒の心理、学校の生徒指導体制、学級（HR）集団形成理論、問題行動、進路指導の理論について理解し、指導法と技術を修得します。また教育方法の原理と授業形態、カリキュラムデザインの基本的原理、学習指導要領、授業づくり、教材の効果的な活用法、教育評価・学習評価について理解し、教育課程の意義及び編成の方法、さらには教育の方法・技術を修得します。教科横断的な学習指導の理論と方法を学ぶ「総合的な探究の時間」の設計と運営についても学修します。

後期は特別支援教育では、研究・調査、テーマ設定、問題点整理、資料・情報収集、発表、自己及び相互評価について理解し、特別に支援を必要とする生徒を指導する方法と技術を修得します。また授業におけるICT活用について学び、活用スキルを身に付けます。履修カルテによる自己評価を実施し、自己の現状把握と改善を行い、継続して学ぶ姿勢を修得します。

学科においては、組織で協働できる能力とマインドを養成し、自身のキャリア形成を考えることで、教養教育のまとめとします。また、経営学や会計学への導入学修を行い、学科の専門性に関連する基礎的知識の修得を進めます。一方、多様で変化の激しい社会を理解するため、AIの基礎や情報科学に関連のある学修を行い、国内外の社会情勢についても学びます。専門教育では、徐々に専門性の高い学びに移行し、経営、会計、情報、マーケティング、組織等についての学修に入っていきます。

〈3年次〉

前期は基礎的な教育実践力の体得と向上を目指します。前年に学修したカリキュラムデザインの基本的原理や授業づくり、教育方法等を振り返りながら、教科指導を行ううえで必要とされる基礎的な知識・技能の定着を図ります。さらに学習指導要領における商業科・情報科の意義、目的を理解し、商業・情報分野の科目知識と指導技術について学びます。

後期は主に教育実習に向けての授業技術の向上を図ります。模擬授業の実践を通して省察し、課題を発見し、克服するように指導します。学習指導要領における特別活動の位置づけとその内容、特別活動の意義と目的、ホームルーム、生徒会活動、学校行事、年間指導計画等について理解し、特別活動に関する指導法と技術を修得します。また学校ボランティア等を通じて学校現場の理解を

深めます。さらに前期に引き続き教科指導の方法について学び、科目知識と指導技術の向上を図ります。履修カルテによる自己評価による現状の把握と改善を行います。

学科の学びでは、経営学・会計学・経済学・情報科学の基礎的知識を展開させ、より専門に特化した学修を行います。またこれらの内容を踏まえ、他の学問分野を含んだ発展的で実践的な科目を中心に学修を行います。これによりビジネスの側面から社会や組織を理解します。また、ゼミではそれぞれの専門分野に関連した卒業研究の準備に入ります。

〈4年次〉

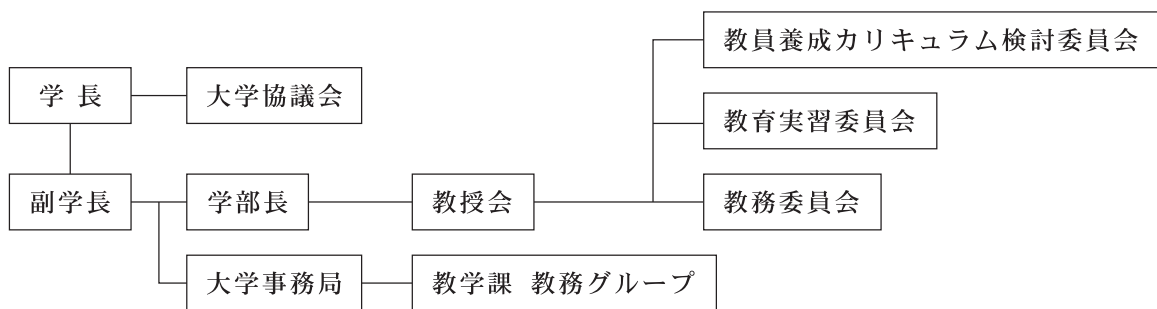
前期は教育実習を行います。高等学校の現場にて2週間以上の実習を行い、教育実習生としての遵守義務を理解し、観察及び参加実習の意義を把握し、学習指導案の作成能力及び教師として必要な実践的指導のスキルを修得します。また、学校教育を取り巻く環境や諸課題に触れ、問題解決へ取り組む理論と方法を意欲的に学ぶ態度を養成します。

後期は、今まで行ってきた学び全体を通し「学びの軌跡の集大成」として、教材研究、学習指導案や学級経営案の作成、学校フィールドワーク、ロールプレイング、マイクロティーチング、模擬授業等を行います。これらの活動を通じて生徒理解、教科等の指導力、対人関係能力について理解を深め、教育に対する使命感や責任感を醸成し、適切に行動できる基礎的資質と能力を修得します。

学科の学びにおいては、自身が専攻している分野と異なる分野を含んだ発展的な知識を踏まえ、事例研究やプロジェクト型の学修等の実践的な学びを行い、経営、会計、経済、情報等に関する理論の深化を図ります。また、4年間の総括として卒業研究に取り組み、自身が学んできたことを整理し、理解を深めます。

3. 教員養成に係わる組織図及び免許一覧（文責：宮寺和也）

【教員養成に係る組織図】



【本学で取得できる教員免許状】

【2017（平成29）年度入学～】

学部	学科	免許状の種類及び教科
商学部	経営学科	高等学校教諭一種免許状（商業）
	会計学科	高等学校教諭一種免許状（商業）
大学院	商学研究科	高等学校教諭専修免許状（商業）

【2022（令和4）年度入学～】

学部	学科	免許状の種類及び教科
商学部	経営学科	高等学校教諭一種免許状（商業） 高等学校教諭一種免許状（情報）
	会計学科	高等学校教諭一種免許状（商業）
大学院	商学研究科	高等学校教諭専修免許状（商業）

4. 教員養成に係る専任教員の学位及び業績

菅原 亮芳

職名・役職名	教授
学 位	博士（教育学）（九州大学）
略 歴	1991～2002年財団法人日本私学教育研究所・主任研究員（教育課程、初任者研修等担当専門研究員）、2002年～現在に至る 高崎商科大学教授
担当科目	教育原理、教職論、教育課程論、教職実践演習、「総合的な学習の時間」の指導法、教育実習（事前指導）、教育実習（事前・事後）、教育実習、職業指導（経営学科・会計学科）、学びの技法、介護等体験指導
専 門	教育学・教育史。近代日本における青年の「学び」の構造史、近代日本教育情報史研究。
主 要 業 績	1987～93年共編著『近代日本教育関係雑誌目次集成』（全85巻） 1993年共著『近代日本における知の配分と国民統合』 1997年共著『「文検」の研究』 2003年共著『「文検」試験問題の研究』 2008年単独編『受験・進学・学校』 2013年単著『近代日本における学校選択情報－雑誌メディアは何を伝えたか』 2016年単著「準専門職の基本的特徴と日本の教員の専門職論の系譜・序説－先行研究の紹介と整理を通して－」『高崎商科大学紀要』第31号 2017年単著『「一橋専門部教員養成所史」にあらわれた商業教員の専門職化過程に関する小考（1）」『高崎商科大学紀要』第32号 2022年単著「明治期の『千葉県教育会雑誌／千葉教育雑誌』に見る『教育病理』『教育病理学』記事の所載傾向とその変化』『高崎商科大学紀要』第37号 【本学の教職指導のために作成した教材・テキスト・教職課程年報】 2004～2020年 共編著『検証・教育実習－教職課程年報－』 2019年 共著『特別活動及び「総合的な学習・探究の時間」の指導法 上巻』/単著『教職論』 2020年 共著『特別活動及び「総合的な学習・探究の時間」の指導法 下巻』/共著『教育実習（学校体験学習）・介護等体験・教職実践演習』
社 会 貢 献	群馬県教育委員会が設置する「次代を担う職業人材育成（商業分野）人材委員会」の委員に委嘱を受けている。

下山 寿子

職名・役職名	教授
学 位	文学修士（立教大学）
略 歴	1996年～1999年立教大学文学部教育学科助手、2002年～2004年高崎商科大学専任講師、2005年～2011年同大学助教授・准教授、2012年～現在に至る 同大学教授 臨床心理士、認定カウンセラー、ガイダンスカウンセラー
担 当 科 目	学習・発達論、生徒・進路指導法、特別活動の指導法、教職実践演習、教育実習（事前指導）、教育実習（事前・事後）、教育実習、「総合的な学習の時間」の指導法、心理学（心理と行動）、介護等体験指導、日本語リテラシーⅢ・Ⅳ
専 門	教育心理学、学校臨床心理学、教育心理学説史研究、近代日本教育心理学における「教育病理」の系譜と心理・教育ジャーナリズム。
主 要 業 績	2004年共著『新臨床心理学』/共著『コラージュ療法・造形療法』 2008年共著『障害児の理解と支援』 2009年単著『近代日本教育心理学における「教育病理」の系譜と心理・教育ジャーナリズム』（科研費報告書） 2013年単著「芸術療法としてのコラージュ制作の解釈学的基礎づけに関する基礎的研究（1）－自傷行為を訴える女子学生を例として－」『高崎商科大学紀要』第28号 2015年単著「雑誌『児童研究』は「教育病理」現象をどう伝えたか（1）」『高崎商科大学紀要』第30号 2016年単著「産婆（助産婦）に見る生命尊重の専門性、論理性・自律性に関する史的考察－近代日本における準専門職形成史の研究（1）－」『高崎商科大学紀要』第31号 2017年単著「近代日本準専門職（「特別支援教員」）形成史研究（2）－教育総合雑誌『教育実験界』①何故、このメディアに着目するのか－」『高崎商科大学紀要』第32号 2020年単著「雑誌『児童研究』にみる『教育病理』『教育病理学』の意味展開に関する研究－『教育病理学』欄（1907～32年）を中心として－/「明治後期における『教育病理』概念の移入と普及に関する基礎的研究－雑誌『児童研究』の記事（1898年11月～1907年6月）を手がかりとして－」『児童研究』（日本児童学会）第99巻 2022年単著「明治中期の雑誌『大日本教育会雑誌』にあらわれた『教育病理』情報の基本的性格に関する史的的研究」『高崎商科大学紀要』第37号 【本学の教職指導のために作成した教材・テキスト・教職課程年報】 2004～2020年 共編著『検証・教育実習－教職課程年報－』 2019年 共著『特別活動及び「総合的な学習・探究の時間」の指導法 上巻』 2020年 共著『特別活動及び「総合的な学習・探究の時間」の指導法 下巻』/共著『教育実習（学校体験学習）・介護等体験・教職実践演習』
社 会 貢 献	ぐんまダイバーシティ推進地域ネットワーク会員（群馬大学男女共同参画推進室主催）

5. 卒業者の教育免許状取得の状況（文責：須川和美）

2021年度修了者教員免許状取得状況

学校種別教員免許状取得状況（2021年度）

学科・専攻等名	卒業者の数	免許状取得者 実数	高等学校 免許状	高等学校 免許状	学部等合計 (延べ数)
			一種	専修	
商学部 経営学科	101	6	6		6
商学部 会計学科	70	8	8		8
商学研究科	1	0		0	0
合 計	172	14	14	0	14

高等学校の教科別教員免許状取得状況（2021年度）

学科・専攻等名	商業		合計(延べ数)
	一種	専修	
商学部 経営学科	6		6
商学部 会計学科	8		8
商学研究科		0	0
合 計	14	0	14

6. 卒業生の教員への就職状況（文責：宮寺和也）

令和3年度教員への就職状況

学校種別学校教員就職状況（2021年度）

学部学科名	採用 の区分	高等学校			合 計		
		国	公	私	国	公	私
商学部 経営学科	正						
	他						
商学部 会計学科	正		1			1	
	他		1			1	
商学研究科	正						
	他						
合 計	正	0	1	0	0	1	0
	他	0	1	0	0	1	0

高等学校の担当教科別教員就職状況（2021年度）

学部学科名	採用 の区分	商 業			合 計		
		国	公	私	国	公	私
商学部 経営学科	正						
	他						
商学部 会計学科	正		1			1	
	他		1			1	
商学研究科	正						
	他						
合 計	正	0	1	0	0	1	0
	他	0	1	0	0	1	0

7. 教員養成の教育の質向上に関わる取り組みの概要

■教職支援室、教職指導室の設置

1. 教職支援室（1研）は、教職専門専任教員が常駐し、学生からの各種相談などに対応している。また教員の就職（在学生・卒業生を含む）に関する相談にも応じている。
2. 教職指導室（2研）は、模擬授業対策、教職課程の履修指導、教員採用試験対策などの相談に対応している。
3. 1研と2研とも教職専門専任教員の研究室の極近くに設置しているため常時相談等に応じる体制が出来ている。

■多様な学習機会の提供のための授業教材の作成

- ・2022年度までは、各年度『省察集』、『検証・教育実習』をそれぞれ作成。その他の教材は、各授業において適宜作成し配布している。

■各種ガイダンス・対策講座の実施

- ・「教職指導（学生の受け入れ・学生支援）」として、各年度に『教職課程履修の手引き』を作成し、それに基づき教職専門専任教員及び担当事務職員などが各学年に応じたガイダンスを実施している。

2022年度の前期・後期ガイダンスの実施状況は、以下の通りである。

[前期]

「新規 編入生・新2年・新3年生履修対象」は2022年3月28日（月）10時40分より

「新2・3・4年生対象」は2022年3月28日（月）12時30分より

「新1年生対象」は2022年4月4日（月）11時30分より

[後期]

「新規 履修対象」は、2022年8月31日（水）14時より

- ・本学学生生活・学習支援センターの資格講座「資格の杜」に位置づけるものとして、原則毎週土曜日、教職専門専任教員が「教員採用選考試験」に向けて無料で講座を実施している。在学生第1学年から第4学年が参加することは当然であるが、卒業生（非常勤講師等）も参加している。文部科学省は、異学年による集団学習を指導・助言しており、その対応へストレートな形で応えることとなっているが、それだけでなく卒後指導の役割も担っている。なお参加者の利便性を考慮し、本年度もオンライン形式で実施した。また、商業科・情報科教員に必要な資格取得講座も必要に応じて実施している。

■教育実習（事前・事後指導）・介護等体験指導

- ・教育実習（事前指導）には、講師として附属高校の教員等を招聘し講義や実習を行った。
- ・介護等体験指導（事前指導）には、講師として社会福祉協議会、群馬県教育委員会より特別支援教員（指導主事）を招聘し、講義や実習を行った。

■多様な学習機会の提供

- ・「教育実習報告会」、「介護等体験報告会」、「教職課程新入生歓迎会」、「4年生を送る会」の企

画・運営を学生が主体となりそれぞれ実施している。

■現職教員の研究会及び交流会

- ・卒業生の現職教員による授業公開や研究会や講演会などの機会を提供している。

例えば、「本学卒業の現職教員との学習会の実施」と位置づけ、2022年度は「高崎商科大学教職課程教師教育研究会 現職教員との情報交流会」を2022年12月27～29日及び2023年1月5日開催した。第3学年は全員が参加して模擬授業を行った。教職専門専任教員2名の他、5名の教職員が参加。本学卒業の現職教員としては、長野県1名、群馬県6名、埼玉県1名、栃木県2名の都合10名が参加。その他にも、第2、第4学年の参加もあった。

■卒業後の教職志望者への支援

- ・教員への就職情報や教員採用選考試験情報の提供と同時に、教員採用選考試験講座への参加を許している。

■現職教員への支援

- ・常に各種相談に応じる体制を整えている。

■教職課程担当教員の研鑽

- ・「教職課程に関するFD・SD」の開催や教職専門担当教員相互の授業見学を通して意見交換を行い、研鑽をしている。

8. 「介護等体験指導」（特別支援学校・社会福祉施設）の現況

(1) 「介護等体験指導」（特別支援学校・社会福祉施設）の事前指導

2022年度「介護等体験指導（事前指導）」の内容を一覧化した（表Ⅳ－1参照）。事前指導にあたって、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会総務企画課・小野田響子先生、群馬県教育委員会特別支援教育課・根岸昭博先生、社会福祉法人高崎市社会福祉協議会地域福祉係・多胡憲一先生にご指導を賜った。先生方に、ここであらためて感謝申し上げたい。

表Ⅳ－1 「事前指導年間計画」の確認（月曜日・5限）

日付	講師	内容
2022年11月14日	菅原・下山	ガイダンス
2022年11月28日	外部講師	体験にあたっての心構えと留意点（1）社会福祉施設
2022年12月5日	菅原・下山	介護等体験のねらいと学び（シンポジウム・介護等体験）
2022年12月12日	外部講師	体験にあたっての心構えと留意点（2）特別支援学校
2022年12月19日	菅原・下山	社会福祉施設での介護等体験について
2022年12月26日	菅原・下山	特別支援学校での介護等体験について
2023年1月16日	外部講師	高齢者と心理と行動・・・車椅子指導を通して
2023年1月23日	菅原・下山	介護等体験の心得・日誌の記入方法等について

(2) 「介護等体験」（特別支援学校・社会福祉施設）の実施

2022年度は、実施されなかった。

(3) 「介護等体験指導」(特別支援学校・社会福祉施設)の事後指導

2022年度は、実施されなかった。

9. 教職課程に関するFD・SD

(1) 研修会について

「教職課程に携わる大学教員の指導力の向上」の一つとして、2022年度の「教職課程に関するFD・SD」研修会は、2回実施された。

- ・第1回 2022年6月8日(水) 15:00～

【テーマ】 「2000年代における教師教育制度改革の基本的特質と本学の取組課題
—『教職課程の自己点検・評価』義務化過程を中心に—

(スピーカー：菅原 亮芳)

- ・第2回 2023年1月17日(火) 17:50～

【テーマ】 「教生6名の教育実習の報告内容を素材として教職支援・教職指導を考える

—2022年度TUC教育実習報告会(教職科目「教育実習(事後指導)」の一貫として)—

第2回「教職課程に関するFD・SD」研修会については、遠藤課長にコメントを寄せていただいた。

2022(令和4)年度教育実習報告会への参画、 そして、その内容を素材とした教職FD・SDでの学び

高崎商科大学 教学課長 遠藤 康生

2022年度教育実習報告会に今年度も参加させていただきました。事務局からは私遠藤と、加島、鈴木、宮寺、須川、迫田、富所、田村が出席いたしました。

コロナ禍中ではありましたが、教室にて密を回避した、リアルでの報告会が開催されました。午後5時45分より開始され、終わりは午後7時少し前でした。続けて、会場を移動し2022年度第2回目の教職FD・SDが開始されました。

教育実習報告会、登壇者は、6名(1名は代読)の教生たちでした。教生たちのご報告をうかがいながら、そして2022教職FD・SDでのディスカッションに加わりながら、全学的に教員養成を担う役割を持つ事務職員の一人として学んだこと、今後の展望などを、以下にしたためさせていただきます。

教育実習報告会からです。昨年度同様、担当教員と教職協働しながら、とりわけ①教育実習校確保促進、②教育実習校との連携・交流促進、③実習生からの相談対応支援、④教育実習後の事後処理対応、⑤「教員免許状申請への促進と支援」(「2021年度検証・教育実習」高崎商科大学、2022年)をという5点を重点化して進めるべきとしたためでしたが、今年度は、それらに加えて、6点目としては教職課程授業実施のためのインフラ整備状況把握、7点目としては「履修カルテ」の活用支援、8点目としては情報公表の迅速化、そして9点目としては教員採用選考試験準備学習への支援をしてゆくことが不可欠であり、重点課題としたいと感得した次第であります。教職FD・SDで議論された肝は、教育実習報告会でのご発表や質疑応答を通して、教生たちは何を学び、何を実践上の課題であるかを整理し、その作業の上に高崎商科大学教職課程の運営について評価をするということでありました。

教生たちは何を学び、何を実践上の課題としているかでは、生徒の学習の動機付けの大きな転換（知識・技術から探究への重点変化）と、生徒とのコミュニケーションの取り方に関する議論でありました。生徒とのコミュニケーション、つまり教育的関係研究は、重要研究テーマと認識されました。

他方、高崎商科大学教職課程の運営について評価は、本学の教職プログラムは、ほぼ完成されていることを確認しました。それ故に、義務化された教職課程自己点検・評価の観点を重視しつつ、何ができ、何が不足しているのかを継続的に教職協働で研究し、報告してゆくことが確認されました。有意義な報告会であり、研究会となりました。

これらのことより、今後も教育実習生がより充実した実習が行えるよう、教職協働に基づき全学的に教職課程における事務体制や実習生への指導・助言などを検討していきたいと感じました。職員員の役割について改めて考えさせられた、貴重な機会となりました

（2）『検証・教育実習－教職課程年報－』から『TUC 高崎商科大学教職課程年報（『TUC 教職課程授業づくり省察集』合併号）、そして『高崎商科大学教職研究年報』の作成へ

2004年度より各年度に履修学生たちの授業教材として『検証・教育実習－教職課程年報－』や『「模擬授業」等省察集』を作成してきた。これらは、各年度の教員養成政策に関する主要動向をはじめとして、①教職指導のふりかえり、②教育実習の記録と研究授業の学習指導案の掲載とそれらの分析、③介護等体験指導の到達目標に資する体験記録の掲載とその分析、④教職課程での4年間の学びの「集大成」を教育実習の到達点として定め、何に到達でき何が課題として残ったのかの検証等を行ったものである。教職専門専任教員の研究成果発表、教育の点検と次なるスタートの場として、省察と判断を共有する場ともなってきた。教員専門職化、高度化に向けてのテキストとなり教育実践の研究や教職実践演習などの授業教材や教職課程FD・SDの教材としても活用してきた。

本号2022年度は、『TUC 高崎商科大学教職課程年報（『TUC 教職課程授業づくり省察集』合併号）と改称し、また2023年度からは『高崎商科大学教職研究年報』としてスタートする。

10. 教職課程インターンシップの実施

2022年度「教職課程インターンシップ」の実施状況は、以下の通りである。

種 類	活動内容・実施日等
授業補助	<ul style="list-style-type: none"> ・南八幡小学校・第1学年・タブレット設定支援：2022年5月24日（火） ・南八幡小学校・第2学年・生活科「まち探検」：2022年5月25日（水） ・TUC SUMMER 高崎商科大学・キッズラボ・「読書感想文の書き方を学ぶ講座」：2022年8月7日（日） ・高崎商科大学附属高等学校「総合的な探究の時間」授業補助：2022年9月9日（金）
学習支援ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等学習支援：年間を通じて適宜

11. 2022年度の高崎商科大学教職課程の歩み（年表）

2022年度高崎商科大学教職課程の歩みを略年表形式で振り返ると、表Ⅳ－2のとおりである。

表Ⅳ－2 2022年度高崎商科大学教職課程史略年表

2022年 3月11日	2021年度教育職員免許状授与式開催。
3月28日	教職課程ガイダンスの実施（2～3年生・4年生等）。 「履修カルテ」を記入。
4月4日	新入生教職課程ガイダンスの実施（新1年生等）
4月4日	教員採用試験対策講座を開講。
5月16日	令和4年度教職課程履修生の集い
6月8日	第1回「教職FD・SD」を開催。
12月27～29日	高崎商科大学教職課程授業研究会（模擬授業合宿）を開催。
2023年 1月4・5日	
2023年 1月17日	教育実習報告会を開催。第2回「教職FD・SD」を開催。

V 高崎商科大学教職課程自己点検・評価書の作成への覚書

－「令和3年5月7日、ガイドラインの『教職課程の自己点検・評価の観点』を踏襲して－

ここでは、「高崎商科大学教職課程自己点検・評価書」の作成に向けて、「覚書」としていくつかの観点から問いに答える形式で、高崎商科大学教職課程について記しておきたい。ここに掲げた問いは、先の菅原論文で提示された図3や「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（文部科学省総合教育政策局教育人材政策課『教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（令和5年度開設用）〈別冊〉』等を参考に作成している。

1. 教育理念・学修目標

(1) 教員養成の目標と当該目標達成計画の策定状況／理想の教師像は、どのように設定されているか。

「3つのポリシー」（高崎商科大学『学生便覧』2022年）や文部科学省答申等に基づき、「高崎商科大学における教員養成の理念と目標」なかでも「教員養成の目標」が掲げられている。詳細は、本編「第IV部2」を参照。

(2) 教員養成の目標と当該目標達成計画の策定プロセス／所在する県の「教員育成指標」はどのように設定されているか。

「群馬県教員育成指標」なかでも「群馬県教員育成指標の概要」「ライフステージごとの教員育成指標」等を参考として、教員養成カリキュラム検討委員会及び教育実習委員会において検討している。

(3) 教員養成の目標と当該目標達成計画の見直し状況は、いかなる状況にあるか。

教員養成カリキュラム検討委員会及び教育実習委員会において検討している。

2. 教育課程の編成・実施

(1) 全学的な教育課程の編成状況／各学科の特色を活かした教育課程の編成はどのように実施されているか。

2022年度の経営学科及び会計学科の編成は、「6.『教科及び教科の指導法に関する科目の履修』」、「7.『教育の基礎的理解に関する科目』等の履修」、「『大学が独自に設定する科目』の履修」、「『教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目』の履修」に示す通りである（『2022年度 教職課程履修の手引き』（高崎商科大学、13-17頁）参照）。

(2) 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備は行われているか。

本学では、「教職支援室」及び「教職指導室」を設置している。詳細は、本編「第IV部7」を参照。

(3) 教育課程の体系性は保持されているか。

教員養成カリキュラム検討委員会において検討している。

(4) ICT活用指導力は身に付いているか。

各授業科目のシラバスに記載している（「高崎商科大学シラバス」参照）。

(5) キャップ制の制定状況はどのようになっているか。

「高崎商科大学履修規程」第3条第3項等に則り、履修単位等に上限を設ける等の運用が行われている（「高崎商科大学履修規程」参照）。

(6) 教育課程の充実・見直しはどのように行われているか。

教員養成カリキュラム検討委員会等において、適宜検討されている。

(7) 個々の授業科目の到達目標の設定状況はどのようになっているか。

各授業科目のシラバスに「到達目標」欄を設定し記載している（「高崎商科大学シラバス」参照）。

(8) シラバスの作成状況（授業計画・予復習内容・成績評価基準等）はどのようになっているか。

授業科目ごとに、「授業のねらい」「授業計画」「授業を通して身に付けることができる能力（DP）」「到達目標」「成績評価の方法・基準」などの項目に則りシラバスを作成している（「高崎商科大学シラバス」参照）。

(9) ALやICTの活用等の新たな手法の導入状況にどのように対応しているか。

グループワーク、プレゼンテーション、グループディスカッション、ディベートなどの方法を用いて授業を展開している。その内容は、授業科目ごとにシラバスに記載している（「高崎商科大学シラバス」参照）。

(10) 個々の授業科目の見直しの状況はどのようになっているか。

年2回実施されるFD推進委員会主催「授業開放」において、全学的な視点から見直しを行っている。またそれだけでなく、教職課程担当教員間で授業を相互に見学するなどして意見交換を行っている。詳細は、本編「第IV部9」を参照。

(11) 教育実習の実施状況はどのようになっているか。

「教育実習委員会」の指導のもと、「IV 教育実習」（高崎商科大学『教職課程履修の手引き』）に則り実施されている。詳細は、本編「第II部」を参照。

(12) 教育実践演習の実施状況はどのようになっているか。

シラバスに則り実施された（「高崎商科大学シラバス」及び本編「第II部1(4)」参照）。

3. 学修成果の把握・可視化

(1) 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況はどのようになっているか。

「高崎商科大学履修規程」及び「教務マニュアル」等に則り実施している（「高崎商科大学履修規程」及び「教務マニュアル」等参照）。

(2) 教員養成目標の達成状況（学修成果を明らかにするための情報の策定及び達成状況はどのようになっているか。

学内 A-Portal における「電子履修カルテ」の利用、授業（とりわけ「教職実践演習」）、レポート作成、報告会等において達成状況を確認している。

(3) 成績評価の状況はどのようになっているか。

各授業科目のシラバスに「成績評価の方法」欄に記載し、高崎商科大学「教務マニュアル」に則り評価している（「高崎商科大学シラバス」参照）。

4. 教職員組織

(1) 教員の配置状況は「教職課程認定基準」に準拠しているか。

「教職課程認定基準」等に則り、『教職課程履修の手引き』（教職課程専任教員・教職課程非常勤講師）に掲げるように配置している（高崎商科大学『教職課程履修の手引き』参照）。

(2) 教員の業績等の状況は把握しているか。

教員養成カリキュラム検討委員会や『教職課程年報』等において情報共有し、また各年度毎に大学における「自己点検」の一環として「アカデミック・ポートフォリオ」等の提出を行っている。詳細は、本編「第IV部4」を参照。

(3) 職員の配置状況は適切か。

各年度ごとに配置されている（高崎商科大学「センター・委員会等構成員表」参照）。

(4) FD・SDは実施されているか。

2022年度は、2回の「教職課程に関するFD・SD」研修会が実施された。詳細は、本編「第IV部9」を参照。

(5) 授業評価アンケートは実施され活用されているか。

2022年度は、前期及び後期に実施された。

5. 情報公表

(1) 「学校教育法施行規則」172-2、「教育職員免許法施行規則」22-6に依る情報公開はしているか。

本学 HP 上にて情報公表を行っている。

(2) 学修成果（単位取得状況）の情報公表は行っているか。

教職入職者数は公表している。

(3) 「教職課程自己点検・評価」に関する情報公表を行っているか。

検討中。

6. 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

(1) 教職課程を履修する学生の確保に向けた取り組みを行っているか。

教職課程に関するガイダンスを、前期及び後期に実施している（詳細は、本編「第IV部7」を参照）。

(2) 「履修カルテ」の適切な活用を行っているか。

「履修カルテ」の記入方法についての説明会を実施し、例えば「教職実践演習」等の科目において活用している（詳細は、本編「第Ⅳ部 11」を参照）。

(3) 学生に対する履修指導を行っているか。

教職課程に関するガイダンスを実施するだけでなく、教員はオフィスアワー等を利用し、事務局は窓口において対応している。また学内 Web ポータルサイトも活用し相談に応じている。その内容については教員養成カリキュラム検討委員会にて報告し情報共有している。

(4) 学生に対する進路指導を行っているか。

在学生については、オフィスアワー等を利用して指導を行っている。エントリーシートの書き方については、適宜、行っている。教職入職情報については、キャリアサポート室や各学校、そして卒業した先輩教員から情報を得ている。

7. 関係機関等との連携

(1) 教育委員会や各学校法人との連携・交流を行っているか。

教職関連科目、なかでも「教育実習」の事前指導において附属高等学校の教頭や養護教諭を招聘している。また「介護等体験指導」の事前指導において、教育委員会から講師を招聘している（詳細は、本編「第Ⅱ部、第Ⅳ部 7・8」を参照）。

(2) 教育実習校等を実施する学校との連携・協力は行っているか。

「自己開拓実習校」の確保が困難な学生を対象として、「協力実習校」を確保している（高崎商科大学『教職課程履修の手引き』『協力実習校一覧』参照）。

また、教育実習終了後に「懇談会」を設け、教育実習のふりかえりを実施した（詳細は、本編「第Ⅱ部」を参照）。

(3) 学外の多様な人材の活用は行っているか。

「教育実習 事前指導」、「介護等体験指導」、「教職実践演習」等の授業科目を中心として学外の人材を招聘し授業を展開している（詳細は、本編「第Ⅱ部、第Ⅳ部 7・8」を参照）。

8. 内部質保証

(1) 自己点検・評価結果からの見直しは行っているか。

高崎商科大学の「自己点検」評価項目に則って報告し、面談等により見直しを行っている。

(2) 第三者評価は行っているか。

検討中。

VI 教職指導に係る学内組織等の体制

■ 教育実習委員会委員長及び委員

菅原 亮芳（教育実習委員会委員長・教授）

竹上 健（学部長・教授）／下山 寿子（教授）／後藤 小百合（自己点検評価委員長・教授）／

富所 弘美（係長・キャリアサポート室）／田村 真吾（主任・総務グループ）／須川 和美（主任・教務グループ）

■ 教員養成カリキュラム検討委員会委員長及び委員

下山 寿子（教員養成カリキュラム検討委員会委員長）

築 雅之（副学長・教授）／菅原 亮芳（教授）／田中 敬幸（学科長・准教授）／鈴木 洋文（教学課次長）

／迫田 千嘉（係長・教育企画グループ長）／宮寺 和也（主任・教務グループ長）

■ 2022年度教育実習校派遣担当教員（教育実習生に対する指導の方法）

築 雅之（本学教授）

田中 敬幸（本学准教授）

豊田 正明（本学教授）

前田 拓生（本学教授）

美藤 信也（本学准教授）

（文責：須川和美）

謝 辞

本学の教職課程並びに教育実習生をお支えくださいました各実習校の先生方、また「教育実習（事前指導・事後指導）」、「介護等体験指導（事前指導）」等においてご指導を賜りました群馬県教育委員会、高崎商科大学附属高等学校の先生方、社会福祉協議会の先生方、実習校派遣担当教員の先生方、本学事務局教職課程担当の職員の皆様方には、深く御礼申し上げます。

本学より多くの教員が輩出できるのも、各諸先生方・職員の皆様のお力添えの賜物であり、大変なお世話になりましたことを教職課程学生一同、心より感謝いたしております。

今後とも高崎商科大学並びに本学設置の教職課程をお支え下さいますよう、伏してお願い申し上げます。

教員養成カリキュラム検討委員会

【願いとお願い】

本書が未来の教育に多少なりとも、また教員になる者には、この書を使い未来の子どもたちの学びと発達のための礎に、さらによりよい教育や社会の発展のためにいくらかでも寄与し、公益のためになることができたならば編者たちの望外の喜びです。

私たち編者は、丁寧に注意深く事実在即してしたためましたが、誤記・脱字、出典、引用などに不分明なところや間違いがあるかもしれません。ご指摘いただけましたら幸いです。何らかの形で訂正しますのでご教示を賜りたく存じます。

TUC 高崎商科大学教職課程年報
(『TUC 教職課程授業づくり省察集』合併号 2022)

2023年2月28日初版第1刷発行 〔検印省略〕〔非売品〕

編著者 菅原亮芳 下山寿子

発行者 教員養成カリキュラム検討委員会

発行所 高崎商科大学

製 本 群馬県高崎市小八木町2030-7
株式会社 ダイワプリント

ISBN978-4-903099-57-6